

厚生文教常任委員会

令和7年9月9日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和7年9月9日(火) 午前9時30分 開会
午後9時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	杉本訓規
副委員長	坂本剛司
委員	西川善浩
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	川村優子
〃	藤井本浩

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	柴田三乃
〃	吉村始
〃	谷原一安
〃	増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	東錦也
教育長	椿本剛也
財務部長	内蔵清
財政課長補佐	山岡晋
市民生活部長	西川勝也
環境課長	吉田賢二
〃 補佐	西井満良
保健福祉部長	中井智恵
社会福祉課長	能海正男
こども未来創造部長	葛本章子
こども未来課長	西川修
〃 補佐	栞原聡
子育て支援課長	新澤明子

〃	補佐	塚本厚子
	こども・若者サポートセンター長	川崎圭三
〃	補佐	石岡千寿
	こども・若者サポートセンター	
	統括臨床心理士	石田陽彦
	産業観光部長	植田和明
	農林課長	山岡邦啓
	教育部長	勝眞由美
	学校教育課長	森本欣樹
〃	補佐	新家香代
〃	補佐	尾方慎太郎
	生涯学習課長	石橋和佳
	上下水道部長	吉田和裕
	水道課長	西川基之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝
書記	神橋秀幸
〃	西邨さくら

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第65号 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 議第61号 葛城市堆肥場設置条例を制定することについて
- 議第66号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について
- 議第54号 葛城市公民館の指定管理者の指定について
- 議第55号 葛城市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議第56号 葛城市集落センターの指定管理者の指定について
- 議第57号 葛城市農事集会所の指定管理者の指定について
- 議第58号 葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) 部活動の地域展開に関する事項について
- (2) 熱中症対策用備品の購入に関する事項について
- (3) 保育施設の入所に関する事項について
- (4) 忍海小学校区学童保育所に関する事項について
- (5) こども・若者サポートセンターに属する事項について

(6) 葛城市社会福祉協議会に関する事項について

開 会 午前9時30分

杉本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日、厚生文教常任委員会、議案のほうも調査案件のほうも少し多い内容になってますけれども、重要な問題が多いですので、皆さん、慎重審議よろしくお願ひいたします。

委員外議員の紹介をさせていただきます。柴田議員、谷原議員、増田議員、吉村議員。

発言される場合は必ず挙手いただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願ひいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託された付議事件の議事に入ります。

初めに、議第65号、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉田部長。

吉田上下水道部長 皆様、おはようございます。上下水道部の吉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました議第65号、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することにつきまして、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。初めに改正理由でございます。本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度の拡充が行われたことを踏まえまして、企業職員についても、一般職の地方公務員と同様の取扱いとするものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表をご覧ください。第15条に規定いたします給与の減額の部分休業について、職員が部分休業の承認を受けて、1日の勤務時間の全部または1年につき管理者が指定する期間を超えない範囲内について勤務をしない場合には、給与額を減額して支給する旨の所要の整備を行うものでございます。なお、施行日は令和7年10月1日でございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

杉本委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第65号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

西川市民生活部長 皆様、おはようございます。市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することについて、ご説明させていただきます。議案書は26ページをお願いいたします。現在使用しております高田バイパス高架下につきましては、令和7年9月30日をもって使用期限が満了することから、大字寺口にごございます多目的広場の場所に移転をするため、今回設置条例の制定をお願いするものでございます。第1条では、設置目的として、ごみの減量化及び資源循環型社会の推進を図るため、葛城市堆肥場を設置するという規定でございます。第2条では、名称及び位置を規定するものでございます。第3条では、規則委任の規定でございます。この条例の施行に関し、管理運営に関する事項は規則で定めると規定するものでございます。

最後に附則といたしまして、1で、施行期日は公布の日からの施行でございます。2で、今回の条例の制定に伴い、葛城市多目的広場条例を廃止するものでございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 前もって言っておきますけども、この案件については、3月議会のときも、初めて出されて、それでかなり時間をかけて、また委員長の配慮によって、予算特別委員会の途中で厚生文教常任委員会を開くといった異例の形でされた議案であります。非常に議会としても、特に私も発言は多いでしたけども、非常に多くの発言をしました。それだけ重要であった、議論しなければならない案件であったというふうに認識をしております。そんな中で、10問近く質問があるんで分けていきますけども、今日混乱を招いているというのは、市民の皆さん、また議員の皆さん方も周知のとおりであろうかと思えます。振り返って話を聞いてほしいですけども、3月議会で話をし、委員会、また予算特別委員会でも、厚生文教常任委員

会でも、近隣の平岡とか南藤井といったと思いますけども、ここにもちゃんと話をするようにということを、議会のほう、また私も、副委員長である坂本議員からも、それをお願いして話というのを進めていったところでもあります。

今日このような混乱を招いてる中で、なぜ議会がそのように言ってるのに、強く求めてるのに、慎重にいてくださいということを言ってるのに、なぜいかなかったのか。それについて、まず1問目としてお願いしたいと思います。地域の方がこの議会だよりを見て、6月の初めに見て初めて気づいたとおっしゃってます。そこから市役所に来て、苦言を申し上げたというところから始まりましたけども、そのときもう工事を進めようと言われてました。だから、そこまで私も、皆さん方はどうか分からないけども、3月議会で行ってくださいよというお願いをしといた以上、4月、5月の間、私は行ってもらってるもんやと。説明会等を開いて、ちゃんと議論はされてるもんやというふうに認識をしておりましたけども、案の定、何もできてなかったわけじゃないですか。6月に向こうから気づかれた。で、こっちへ来られた。なぜ行かなかったのかね、それまでに。これ1問目、お願いしたいと思います。

それと2問目ですけども、確かに寺口という場所が、寺口というところのぎりぎりのところで、今やろうとしてる多目的広場、バーベキュー広場を今回、おひさま堆肥、いわゆる堆肥化施設にしようというものですよね。こういったケースの場合、その場所の周辺の所有者の方、地権者の方とは話をしたと、このように3月議会でも説明は受けました。ところが、聞いてみると、寺口側の地権者とは話をしたと。平岡側の地権者、ぎりぎりだから、周辺地域というのは平岡もあるわけですよ。そこにも1軒ないし2軒の地権者がある。それはなぜされなかったのか。私から言うと、何か事業をしようと、どこでも一緒ですやんか。大字のぎりぎりのところである場合は、その周辺というのは、市長、竹内と長尾のどこについててぎりぎりのところであるときは、竹内でするんやから竹内だけやと。そんなことはないでしょう。やっぱりくっついてたら、その地域にも話をする。少なからずも、今回、地域には話しなかったけど、地権者にも話をしてない。ここは大きな問題やと思います。それが今、今日、こういう混乱を招いてるという私は認識でいますけど、なぜしなかったのか。

また、ついでやけども、こんなやり方をやってるんですか。おかしいでしょう。やっぱりものを何かしようと思ったら、その周辺地域と話すのは当然の話でしょう。そこをされてないということについてお話をください。

それと確認しておきたいですけども、今、この条例、バーベキュー広場、多目的広場の条例を廃止して、そこを堆肥化施設にしようというものであります。この場所にお住まいされてる方が一番近い人の大字はどこでしょうか。この3問、まずお願いしたいと思います。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 1問目のご質問です。地元大字への説明をしなかった理由、なぜかということですが、これも以前の……。

(発言する者あり)

西川市民生活部長 隣接大字には説明をしなかったのかということでございますけども、以前の委員会等でも説明はさせていただきましたが、その周辺の立地条件等を確認をさせていただいた

中で、今回そのような判断をさせていただいたというような答弁をさせていただきました。そのものについては変わりはありません。寺口の地権者に説明をされたが、なぜ平岡の地権者にはされなかったのかということですが、それも今、答えさせていただいた、現場の立地条件等を見た中でそういうような今回判断をさせていただいたということでございます。

場所につきまして、どこが一番近いのかということになれば、直線距離で言えば、平岡大字になるのかもわかりませんが、全て立地条件等を判断させていただいた中で今回の判断をさせていただいたということになります。

以上です。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 これ、本当に純粋な市民が聞いたとき、どう思われるかということやけども、この場所があって、そこで何かするとき、周りの人に一応声かける。一般の民間の人でも、工事をしますよとって、工事をしますよとか、何かのときは声かけられてきますよね。公共工事をするときに、地図上で見たら隣接やけども、立地で声はかけないという判断をした。そんな判断基準ってどこにあるんです。高く上がって行ってます。岸壁じゃないじゃないですか。木もあるし、竹やぶみたいになってるじゃないですか。副市長、市長、税金ももらってるんでしょう。そこは関係ないねんという判断をしましたと。これ、物すごく私はおかしいと思うんですけどね。

西側の寺口大字は、何かいろいろ、田の耕作をやられたり、いろいろお使いの、そっちには話をされて、形状によって、岸壁でどうにもこうにもならないというのじゃないでしょう。ちょっと行ったところは平地のともあって、ぐっと曲線のように高くはなってるけども、こんな判断を、こういう施設をつくるときに、かつ、前も言ったけど、1つの施設をなくして新しくしようという大事なこのときに、そういう判断をしたところですよ、これはお聞きしておきたいけども、副市長か市長、お答えしてほしいけど、その判断は誰がされたんですか。そんな判断で、ほんで、またいいんですか。例えば、これクリアしていこうと思ったら、ほんまにちゃんと審議しないと、3月も言ったけども、その判断は誰がされたのか。副市長、お答えくださいね。

民家が平岡に一番近いというお答えをいただきました。やっぱりそういうところも配慮すれば、これはやり方として決してよくない。まずいやり方であったと私は思いますけども、少なからずも、その判断をしたと。もうええねんと。言わなくてもええねんという判断をしたその基準なり、誰がそれを下したのか。部長いうのやったら部長でもいいし。お答えください。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 お答えさせていただきます。その判断ということですが、これ、3年ぐらい前からいろんな場所等について検討をさせていただきました。その中で、どこにという当初説明をさせていただく検討をするときに、寺口大字でございましたので、寺口大字というような形で判断をさせていただきました。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの藤井本委員の、誰が判断したのかというところでございます。今、経緯につきましては部長のほうからご答弁をさせていただいたとおりでございます。過去からの経緯等々を踏まえまして市役所の中で検討いたしました。その中において、今、部長が申しましたように、立地条件であるとか、いろんなことを鑑みまして、市長、私、関係職員が入りまして、果たしてこれでいいのかということで判断をしたというところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そういう判断をずっとされるんやったら、この事業のみならず、私は考え方を変えたほうがええと思います。どんな施設であろうと、公共事業をする場合、その周辺の地形によって、いや、もうええと思ひましてん、というんじゃないくて、やっぱり地権者はいはるわけでしょう。税金もらってるんでしょ。少ない多いは別にしても。いや、ここは税金ももうてないこですんねん、というんじゃないんでしょ。そこで地形によって判断をしましたと。この考え方を改めていただきたいと要望したいと思います。くつついてるところには、それが大字が、さっきのお話じゃないけども、するところは寺口やから、寺口の地権者だけに言いました。こっちは地形がもう大丈夫やということでもってやりましてん、じゃなくて、やっぱりそういうふうにしなないと駄目やと思います。

先ほどあったように、やっぱり民家というのは一番近いわけですから、そこを抜かしてる。何遍も言いますけども。こんなやり方が今回の、何遍も言いますが、4月、5月の間にもうけりはついたと思ってたんですよ。6月になってから混乱を招いてる。それはこれがもとじゃないんですか。少なからずも、今後において、こういうケースの場合、段々畑と言うたら、もっといい言い方はあるのかな。段になってるから、もう上は言いませんでした。今後においてもそんなんやったらあかんと思いますよ。やっぱり隣接する地権者は地権者やということでお話を進めていかないと、そんなん行政、民間の何かするでもされるねんから。

お静かに。すいません。私、話させてもらってるんで。

じゃあ、3回目ということで、一旦ここで。

杉本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 今、この案件につきましては、3月の予算委員会の際に、非常に我々議会になかなか浸透してこなかった案件であったというふうに予算委員会の中では感じておりました。急遽、厚生文教常任委員会をやって、なぜ、このような状況になってるかということの説明はいただいた。そのときに、予算の議決のときに、やはりこの案件は非常にデリケートな問題なので、住民の理解というものが最も大事だということ、私たちは、議会としてはそのように申し上げたつもりでした。その後、これ、条例を制定するまでに期間があったわけです。期間があった中で、まず、平岡大字にそのお話を、議会だよりを見て言われたということは、もう既に相当な期間が過ぎてるんですよ。その間、我々議会が理事者に求めたことは、丁寧な説明をするようにというふうに申し上げたつもりだったんですけども、その経緯は、

今、部長がおっしゃったように、部長もその説明に行かれたということは、個別には聞かせてもらってたんですけども、改めて予算委員会が終わった後に大字寺口、そして大字平岡に住民説明をしに行かれた経緯、これ、改めてもう一回お聞かせいただきたい。その時系列を教えてくださいと思います。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 平岡大字への説明会ではございますが、初日の本会議の谷原議員の質問にもお答えをさせていただいたと同じ答弁にはなるわけでございますが、令和7年6月27日に、平岡公民館におきまして大字説明会をさせていただきました。後ればせながらになったわけでございますが、説明会の冒頭で、今回、平岡区に対する混乱を招いてしまったことについてのおわびをさせていただきまして、この堆肥事業へのご理解をいただけるようご説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

(発言する者あり)

杉本委員長 傍聴者をお願い申し上げます。静粛をお願いします。

(発言する者あり)

杉本委員長 静粛をお願いします。それはこちらで指摘させていただきますので。

西川部長。

西川市民生活部長 6月29日です。訂正のほうをお願いいたします。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 このときは、理事者側はどなたが行かれたんですか。それを聞かせてください。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 課につきましては、私と環境課の課長、課長補佐、副市長に同席をしていただきました。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 2回目なんで、意見だけになるんですけども。

杉本委員長 いいですよ。

川村委員 許可いただきたいのは、時系列をきちっとしとかないといけないんです。これ、一度この話が出て、市役所の住民に対するこういった案件の中での説明というのは、非常に丁寧にしていただかないといけないというふうに私は思ってます。それで副市長が同席されたんですが、そのときにどのようなお話というか、話をご理解いただけたのかどうかという答弁抜けてるので、もうちょっと具体的にどのような状況になったかというのは教えていただけますか。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 今回移転に当たりまして、今現在行ってる堆肥場がどういうものであるかということについてご説明はさせていただきました。その中で今のバーベキュー場のところに移転のほうを考えておるのでという説明もさせていただきましたが、その当日につきましては、私どもの感想としては、ご理解を賜るようお願いをさせていただいたところであっ

て、結論というところまでは至っていなかったのではないかなというように考えております。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 私、質問を一旦切りますけども、せっかく平岡まで向かって行かれた。納得のいかない状況で終わったというふうに今理解したんですけれども、丁寧なこちらからのお願いということと、大字の立場として何が原因で納得できないのかというところのその部分というのは、把握できたのか、できてないのかというところは、やっぱり我々議会としても知りたいところなので、また質問、また誰か返して、次の質問者の後でまたお聞きいたします。

杉本委員長 傍聴者をお願いいたします。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、委員会運営上、静粛をお願いいたします。なお、委員長の命令に従わないときは、委員会条例第17条第2項の規定により退場を命じますから、念のため先に申し上げておきます。よろしくをお願いいたします。

藤井本委員。

藤井本委員 川村委員の今の質問に関連してお伺いしておきたいと思います。

あと後ればせながらということで、平岡大字にはおわびを申し上げて説明に行っただと、こういうことで、その後のことは川村委員さん、また聞かれるだろうと思いますけども、ちょっと戻るんですけど、寺口さんには理解を得られてますよね。私は、それは一生懸命行かれた証拠やと思います。粘り強く行かれたんやと思います。一番最初にお話に行っただときから、納得と言ってええんか、合意を得られたのが令和6年の、私は何回も何回もあのビデオを見てますけど、秋から冬やという部長の答弁がございました。いつから寺口さんと、私、寺口さん、本当に理解されて、そうやったと思うけど、期間かかっていると思うんですよ。それ、どれぐらいかかりましたか。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 まず初めに行かせていただいたのは、令和6年の年変わったぐらいかなというように思います。区長にお願ひさせていただいて、こういうことで説明会を開かしてほしいということで説明をさせていただきました。その後いろんな意見いただきましたので、再度説明会をこちらのほうは段取りはさせていただいておったんですけども、その間、区長さんのほうはその地権者さんとお話をされて、一定の条件を出された中で、再度2回目の説明会というのはやることなく、了承をいただいたというのが令和6年の秋から冬にかけてかなというように認識をしております。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そうなんですよ。市民の方に理解を得ようと思うと期間が必要じゃないですか。それを今、また川村委員さんに戻しますけど、今、6月の29日ですか、説明会をされた。ここから起算しても、やっぱりそれだけの期間、少なくとも、粘り強く市民の方にご理解を得やんなあかんと思ったら、期間が必要じゃないですか。そこんどこをどう思われてるのかね。片方で1つのことをするのに、1月から、年末、秋から冬に、11月ぐらいやとするならば、10か月、11か月かかっているんでしょう。それは、私は努力された結果やと思いますよ。今、山

麓地域のほかの大字も今まで言わなかった。それぐらいの期間は必要やと思わないですか。そんな、遅くなったら余計、私は、地域の方というのは気分がええもんじゃないと思いますよ。誰だってそうじゃない。それを、やっぱり期間は必要やと私は思うんですけど、そこんところどうでしょう。

杉本委員長 ついでになんですけど、そもそも、こういうもんなんですという答弁が多いような気がするんですけど、おひさま堆肥のときはどうやったんですか。そこも全部、ほかのどこにも説明行って、今回だけやってなかったら、それは問題やと思うんですけども、そもそも、こういうもんなんですという答弁が多そうな気がするんですけども、過去のことを聞いて申し訳ないんですけど、今のところはどやったんですか。この2つ、お願いします。

西川部長。

西川市民生活部長 現在、17年前にあこをお借りされて、この事業を始められたということなんです。あの場所については弁之庄、隣接する大字が大畑、中戸というのがございます。地元の区長さんなり等々にもお聞きさせていただいたんですけども、あこをやるに当たっては、公の施設であるんで、その当時、弁之庄大字の区長さんには声かけたかどうかというところは微妙なんですけども、そういうような形であの事業をされたということで、私の地元の中戸区長にもその辺は聞かせていただいたんですけども、その事業についてのお話というのはなかったというようには聞いております。

杉本委員長 藤井本委員の質問。

西川市民生活部長 当初やるに当たって、そういうこともあって、今の実情の状況を見たときに、実績等々もございましたので、今回、地元である寺口さんのほうにはお話はさせていただいたということが、そういうように判断させていただいた経緯でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 さっきの続きの、私もまだ質問はございますけども、私は何を言いたいかという、遅れて行って、遅れて説明会を開いたというところまでは分かりましたやん。そこから起算したら、前例を見てたら、納得を得るためにこれから行くんでしょ。やっぱり日数は必要やと思う。私は普通に考えて思うんですよ。そこをどう考えてるかということ、混乱のままずっといくんですか、これ。そこをどう思ってるんですかということをお聞きしてるんです。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

藤井本委員のご質問でございますけれども、私どもといたしましては、引き続き、平岡区の大字の皆さん方には理解を求めていかなければならないのかなど。当然、丁寧な説明、また現地も見ていただいて、納得していただいた上で前向いていくのかなというふうな判断をしておるところで、引き続き私どもは理解を求めていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ということは、理解を求めないうちは移転しないというふうに聞こえましたが、そう

いう理解でええわけですか。今の副市長やと、理解を求めてからやっていくと。理解を求めるのに先に努力をすると。このように聞こえましたよね、皆さん。それを求めて理解を得られなかったら移転はしないと、こういうことでええのか。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 この件につきましては、大字平岡区の皆さんには理解は求めていかなければならないというのは当然なんです。というか、もともと、当該大字、寺口地区の地権者の皆さんにはご理解をいただいたというところで、寺口地区には同意は必要であるというふうにはなるんですけれども、あくまでも近隣の大字につきましては、理解を求めるといふことで判断をしておるところでございまして、その辺をご理解いただけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

杉本委員長 ほかにございせんか。

川村委員。

川村委員 藤井本委員の関連が入りましたので、要するに、時間がかかるとかっていう話に今なってるんですけど、私は、理解を求めていくのに、お互いにどこが理解できないとこなのかというその話の内容というのが一番大事だと。何が誤解というふうに、こっちの説明に対して、誤解という表現はやめます。納得できない説明であるとしますよね。そしたら納得できないところは何なのかというところをもっとしっかりと、今日の答弁で納得できない理由の一つも出てこない。だから、なぜ理解を求められないのか。ここが一番今回の議論の中の核やと思います。

納得できない理由は、臭気なのか、臭いなのか、それとも鳥獣害なのか、いや、それ以外の原因があるのか。ここのところを議会は、今回も、過去の中戸のあのエリアの高架下の実績というのがもう相当あるわけです。その中で、その実績の中で、そういった、今、心配なさっているようなことが実際あるのかなのか。ここはやっぱりきちっと我々も調査しないといけないのかなというふうに思います。ですから、これ、議案が上がってきて慌ててこんな審議をしているということは、非常に議会としては残念です。はっきり言うて。これ、もっと、3月議会が終わってしっかり時間を、その時間は十分あったはずですよ。何でこんな慌てなあかん状況になったのかというのは、はっきり言って、理事者の努力不足やと私は思います。

努力をするということは、もっと情報を密にやっぱり住民さんに伝える。理解を求める。理解というのはそういうことですよ。時間をかけたからといって理解できません。先ほど言った、いろんな条件とかって言われましたけど、それは別として、これ、副市長が行かれて、ここまでの問題が大きくなってるのに市長は行かれてないわけですけども、市長もいずれか、この話については、しっかりした市長の考えを示していってもらわないといけないと思いますが、その前に、今、原因となってる場所は何かということをお我々も検証してみたいなというふうに思います。

私らも、いつも高架下通ってくるわけですけども、できたら、何をまず心配なさってる場所なのかということをお1回答弁いただいて、その状況というのを調べさせていただきたい

なというふうに思いますので、その原因たるものは何なのかということをはっきり言うてくださいよ。答弁お願いします。

杉本委員長 そのとおりやと思うんです。行かしたんですよね。説明会に。その問題点を挙げてもらわないと、うわさでは聞きますけども、この正式な場で聞かんと、川村委員おっしゃるとおりで、何で止まってんのというのが最大のネックやと思うんで、その辺の所見お願いします。

西川部長。

西川市民生活部長 その説明会の中でお話も出た内容の中では、1つは、臭気というのは出ました。あとは、そういうものが来ることによる鳥獣害被害等についてのお話は、説明会の中では出ました。

(「まだ抜けてますよ」の声あり)

杉本委員長 終わりですか。

川村委員。

川村委員 じゃあ、この2点ですね。今、答弁あるように。鳥獣害被害となってくると、なかなか、今現状、これ、実績あるので、そういうような状況が過去に起こったかどうかというデータはお示しいただかないといけない。これはきっちり分析していかないと、今回のこのおひさま堆肥の活動自体がどれほど住民に影響を与えるかというところは、我々議論していかないといけない部分だと思うので、これまでの実績でちょっと気になるとかいうようなことって実際あるのかどうかというところ辺も、それから鳥獣害、これも何か学識経験者に聞かれたのか。その辺りはどのようにリサーチされてるのかというのは分かりますか。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 鳥獣害につきましては、堆肥はしていただくに当たって、三重県のほうに勉強しに行っていて、今現在、堆肥のほうはつくっていただいています。その先生と言われる方に確認はしていただいたところ、この今堆肥につきましても、家庭のごみ箱をそのまま堆肥場に持ってくるのではなく、一次発酵という形で、家で一旦、床材という微生物の入ったもので攪拌を幾分かしたものを搬入のほうをしていただいておりますので、その先生の話によりますと、そういうのよりも、毎週2回、回収させていただいておりますごみステーションのほうで、そういう鳥獣というのは寄ってくるであろうというようにお話を聞いておりますので、今現在、あの場所につきましても、山手と平地では違うわけですけども、そのような被害というのは聞いていないというのが現状でございます。

杉本委員長 バーベキュー場のときはそういう鳥獣害の被害はあったんですか。例えば、ごみを残して放しで帰らしたとか、ゼロじゃないと思うんですけども。

西川部長。

西川市民生活部長 その辺は調査のほうはできてないんです。山麓公園のほうにはイノシシ等が来て、芝生のところを荒らしたとかいう事例はあって、今、全部全て周りを電柵のほうで囲わせていただいておりますけども、バーベキュー場のところが、私おる限りは、そういうことはなかったのかなというようには思っております。

杉本委員長 臭気の調査。

西川部長。

西川市民生活部長 臭気につきましても、何回も皆さん通っていただいていると思いますし、私がこの環境課に来て五、六年になるんですけども、その間、近隣の方から、そういうふうな臭い等についての問合せとか苦情等は、記録には残っておりません。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 鳥獣害については、なかなか難しい域やと思います。確かに、もともとそのエリアの違う条件のために鳥獣害という被害もあるということも考えられますので、そのところは、今言われるように、この取組をするということによって新たに鳥獣害が増えるのか増えないのかというところは、はっきりした答弁に、決めつけられないような状況もあるかもしれません。

臭気についてなんですけども、これ、このおひさま堆肥というのは、生ごみをそこに持ってくるわけではないと思うんです。一次発酵したものを持ってくる。その段階で一旦一次発酵させてくると。一次発酵してきたものを次の発酵に向かっていくときに、例えば落ち葉なんかにあるEM菌というんですかね。そういう菌が発酵を進めていく中で、私も、地域でそういった堆肥をつくってる方、たくさんいらっしゃいますので、聞いたんですけども、むしろいい発酵が進むと、そういった悪臭とかじゃなくて、香ばしい匂いがするというか、発酵がよければよいほど、そんな臭気はないと言っていたのを聞いたんですが、でも実際、今、おひさま堆肥の量とか、そんなんもありますし、委員長、この話を、もし、皆さん議論あると思うんですけど、私は一遍現地へこの委員会として出向いて、もうせっぱ詰まってるわけですから、私たちはこれを判断しないとイケないんですから、1回その状況を確認したいと思うんですが、皆さんのご意見も聞いていただいたらと思うんですけど。

ここまで皆さん、住民さんも非常に心配された中ですから、心配のない状況を理解してもらえるのか。それとももらえないのかというところの判断は、議会のほうもリサーチしてみたいなと思ってるんですけども、もし、それが可能であれば、よろしく願いしたいと思います。

杉本委員長 一旦暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前11時20分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、おひさま堆肥場の現地に今、委員全員で行ってきたんですけども、行った所見というか、感想というか、皆さんにお聞きしたいと思います。

川村委員。

川村委員 私の提案で現地の視察をさせていただきまして、時間を割いていただきまして、委員の皆様、ありがとうございます。行かせていただいてよかったかなと思っております。なかなか、おひさま堆肥の冊子をいつも見させていただいて、どういう流れでおひさま堆肥ができるのかなというところは理解してたものの、現地で実際にそういった会員の皆さんが持ってきた、

一時的に発酵されたものがどういうものであるかと、これが一番大事な部分であって、それから発酵、一番最終的な堆肥になるまでのそういった流れというものをじかに見させていただきまして、本当によかったと思っております。

いろいろと鳥獣害被害とか、そういった部分にまではなかなか、確たるところを視察するというとこまでは至らなかったんですが、臭気に対しては、それも天候によったり、風の吹く方向によって、個々が感じる臭気というのはいろいろ様々あると思うんですが、私も予想してたよりは、一時的な発酵のところが、非常におひさま堆肥の会員様たちのレベルが上がって、以前は何か雑な処理をして現地に持ってこられて、臭気も非常にあったようなことも聞いたんですけども、実際、今の段階で、かなり指導もあった中で、一番最初にスタートで持ってこられる一時発酵されたものの、今日は現地ではちょうどその回収の日に当たっておりましたので、見させていただいて、どんなもんかなということもよく分かりました。

非常に山土の、私さっきEM菌と言いましたけども、そうではなくて、それぞれの葉っぱの裏についているいろんな、そういう発酵する菌がいい形で山土とブレンドされて、思った以上に生ごみ感というのがなかったなというふうに感じました。その中で臭気というもののレベルというとなかなか難しいなって思うんですけど、お感じになられる方、近隣の方、そういったことの苦情というのはゼロではないとは思いますが。ただ、その経緯の中で、その中で、もしも、これから臭気があったとき、そのときはどういう対応をまた、臭気というかそれが非常に苦痛な、住民生活に苦痛を与えるような状況であったり、鳥獣害によってこれから状況が変わる。このときの対応も考えた上で対応していかないといけない。そこに平岡の住民の皆さんに、そのときは市は責任持ってやっていくよというようなまず姿勢を持っていかないといけないのかなというふうに感じさせてもらって、視察を終わらせてもらいました。行かせていただいて、実際現場を見させていただいて非常によかったと思っております。ありがとうございます。

杉本委員長 ほかがございませんか。

西川委員。

西川委員 先ほど視察のほうをさせていただきまして、僕も実際あそこの場所はよく通るんですけども、通るだけで臭いとかってというのは分からないところがあったんで、実際行かせてもらったときに、受入れのときも、僕もイメージでは、今、チラシにもいろいろ書かれてるように、生ごみ処理施設というふうな形で書かれてたんで、生ごみがばさっと来てるもんかなというふうに思ってたんですけど、一次発酵されてるような形で、どっちかといったら土と生ごみが混ざって、おがくずとか混ざったような状態で発酵されてきてると。臭いがゼロではやはりさすがになかったかなというふうに思います。これ、人の感覚にももちろんよるし、その場所の環境にももちろんよってくるのかなというふうには思うんですけど、強烈な生ごみの臭いというのは特に感じなかったというところでございました。

鳥獣害の、そこでボランティアでやっていただいている会員さんにも話も聞いたんですけど、うちら隣、大字中戸、アライグマにしろ、イタチにしろ、いろいろ出てくるんです、近くで。それに寄ってきたことがありますかということ聞いたときには、確認はできてないという

ことも聞きました。ですんで、その辺がまたこれも環境によっても違うと思いますし、その辺は、もし、場所が変わったときには、やっぱり環境も変わって対策をしていかんのかなと思いますし、僕は1つ、いろいろ言っていた後のコメントの後でもいいんですけど、市役所にとって、これ、平岡の方々と寺口の方々、ご協力をいただかなあかんことに今なってきたおるんですけど、葛城市にとって、こんだけご迷惑をかけながらやっていくメリットというか、効果なんですよね、これ。そこをやっぱりはっきりと示していただきたいなと、この場所で。

例えば、今、ゼロカーボン宣言もされております、葛城市はね。カーボンニュートラルの話もありますし、當麻の焼却場の炉にとってどれだけ今のこの活動によって、その炉が、燃料費も含めてやと思いますけども、どんだけのメリットが市にとって、こうやってご迷惑をかけながらやらせていただく。ご迷惑というか、会員さんにとってはもちろんいいことをやっていたおるんです。各それぞれ区民の、住民の方にとっては、ご理解をいただかなあかんところも、それをお願いしてまでも、市にとってメリット、効果、それをきっちりとお話をしていただきたいと思います。僕は、それまではっきりこの委員会の場で聞いたことがないというふうに思いますので、それは平岡の方々にとっても寺口の方々にとっても、非常に重要なことやと思うんです。ですんで、皆さんの今日行っていただいた後のコメントがあつてからでいいんで、それを市長のほうからきっちりと話していただきたいと思います。

以上です。

杉本委員長 ほか。

松林委員。

松林委員 生ごみから発酵、そして段階的に肥料をつくっていくということで、現場を見させていただきまして、臭いを直接嗅いだんですけど、思ったよりも臭いは低いなという印象があったんですけども、ただ、この時期なので虫が若干飛んでるのが気にはなったんですけども、この事業効果、おひさま堆肥でどの程度、先ほど西川委員もおっしゃいましたけど、私も勉強不足で、どの程度事業効果が上がってるんか、どの程度メリットがあるんかということも、せっかく、平岡もそうですし、また寺口もそうですけども、そうやってご協力いただいて事業を進める上で、どんだけ事業効果が出るかということもしっかりとご説明いただきたいなと、私はこのように思います。非常に今日、現地行かせてもらって、確認させてもらって、非常によかったと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかがございませんか。

坂本副委員長。

坂本副委員長 私も、皆さんおっしゃいますように、実際現場を見させてもらって、もっと臭いするかなと思ってましたけれども、案外臭いは小さかったかなと思っていますところであります。生ごみ処理、おひさま堆肥をやっておりますので、生ごみを腐らすというのやったらもっと臭いは出ようかと思いますが、生ごみを発酵させるという作業をして、段階を踏んで堆肥にもっていけますので、最終的な堆肥の状態を見させてもらったら、全く臭いを感じ

ない、そういう状態であったかと私は考えております。

今まで17年間、近隣、高田バイパス下でのおひさま堆肥での近隣住民の方々から、特に臭い、鳥獣害に対する苦情はなかったと、そういうお話ではございますけれども、私、3月の予算委員会、それから本会議でもお話しさせていただきましたけれども、今度の山麓公園に移転する場合の近隣大字の皆様にご丁寧なご説明があればもっとよかったと、そのように発言させていただいてますので、そのことがなかったのは残念かなと、そういうように思うところでもあります。

以上です。

杉本委員長 ほかございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この問題を大きく取り上げて、私も活動をしてきたつもりです。この間、NPOエコ葛城市民ネットワークの会員さんからも、お話ししたいと私に申出ございまして、会員の方、会長さんをはじめ、7人だったかな、おいでいただいて、いろいろお話を聞かせていただきました。そのときも申し上げたのですが、やはり今、今年なんかは特に温暖化が進んで、暑い夏が、気象状況もよくないと、気象状況も変わってきたという中で、地球規模でこういう活動をされてるということについては、私もこれをもっと拡大していかなといけないし、本当に市民の理解が必要やなど、もっと必要なものやなどというふうに思ってるというように話しました。

その中で今日見せていただいて、さすがに、私も恥ずかしながら、今日初めてあの中へ入らせてもらったわけですが、臭いがないというわけにはいかないです。やはり臭いもございましたけども、悪臭と言うてええんか、気分を害するところまではいかない臭いかなというところがございます。そんな中で、先ほどから皆さん出てるように、これもエコネットワークさんがやっておられる大切な事業なんだから、もっと行く現場の今回の話にして、市当局は、説明とかいろいろ慎重にいかないようになってしまうんですね、ということを感じました。

杉本委員長 ほか。

奥本委員。

奥本委員 先ほど、おひさま堆肥場のところ、委員長の采配で確認させていただきました。まず、私、確認したかったポイントとして、先ほど話があった、臭気と鳥獣害のポイントについて確認して、向こうの方にも説明していただいたんですけども、臭気については、やはりないとは言えません。ありました。ありましたけども、ただそれを抑えるべく努力はされてるな、というか、工夫はされてるなという気はしました。具体的には、生ごみを直接持ち込んでるんじゃないで、一次発酵させたやつを各家庭から持ち込ませてる。ただ、持ち込んだ直後のやつも、持ち込む瞬間も確認してもらいましたけど、そのときはマックスで臭いがありました。ただ、それが悪臭と言えるレベルかどうかというところは、これは個人の主観に基づくところなんで何とも言えないけども、私はあまり気にならない程度だったかなという気がします。

その後の堆肥になるまでの工程のそれぞれのところを見させてもらいましたけども、まず臭いについては、拡散しないように毛布をかけたりとかいう対応、ブルーシートをかけたりというのをされてました。また、同じく鳥獣害被害については、特に小動物に関しては、周りを金属製のフェンスで囲んでる。これ、確認しましたら、今現状、移転候補として上がってる山麓公園のところも同じく、金属製のフェンスは囲っているということでした。なおかつ、空からの鳥類、鳥とかの侵入については、もし、入ってきても、カラスがつかないように厚手の毛布を何重にもかけてるという状況でした。ただ、一次発酵の段階でそれを次の日に移すためのところで、まだ何もかかってない状態ではスズメが来たということは確認させていただきました。まず、現状そこんところだけ分かったのがよかったかなと。

最終的に私思うのは、3年ほど前かな。私が委員長やってるときの厚生文教常任委員会の視察研修で徳島県の上勝町というところへ行きました。ここはゼロ・ウェイストとって、ごみゼロというのをうたってる、日本でも希少な町なんですけども、そこで特に生ごみをどう処理されてるかというところがやはり参考になりまして、これはもう行政じゃなくて、住民それぞれに、各家庭に1台コンポストないし電動の生ごみ処理機を公費で負担して置いていらっしやる。それぞれの家庭がまずそれを処理してる。生ごみに関しては。そのほかのごみについては、行政が責任を持って回収所を設けてやってはるんですけども、要はその違いだと思います。

これまで17年間、葛城市はこの事業について、市民、住民の理解を得てなかったと思いますよ。だからこそ、今こういう問題が勃発してるんです。当初からこんだけ、生ごみの減量とか、地域環境の保全も含めて、こういう形でやっていくんだという強い意志があって、それをちゃんと周知できていれば、ここまで溝は深まらなかったのかなという気がします。だから、そこは行政にすごい責任あると思いますよ。今現状のこの問題、ここに至ってこういう形になってるというのは。せっかくやっていらっしやる方についても、これは失礼です。あれだけ熱心に17年間、あの暑いとこでやってらっしやるあの状況。しかも高架下であり環境的にはそんな快適なとこじゃないですけども、やはり環境の改善を目指してやってらっしやる。持ち込んだ方にそれを肥料として還元すると喜んでもらえる。やはりそこに喜びがあるんです。あの方たちもこれからも続けていきたいという思いを持ってらっしやるみたいなんで、やはりそこを行政が、これを旗振ってるというとこをほかの市民の方に対しても周知しないとイケません。それがやっぱり欠けてた。だから、これからこの問題を今どうするかというところですけども、今、条例の改正で我々議論してますけども、条例云々以前に、市の姿勢ですわ。そこを示していただかないと、これは我々も納得でけへんともあるし、平岡区もそうやし、一旦受入れするというふうに表明していただいた寺口区もそうです。やはりその大字だけの問題じゃなくて、これは市全体の問題ですから、そこを行政当局がどう考えてるのか。これはもう市長、そういう人たちが今どうしていくか。これをどの形でみんなに協力を求めていくかということを書いてもらわないと収まらない気がします。

以上です。

杉本委員長 それでは各委員から今出たみたいに、おひさま堆肥事業について、今見させていただい

たんですけど、ボランティアさんですよ。この中でもやっていただいているという事業であることはあるんで、取りあえず一旦そちらのほうの事業効果であったり、目的、歴史、そういうのも分かる範囲というか、ほんで、今後の展望といたしますか、そういう市に対してのイメージづけじゃないですけども、どういったふうにしていくのか。その辺は説明願えますか。
西川部長。

西川市民生活部長 貴重なお時間を取っていただき、現場視察のほうありがとうございました。今のおひさま堆肥につきましての市としての思いなり、行政のメリットというようなことでございますが、今の現状のほうから少しお話をさせていただきたいと思います。現在登録していただいている会員様は約500世帯ございます。令和6年度の実績から申し上げますと、今日持ち込まれておりました家庭からの量は年間約102トンでございます。1か月当たり直しますと約8.5トンのものが持ち込まれておるということでございます。

この事業をさせていただきました最初の目的なんですけども、先ほど委員からもおっしゃっていただきました、ゼロカーボンのことであったりとかいうのもございますが、設置目的といたしましては、ごみの減量化というのが第一でございます。その中で資源循環型社会をつくっていくと。そうすることによってごみの量が減り、また、クリーンセンターでの焼却量も減っていくと。2050年に向けて、この事業、先ほど奥本委員からもございましたけども、周知が足りないということではございますので、今後、そういうふうな市民さんに理解をしていただくような形でPRのほうをさせていただきたいというように考えております。また、市としましても、これは大事な事業であるというのは確かなものでございます。

以上です。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 それと、行っていただいて、無味無臭ということはなかったのかなと思うんです。その中で臭気につきましての測定というものはさせていただいておりませんので、そういうデータというのは市のほうで持ち合わせておりません。

以上です。

杉本委員長 ほか、質疑ございませんか。

西川委員。

西川委員 僕、市長に答えてくださいと言うたんですよ。大事な事業や言うたはりますやんか、市にとって。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 部長のほうからデータのほうを実は答弁させていただいたんですよ。私のほう、データのほうは持ち合わせておりませんので、考え方自身はこれから述べさせていただきたいと思いません。

この事業は非常に大切な事業だと認識をしております。委員のほうからの話もありましたけども、この地球環境の中でどのように人類が生き残っていくのかという中で1つの大きな、私は意味を持つ事業やと思っております。ですので、何とかこの事業は次の世代までずっと残していきたい事業やと考えてるところなんです。委員ご指摘のように、これ、まだ住

修正予算とか議会でもできますけど、条例でなかなかそれは厳しいと思いますので、これは僕からのお願いで、この委員会でどう取り扱っていただけるか委員長にお任せしますが、第9条に、この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定めるという形で規則にあるんです。そのときに気にしてもらってる、寺口もそうだと思いますし、平岡もそうですけど、鳥獣害と臭い。臭いに関しましては、ある一定臭いをはかる、きっちり臭いをはかる基準があると思うんです。そういうことを定期的にやっていただきたいということです。これ、お任せします。僕、これ提案ですから、市長が別に定めるやからね、これ提案ですからね。

あと鳥獣害、これについては、年がら年中、見ておくわけにいかない。やっぱり監視カメラというのも必要かなと思うんで、この辺、これも定期的に確認できるような形でしていただきたい。これは考えていただきたいんです。別に市長が定めるなので。僕はこれ提案とさせていただきますいなと思っておるところでございます。これ、委員長、どう取り扱ってもらえるかというのは、この委員会で、それは皆さんで1回考えていただきたいなと思いますけど、僕の意見としてはそういうことです。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 先ほど市長のほうの答弁がございましたんで、この事業、非常に重きを置いてるということで、市の本当にこれから大事な方向性を持った事業であるということは聞かせていただきました。しかし、こういった事業をこれから展開するに当たって、いろいろ近隣の今の問題ですけども、その背景にあるもの、今、住民さんの理解を求めていくと言われましたけども、今、現状、こういった住民さんが怒って来てはるということは、これは重く受け止めておいてもらわないといけないんです。やりたいことはやりたいですって言うだけではあかんです。その後ろにあるものは、住民さんの理解に対して市長がどんだけ汗かくかということを示してもらわないと、この問題は落ち着きません。

私、さっき質問で聞きましたけども、説明会に市長は行かれてないですよ。副市長までです。市長がやっぱりそこへ出向いて、自分の事業をやりたい。こういう事業は非常に全住民に対しての事業効果があるということを示すことを平岡の住民の皆さんに理解してもらう。この説明がなかったらこの話は落ち着きません、はっきり言うて。だから、この努力が足りなかったと私は指摘させていただきます。ですから、この9条にある、最後のこの条例の規則に定めるもののほかに必要な事項は市長が別に定める。この誠意を持って住民さんに理解をしていただくお話をしてください。これをお約束いただかないと、なかなか我々も、事業はもう本当にこれから進めていかないといけないのはよく分かります。でも、この後ろにはいろいろと住民さんのデリケートな部分があるということをお忘れにならないでいただきたい。そこをあえて指摘させていただきます。ここの理解が不足してるからこの問題が起こったというふうに思ってますので、そこの対応を市長に答弁を求めたいと思います。

杉本委員長 一気に2つ。市長がどういう対応をされる。今、川村委員おっしゃったことと、もう一つは、重大な事業というのは今分かりましたと。でも今それを進めるためにこういうふうになじれてるんですけども、西川委員がおっしゃったみたいに、その後ですよ。これはどうしても止めるわけにはいかないと市長おっしゃったじゃないですか。止まらんと仮定した場

合、その後ですよ。そんなん言われても、ここまでの問題になってるのに、何もなしに通るってわけにはいかんと思うんで、西川委員さんおっしゃったみたいに、臭気とかそういうのが出た場合、鳥獣害出た場合の対策というのは、これ附帯とか何もつけられへんで、ここでしっかりと議事録でそれはしっかりやらしてもらいますって答えられるのか。この2つ、お願いします。市長をお願いします。

阿古市長。

阿古市長 これは説明会のほうへ実は私は行っておりません。これは、それは軽んじてるのかといったら、必ずしもそうではない。副市長が行っておりますので、副市長は当然のことながら市長の代理として行っておりますので、決して軽んじてるとは考えておりません。当該大字の同意とはまた別の問題で理解をいただくことについてどの方法がいいのかというのはこれから検討させていただきたいと思います。

それと西川委員さんのほうからご指摘いただきました件につきましては、説明会の席でも実は提案としては、副市長、部長のほうからしたとは報告を受けております。それに対する対策につきましては、何らかのことを考えてまいりたいと思っております。ですので、臭気をはかる機械があるのかどうか分かりませんが、その件と、それとあとは鳥獣の被害を防ぐために、今現在はフェンスなんですけども、それ以外に監視カメラが要るのか要らないのかも含めて、その辺は今回いただいた予算の範囲内で行えるものがあればやっていきたいと考えておるところでございます。それ以上の、これはまずやってみて、それで、この結果があまり芳しくないなということであれば、また補正予算等も考えながら、新たにできることを付け足していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 川村委員、行きましょうか。話の流れ的に。

川村委員 市長は、そのときになったらまた考えますということで、今回私らが議決した予算内で行えるものはやると。この後に、さっきも言いましたように、もし、この状況がいろいろと住民にご迷惑をかけるような状況になれば、やっぱりそれは考えていただくことを私たちは強く求めておきます。これについてスムーズに事業が流れていくということで、これは経過を見ないといけませんけれども、あえてあの場所で行っていくことによって事業効果というのは非常に私たちもあるということは分かっておりますので、真摯な思いで住民さんの住環境を守るという観点から、やっぱり地域の人たちの住民の思いというのを大事にしてあげていただきたい。もうこれだけは一番をお願いをして、ご迷惑になるのかならないのかは分かりませんよ。でも、やってみて、それによっていろいろと住民さんの感想が後であれば、それにとっても真摯に向き合って対応していくと、この姿勢を持っておいていただきたいということをお願いしたいということを私のほうから言わせていただきます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 今、川村委員と本当一緒ですけども、対策については、これは平岡の方もそうやし、寺口の方にもちゃんともう一回聞いてください。僕、監視カメラがええって、これアイデアだけですんで、そこに関しましては、ちゃんと話して、こういう対策をしていこうと思うねん

と、そこは話し合いをきっちりしてほしい。それが歩み寄る姿勢やと思うんですね。そやから、これはあくまでも僕の提案なんで、予算の範囲でとかいう話じゃなくて、そこはきっちりとしていただきたいなというふうに思います。それは意見です。僕がさっき言ったのはあくまでもアイデアです。

以上です。

杉本委員長 取りあえず、卓上に上がってる問題として、臭いと鳥獣害と、あと話の進め方が悪いんじゃないのという、この3つがテーブルに上がったと思うんですけども、今、我々できることのお約束として、市長も全力でやっていただける。鳥獣害、臭い対策も、今後出るであろう場合は、ちゃんと補正を使ってでもやるというところまで今来ました。この問題、僕、大きい問題やと思って慎重に取り扱ってるんですけども、重大な事業ということで、市長がさっきおっしゃったとおり、止めるわけにいかんし、これ、条例反対したらおひさま堆肥止まっちゃうんでしょう。そうもいかん一面もあるんで慎重に進めていってますけども、取りあえず今の段でこの3つは一旦、理事者のほうからはお約束いただいたという認識でおるんですけども、ほかに何かございませんか。

奥本委員。

奥本委員 先ほど委員長がおっしゃった、これからのところに関するところなんですけど、さっきもちらっと言いましたが、徳島県の上勝町は、そもそもは行政が生ごみの処理をしないって宣言したんです。だから、できないとなったんです。もうあんたたち自分でやりなさいというところから始まって、どうしたらいいかという、要するにその辺のところはそれぞれ個人の責任でやらんとあかんなど。ただし、それをやるに当たって、行政が補助金をもちろん出してコンポストをやるとかやってるんですけども、そこなんですよね。今これ、設置条例なんですけども、これは延々とこれが続くのを前提としてます。いいですか。理事者の方、よろしいですか。よく聞いてほしいんです。

設置条例ですけども、延々と続くのを前提にしてるんです。しかも関係者だけのところにしか読めないんですよね。でなくて、何回も言うように、これ、全市民が取り組むべき課題と、それほど重要なんやとおっしゃってるのであれば、最終的にこれがどこに行き着くか。減量化を目指すのであれば、減量化していった最終的にこれを縮小していきますとかいうところをうたい込むのは難しいけども、そこまでのところを何か明言していただかないと、これはそれぞれ関係するところの大字とか、堆肥をやってる方だけの問題じゃないんですよ。市民全体で取り組んでいかんとあかんから、そこにこの意識を広げていかんとあかん。そういったところを、これとは別でもいいですけど、もし、盛り込めるんやったらいいけども、行き着く先というのはある程度やっておかないと、いつまでも延々と続きますよ。そうしたら、その関係者はずっとこれに対して、その方たちだけの問題としてやっていかなあかんというふうに読めてしまうんですよ。その辺の何か意識づけとかいうか、だから、堆肥の生産及び配布に関することとなってますけども、第2条で、ごみの減量化ってさっきおっしゃったじゃないですか。ごみの減量化で最終的なところはこれを減量化していくんだと。これも行き着く先には、ゼロにはならんけども、縮小していく、あるいは市民全体でこれを共有

課題としてそれぞれ対応していく体制に持っていくところか、もし、あれば、ある程度この先のところは見通し立つんじゃないかという気はします。

杉本委員長 ほかがございますか。

阿古市長。

阿古市長 ご意見ありがとうございます。今現在、生ごみ処理機につきましては、補助金という形で予算計上してるんですけども、その辺の普及の仕方というのはどうするのかというのは、改めてお伝えの仕方というのは考えていきたいなと思っております。行政といたしまして、ごみを全て焼却しないかという、必ずしもそうではないと考えております。地域によってできることというのは変わってくると思います。例えば人口規模であったりとか、土地の状況であったりとか、その状況にあった処理の仕方で何が一番いいのかということは、やはりその中で考慮すべき1つの大きな要因なのかなと考えております。ただ、向かうべき方向としては、やはり循環型社会を目指していくということは非常に大切でございますので、その辺の啓発の仕方というのは考えていきたいなと考えておるところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 ほかがございますか。

藤井本委員。

藤井本委員 話がずれていってるように思います。

杉本委員長 ずれてない。

藤井本委員 循環型社会、これは大切なことやというのは、こんな、見に行ったからどうというより、皆、初めからそう思ってることで、市長も議員時代からずっと言うたはる話で、そこはそうやと思いますよ。そやけども、この話に戻って、今やったはる人も一生懸命やってもらわな。ずれてないって、ずれてるから私言ってるんです。

杉本委員長 ずれてないと思うからずれてないと言ったんです。

藤井本委員 そうですか。

今やったはる方も、やっぱり継続してやりたいじゃないですか。そういう反対されてる地域がある。そんなとこでするというのはしんどいねということをちらっと会員のある方はおっしゃってました。それはそうやと思います。

朝の話に戻しますけども、理解を得るまで話をちゃんと持っていくねんという話を聞きました。私は、理解を得られるまで話をちゃんと持っていくねんという話を聞きました。私は、理解を得られるまで移転したらあかんと思います。これ、何とか考えてください。もうお昼になりましたから、私はこの話をどこでしょうか、うまくいならもうしないでおこうと思ってたんですけど、実を言うと、この話の始まりは、国土交通省の国道事務所が、あそこの高架下はもう貸さない。もう期限いっぱい貸せないですよ。私らはそれを信じ込みましたよ。信じ込んだからこの話というのは続いたわけじゃないですか。もう使われへんねんと。9月までしか使われへんねんと。ほんで、私もそれに向けていろいろ市民と一緒に、今言うたはるように、市民と一緒にこの話は両方とも大切やねんからということで、お金もかけてビラをつくって、市民で考えましようということだったわけじゃないですか。ほんなら、国道事務所に、委員長、平等に聞いてくれませんか。

杉本委員長 聞いてますよ。最初のずれてるっていうのは誰に言ってるんですか。それじゃあ。僕に言ってるんですかと聞こえたからね。

藤井本委員 ずれてるとおっしゃるから。

杉本委員長 話がずれてるというのは僕に言ったんですか。誰がずれてる……。

藤井本委員 全体として話が……。

杉本委員長 僕に言ってるのと一緒にすやんか。僕はずれてないと思ったからずれてない。

藤井本委員 分かりました。

それで、市内の国道事務所にお話のできる方が、ほんまに貸されへんのかということ聞いていかはる方があって、そんなこと言ってませんよと。こういう話になりました。私のところに、チラシが……。

(発言する者あり)

藤井本委員 大きな問題ですよ。責任持ってますよ。

杉本委員長 藤井本さん、暫時休憩します。その続きを言ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時30分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、そちらに問い合わせてもらってる、今の堆肥場を延長できるのかという話を調べてもらってると思うんですけども、ご答弁お願いします。

西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしく願いいたします。

先ほどの堆肥場の延長のことについて、お昼の休憩時間に奈良国道事務所のほうに問合せをさせていただきました。その内容のほうをご説明をさせていただきます。

藤井本議員におかれましては、奈良国道事務所のほうにこの件について相談に来られたということはおっしゃっておられました。その中で向こうが話をされておったのが、葛城市と奈良国道事務所との間では、9月30日までの一時占用の履行期間であるということもあるので、9月30日までですよというお話はさせていただきましたということです。

あと、要は延長できるのではないかというようなご質問をいただいた中で、向こうの課長が今回話されましたのは、ゼロか100かって言われれば、ゼロではないという一般論について申し上げたということでございまして、仮に何らかの形で、堆肥場ではなしにほかの用途についてここを使わせてほしい云々等があった場合については、申請を出していただいて、学識経験者等で作る、要は協議会なり選定委員会みたいなものを立ち上げて、1年、2年をかけて、この場所が適合であるのか、いろんな要件を満たしておるのかということ協議をさせていただくと。何かの形で今、貸してるところはあるんですかというような形でお聞きしたところ、公園等でお貸ししているところはありますというようなお答えでございましたので、堆肥場につきましては、今の段階で、そういうふうな意味で延長できるとか、そういうふうなんでお話ししたのではないというような確認をとらせていただいております。

以上です。

杉本委員長 今の件で質疑ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 じゃあ、阿古市長がおっしゃったように、一度やっぱり来ていただいて、私は私で行って来て、お話もちゃんとさせていただいて、こんなん、ちゃんと残してるもんもあるから、やっぱりその話をしないと、冒頭、今年の9月と言うたんは、うちじゃないですよ、葛城市さんですよというようなお話とか、それとか、私どもというのは、国道事務所が堆肥場に移転するということを聞いたときに、非常に心配をしていると、大丈夫なんですかということは何度も申し上げていますということで、それで、今、部長のお話で、堆肥場以外やったら貸す可能性があるとおっしゃったけども、私のほうの答弁というか、行つての答えは、堆肥場として正式な申出がないので、一応短期貸し、一時貸しやから、一時貸しというのは、確かにどこかで何らかの手續を踏まなあかんということで、正式な手續さえ踏んでいただけたら堆肥場として、国の推奨してる施設でもあるし、特に問題はないですよというふうなことをおっしゃってました。これはそういう記録も残しておるところでございます。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 どういうお話をされたかというのは分かりませんが、うちらもただ単に延長してください云々という協議をさせていただいてるわけではございません。これまでから、もう3年間お願いします、お願いしますということで、市長のほうも、国道事務所の所長とも協議をさせていただいて、もうこれが最後ですよということでお話をいただいておりますので、それに基づいて私どものほうも移転に向けた準備をこの3年間でさせていただいてたということになります。

以上でございます。

杉本委員長 何か質疑ございますか。

僕の聞いている話というか、流れでは、ずっと市長が延長、延長でやっていたと。ほんで、そこで市長も所長とお話しして、もうええかげんにしてくださいと。使うのええかげんにしてくださいというところから始まって予算組みが始まったわけじゃないですか。これ、もし、ほんまやったら、予算組みのところから始まってくる話になってくるんで、市長から、だから、藤井本委員さんおっしゃることがうそかまことかは今調べられないんで、市長、言ってもらえます。

阿古市長。

阿古市長 今回の話というのは、寝耳に水というか、あり得ない話をお聞きしたんで、それで確認しろと言ったんですけども、今回の堆肥場につきましては、何回かの延長を繰り返しております。当初からもうだいぶなるんですけど、3年ごとに延長を繰り返して、2回か3回目やったと思うんですけど、さすがにもうこれは返してもらわないと困るところで、それまでには堆肥場の状況を見に来られてました。それで、いや、こういうようなものはよくありませんという指導を受けながら、それでも延長を繰り返してきたんですけど、いよいよもうこれは無理ですというお話をいただいて、それが3年前の、それで実は3月が期日で

したけども、いろんな手続上まだ無理があるんで、あと6か月だけどうしても延長してくださいというところで再度またお願いに上がって、延長を認めていただいたというのがこの9月の末日の話でございます。ですので、今の所長も含めまして、事務所の話というのは、それ以外の話というのはありませんので、議員がどうお聞きになられたか分かりませんが、正式な返答としては、それ以外の返答はございません。事実関係としてはそれ以外にはあり得ない話でございますので、それをどうのこうのという形にはならないと理解しております。

以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私の名誉のためにもですけども、要は、ここへ呼ぶやんかとおっしゃってんから、私は、そんな偉い人に来ていただかんでも、一度来ていただいてお話をしてもうたらどうですか。全然違う話になってるんだから。私も最初は市当局が言ってることを信じて、それで何とかしなければと思いましたよ。そやけども、今こうやってまとめていこうと思えば、まだ私には使える道があるということをおっしゃってるんだから、何らかで葛城市が円満に行く方法というのは、その辺から見いだせるやろうなというふうに私は今思ってるんですけども、さっき市長おっしゃったじゃないですか。来てもうたらええやんか。私かて、子どもの使いで行ったんちゃうからね。奈良まで行ってお話を、名刺も渡したし、3人と話をしてんねんから、意地がありますやん。だから自分で呼ぶと言うてんから、呼んでくれはったらよろしいやん。何も所長さんまでよろしいわ。なぜそういうふうに言わはったんですか、呼ぶって。それ以外のものはないですって、私も記録は持ってますよ。そんなことをここであんまりやりたくないから……。

(「それやったら自分で行ってきて聞いてこいや」の声あり)

藤井本委員 行ってきたから話をしてるんじゃないですか。

(「1回聞いてこいよ」の声あり)

藤井本委員 行ってこいよって。

(「正式な返答やん」の声あり)

藤井本委員 私も正式に行ってますやん。

杉本委員長 市長、手挙げてください。

阿古市長。

阿古市長 議会の委員会の席での答弁という形で、もう正式にお聞きした話がそれですので、それ以外の話はありません。委員がそれについて不思議やなと思われるんでしたら、議員のほうから先方に行って確認してこられたらいい話だと思います。向こうの話は、もうそれ以外の話はございませんので、事実はどうでございます。

以上でございます。

藤井本委員 休憩してくれませんか。

杉本委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後1時39分

再 開 午後3時55分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、電話の結果報告をお願いいたします。

西川部長。

西川市民生活部長 休憩をとっていただきまして、その後、再度、奈良国道事務所のほうと電話でお話をさせていただきました。先ほどの答弁と重なるところはあるんですけども、葛城市としても、一時占用の期間が9月30日までとなっておりますので、それに向けた整備、整地して返還するという点については、お約束を守るというようなことになっておりますので、奈良国道事務所からは、その期間に返せとか、そういうふうなことは一切言われておらないということでございます。そういうほかで借りる手段があるのではないかとということなんですけども、100かゼロかと言われればゼロではないということで、一般論として、そういうような申請を上げられたら協議のほうに入ってということでしたけども、例えばどういうふうなのかに借りておられますかということで、駐車場であったり、公園であったりというような形でお貸ししているということがございました。葛城市といたしましては、9月30ということで期限ということがありますので、そこに向けて進んでいきたいというようなお話もさせていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 ほかに質疑は。

藤井本委員。

藤井本委員 だから、私も1回目は奈良国道事務所と話をさせていただいて、2回目は、部長と一緒に話をさせていただきました。部長の言うてんのは間違いでもないし、私に対してのお話も間違いではないという。私が聞いているのは、今もおっしゃったように、一時的な借入れだけと違って、継続的な借入れの方法はあるよということを今、部長もおっしゃったけども、これが、私は初めて行ったのに、そういうお話を聞かせていただいた。部長のほうには、今日、今、国道事務所のほうに憤慨されてたけど、そんな話は聞いたことないというふうな話も今されていたところなんです。今、短期的なところで9月30日という数字は、国道事務所が出した日付じゃなくて、葛城市さんから言うてきてんよって、それは守ってくださいと、このようにおっしゃってます。

私は、自分で思ってるんですけども、今、地域が混乱してる中で、何とか円満な形で、両方とも大事やねんから、両方とも大事だというのは、堆肥化事業も大事やし、また地域の方も大事やねんから、ひとまず期間でも置いて、先ほどあるような、理解を深めていくという期間が必要であるので、そのことを国道事務所さんに言って、一時的でもええから、土地の借入れの延長ということを国道事務所に申し上げると、それは市から何も聞いていないし、市のほうから言うてもらわないと何ともできませんということでもございましたので、私の希望としては、部長、やはり葛城市のために尽くす、市民のために尽くすというところから言えば、答えは確かに分からないかわからないけども、ここへ来ての話ですけども、最大限努力をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 国道事務所のことは今申し上げました。

続いて、今回のこの議案は、おひさま堆肥のこれを新設すると同時に、バーベキュー広場の条例をやめるというふうになってるわけですね。なぜここでバーベキュー広場の条例を出されなかったのかというところなんですけど、皆さん、見てはるのかな。これをやめるということでしょう。私がなぜこれを言いたいかという、前々から言ったように、山麓公園、火葬場、また、墓をつくる時に、やっぱり地域との約束、地域計画的なところがあつたわけですね。その中で、この葛城市多目的広場というのが、話の流れは私も詳しいこと分らないけども、ここの設置として、市民に健康づくりと生きがいがづくりのための憩いの場を提供し、明るく豊かな人づくりの推進に資するため、本市多目的広場を設置すると。多目的という言葉がありながら、バーベキューに使うということなので、ここの第3条では、ここには屋外調理施設と屋外ハウス、屋外の炉または駐車場しかできないと、こういうふうになってるわけですよ。これを私は今、堆肥化施設が関係なくたってこれやめんねんといったときは、これ廃止せんなんときに、大きなこれを利用してた方あんねんから、また今後、私は、こういうバーベキュー広場というのは広めていかなあかんと思います。

今週の土曜日か日曜日やったか分からないけど、三郷町で、バーベキュー広場で婚活パーティーをするとか、やっぱり市民にとっても、それはその役割を果たすであろうかというふうに思います。これを提示もされず、今回の議案の中のこれについては、ぱんとなくしますよというだけなんですけども、これについて市民に対してどのように理解を求められてるのか。全く知らん間に、待ち望んではる人もあろうかと思えます。それは私のところにも声を寄せられてますけども、そういった対応をまずどうされてるのか。ぱんと何にも市民に知らされずに、今の議案やないけど、下に1行だけ、平成16年10月1日付の葛城市多目的広場条例を廃止する。これは合併したから平成16年10月付となってるけども、新庄町時代にあそこを建てたときから約束としてこれやってるわけやからね。目的にしたかて。それをぱんと、堆肥化施設を持っていくから、これ廃止すんねん。私はこれも乱暴やと思うんですよ。廃止するにしても。説明もなく。これについては、皆さん方の、堆肥化施設を持っていくというのも、説明は、私は不十分やったというふうに思って、市のほうもおわびされてるので、それはそれとしても、このバーベキュー広場がなくなるというのはどこまで周知をされたのでしょうか。そこをまず1点目お聞きします。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 バーベキュー広場につきまして、広報とか、そういうところでは、こういうふうになりますというお知らせはさせていただいてはおりません。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 それを皆さん方、市民の方が知らない間に、我々議会がこの条例を廃止しますねん。もちろん進んでるから、事務的にはそういう、事務をする人からいうとそうか分からないけども、乱暴やと思わないですか。今まであつた施設を知らない間に議会のほうでぱんとなくし

てしまう。何かあったときには、もう議会で承認をされましたと、こう言うわけでしょう。ここは、これについても、少なからず、楽しみにされてる方おられて、たまたまコロナがあったのでこれを休止してたわけじゃないですか。だから休止のついでやから、もうそのままここへ堆肥化施設を持っていく。その代わりに、堆肥化施設するからもうバーベキュー広場の条例は廃止すねんと。そんな簡単に、歴史もあって、つくられた、山麓公園をつくる時のお話の中で、地域とその時の新庄町役場やね、話をしてる中でのお話を、いとも簡単に、それももう全然時代に全くマッチせえへんねんと。もうそんな誰ひとり使うことないねんというのやったらまだ分らんことないです。全般的に言うたら、キャンプ場とか、こういうバーベキュー広場とかいうのは、今後において、人気と言うてええんか、求められてる方も多いわけで、葛城市のこの自然豊かなところというところから言うと、本当にマッチしてるもんやと思います。また山麓公園のところでね。ここは乱暴過ぎると思わないですか。もう部長答えてもらったから、市長か副市長、何でも条例があるのを、ほんまにこれを畳むときでも条例というものを私は審議せなあかんの、たった1行じゃないですか、最後に、これを廃止する。これだけで済むものなんやろうか。何か寂しく感じます、私は。旧の新庄町時代からずっといてるからそう思うのかもわからないけど、もう少し詳しく教えてください。こんでええのかどうか。

3月のときに、バーベキュー広場を求めている人もいてると。副市長やったかな。それについては今後考えるという答弁もされてたと思います。そんな人も含めて、部長は広報等で知らせてないと。そんな何も知らんやつを、我々はここで分かりましたいうて、もうなくしますってできますか。ほかの方は知らないけども、私はできない、そんな。市民と一緒に歩まない。副市長、答えてくれません。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 ただいまの藤井本委員のご意見にお答えをさせていただきたいと思います。

過去に私の答弁の中で、バーベキュー場が下火になってきて、このままどうするんやというご指摘は委員からももらったと思います。そのときの答弁と重複するかもわからないですけども、全く我々行政といたしまして、バーベキュー場を廃止するのではなく、今はこういう状況なので、一旦廃止をさせていただきますと。時代の変遷とともにいろんなバーベキューのやり方も変わってきております。そんな中において、今後、委員もご存じのように、旧社会教育センターの跡地の問題等々もあります。あこを一体これからどうしていくんやというのは、今、検討段階に入っておるところでございますけれども、その中におきまして、今、委員がおっしゃるバーベキュー場であったり、またアスレチックであったり、キャンプであったりというのも選択肢の1つに入ってくるのかなというふうな理解をしておるところでございます。

そのような形で、一旦は、これ、言いますと、コロナからバーベキュー場の利用が休止して、それまでも若干利用のほうも減ってきた状況の中でコロナというのもありまして、利用者がなくなったというような形になっておるわけでございますけれども、今後におきましては、今申しましたように、そういったことも考えながらの行政をしていきたいなというふう

に思っておりますので、ご理解賜ればと思っております。

以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 市民に知らされることなく、これを廃止するというのは、我々は議論しにくいと。賛否しにくいということを言うてんねん。思いませんか。3月にもう分かってんねん。3月で移転せんなんから、確かに予算特別委員会ではんと出してきたと。これ自身もおかしなというか、もう少し早く出さなあかんというのは各議員からも出てたけども、このときにばんと出してきただけですやんか。ここに、後で聞きますけども、葛城市堆肥条例というのをつくられた。これを今回審議して賛否をとるわけですけど、その下に、バーベキュー広場のこの条例を廃止すると、いとも簡単にばんと書かれてるわけですけど、そこらの議論というのは全くせずに来られてるというところを私は問題視をしている。

続けて言っている。

杉本委員長 取りあえず今の答えをもらいましょう。

これ、部長、僕も聞きたいんですけど、予算の段階で、堆肥場をつくります。バーベキュー場につくります。予算、皆じゃないけど、賛成多数で通ったじゃないですか。その時点でバーベキュー場はなくなるのは決定という認識になるんですよね。だからこういう扱いということでもいいですか。僕の認識ね。今あって使ってるもんをばすんと潰すんじゃないくて、移動するから条例自体もなくなりますという。だから、予算の段階でそれは、通った時点で決まったという認識でいいんですかね。踏まえてお願いします。

西川部長。

西川市民生活部長 条例のことについてご質問いただきましたので、条例の制定のほうについて少しだけお話をさせていただきたいと思っております。公の施設を設置する場合につきましては、地方自治法第224条の2の第1項の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないということが規定をされております。公の施設の設置というものは、公の施設を住民が利用できる状態になっている必要があるものと解されております。したがって、一般的には、公の施設として住民の利用に供し得る段階で条例を定めることとなることから、本議会で提出をさせていただいております。

今回の条例の流れですけども、3月議会終了後に、これについては、条例制定に向け、原課での素案づくりを行い、その後、事務局審査を経て、8月7日の法令審査会で今回完全に議案が上がっております条例等についての法令審査会を経て、9月議会での提出となっておりますので、先ほど委員長がおっしゃっていただきました、3月議会での用に供する予算が可決されたという段階でそういう手続に入らせていただきますので、時期的には今の時期になっておりますが、住民の方が利用できる状況にある必要があるものというように解されていることから、この時期の条例の制定となっております。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この今の条例、多目的広場の条例が、今度、堆肥化施設の条例に代わると。これを既に工事をされてるわけかな。今の多目的広場、いわゆるバーベキュー広場の条例の現状を見ると、屋外ハウスとか、調理施設とか、炉とか、こういうものしか設置してはならないと、こういう条例ですよ。多目的広場とありながら、これ以外のものは建ててはいけないよと。私が言いたいのは、ここはほんまにあの地域のこれからの地域計画の上でこういうのをつくられたというところが原点にあるんで、そういうつもりで聞いてください。ほかのものはつからないよというのが、私はこのときの約束やったと思うんやね。名前は多目的広場、バーベキュー広場になってない。多目的広場の中でこういう形でいきますよというのがその当時の話やったわけや。

ここを、じゃあ、もっと話をするのに、私としては、それについてはいろいろものを申し上げたい部分というのが、私的な考え方の理解はしてくれてはるやろうけども、聞くんですけど、今のこの条例の下で堆肥化施設の建物を建てられたと。これについては条例上の問題はないんでしょうか。というのは、私は、議論をぎりぎりになってするからこんなことになっていると思いますねん。ぎりぎりになってするからね。元をただせば、国交省の人も言うてはったけど、去年の、令和6年の7月に葛城市さんから今後のスケジュールについて出してもうてますと言うてはるわけやね。それはきちっと言うて、私も控えて、そのようにおっしゃってるわけですけども、今となつてばたばたとなっている。そんなんから言うていくと、3月のときにでも、この予算をつけるときでも、この条例の制定、または多目的広場の条例の廃止というものを一緒に出してきて、本来から言うて、工事をしていくというのが本来じゃないんでしょうか。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 先ほどの答弁と重なるところがあるんですけども、設置条例というのは、公の人が使える状態になって初めて条例というのが制定できるものであって、仮に工事途中云々であれば使用することはできませんので、ある程度完成のめどを立てた段階で条例の制定ということで今回9月に出させていただいたわけです。その期間につきましても、あこを一旦更地にして用途を全部変更するというんじやなしに、あのままであっても、トイレとか、そういう棟については使うことはできますので、今回の条例に合わせて多目的広場条例を廃止をさせていただくというような運びになっております。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 事前にもお話を先させていただきましたけども、今回こういう地域の方からの反対というのが出てる中で、鳥獣被害というものがクローズアップされてるといふか、大きく出てるわけですよ。その中で、確かにあの地域というのは、先ほどもどこかで話があったように、山麓公園なんかは、もうほんまに田んぼのようにイノシシに荒らされたこともある。そういうところという地域の方の思いというのは大きいものがあるかと思ひます。それについて対策をとということで他の議員からも出てますけども、私はその対策だけでそれでええのかというところ辺も思いながらお伺いするんですけども、私も3月、6月と議論してる中で鳥

獣被害ということについては述べてません。これは私も勉強不足やったか分からないけども、地域の方の陳情書ももらって初めて、ああ、そうなんやと、やっぱりそういう被害があるから心配されるのは当然やろうなと、こういうふうに思ってます。その中で、時期的にも合うんですけども、全国的にツキノワグマという熊が出ているということで、奈良県は、今もうどこに、今までから生息地とされてるとこ以外からも出てるので、それに対する注意勧告をするようにということで、7月17か18日付で通達というんですか、各市町村のそういう係の方へということで出てると思うんです。それについて教えていただけないでしょうか。

杉本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。鳥獣害防止という観点から、私のほうから今の質問についてお答えさせていただきます。

委員ご質問の、いわゆるツキノワグマ、こちらについて、現在の状況についてご説明させていただきますと、奈良県内でもかなりの目撃情報等がございます。県が出してる情報によりますと、令和3年度は20件、令和4年度は70件、令和5年度は58件、令和6年度は145件の目撃情報が出てるといふようなところで、人的被害もあるようでございます。この目撃されてる場所というのは、天理市であるとか、宇陀市であるとか、報道等でお出たんですけども、ほとんどが吉野山系のエリアになっておりまして、現在のところ、葛城山麓系と申しますか、この一帯のあたりについては、目撃情報はないといったような形になっておるといふところでございます。

以上でございます。

(「目撃情報を聞いてんのと違って、通達の中身を教えてって」の声あり)

山岡農林課長 すみません。漏れておりました。通達といいますか、鳥獣保護管理法の一部が改正されておまして、9月1日から、緊急猟銃という形で、今までは町なかで熊が出てても撃つことができなかつたんですけども、9月1日に法律が変わりまして、市町村長の判断によりまして、場合によっては、銃で熊のほうを撃てるというふうなところの制度改正があったといふところでございます。

あと、7月、出てるツキノワグマの適切な対応といふところで書いておりますのは、いろんな注意喚起といふところで、農繁期を迎えるためにいろんな留意をすること、また観光等でも、住民の方に注意喚起をするというふうなところの通達が奈良県のほうから出てるというふうなところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私も冒頭に申し上げたように、今までから鳥獣害のことについてはあまり述べてなかつたんですけども、やっぱり心配やと。これ、山麓地域皆やと思いますわ。葛城市の山麓系ね。だからそういうところに持ってくる。また、ようけイノシシとか出る、葛城市にとっては多いとこやと思います。それに対して心配があるわけやね。そこへまた今テレビ等で熊の話が出てきて、今、課長は言わなかつたけども、山麓地域のほうにおいては、そういった、生ごみとは書いてない。獣を誘引するようなものは撤去することといふふうには、撤去という言葉

が出てるじゃないですか。出てるでしょう。そういった中で、こんなんが出てる中で、地元の方の思いというのを私は考えてあげないと、ということを訴えてるわけです。

今、テレビ見てたって、ほんまにもう何日かに1回、この間やったら何かの新聞、何新聞さんか忘れたけど、1面に熊の話がぼんと出てたけども、やっぱりどこで出るか分からない。先ほど葛城山系ではまだ出てないということで、私は県へ確かめたら、葛城山系では出てないけども、いてないとは確証はないですというレベルの話です。だから、葛城市でも、こうやって各市町村ということで、ツキノワグマの注意喚起というのが出てるわけでしょう。この辺をどのように受け止めてるか。小さく部分的なものの考え方違くて、大きく考えたときに、これかてやっぱり県からせっかく出してて、何かあったらどないする。今、先ほど言ってたように、これ、もし、何かあって、ほんまに上で子どもたちが、遊具があって遊んではるわけですやん。そういったこともほんまに考えていかないと、たまたまこうやって出てるときやねんから、そのときに話を進めるというのは、私はもう非常につらいところもあるし、これを理事者の方はどうに考えておられるか。こうやって出てるねんから、県から。教えてください。

杉本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

今、ツキノワグマというようなところでのお話でありまして、確かに委員おっしゃられますように、いないとは限らないというようなところの認識は必要であろうと思っております。本当に市民の方に対しては、まず注意喚起というようなところにはなってくるかと思うんですけども、そこも踏まえながら、猟友会等々とも、協力を仰ぎながら、本当に出た場合に備えて対策のほうは考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今、農林の方がこう答えられた中で、今ずっと話をしている、条例を変えてそこへ持っていこうとしてるわけやね。ここは、私、どこで皆さんに言ったか、立ち止まりましょうよということ言ってるのはそこなんですけども、何かあったとき、あこ、今、1,700万でしたっけ。2,000万弱やね。やけども、それに代えられないものがあるじゃないですか。だから、もう少し、私は時間を置いてきちんと話をしましょうということ言ってるんですよ。市長、大きな目で、何かあったらあなたのところへ責任来ますよ。奈良県は奈良県で通達出してるというんでしょう。全国的に見たかて、いろんなことがテレビで報道されてるんですよ。これは3月のときにも分からなかった。6月でも言ってない。7月になって出たことやから、だから今の議論を私もしてないから、私にも責任あるか分からへんけども、つい、さあ行きましょうとなったときにこんなん出てるわけやん。

杉本議員が一生懸命になって、山麓公園の遊具で、あこはほんま小さい子ども、ようけ幼児が遊んでる。ほんまに何かあったらどうする。こういう通達が出てて、ニュースを見てる中で。お答えください。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 ただいまの藤井本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

熊の問題っていいいますのは、もうこれは全国的に今、新聞等、またメディア等でも出てるかなというふうに思っております。それが今、委員言われるように、生息地ではないものの、奈良県の葛城山系でもひょっとしたら出るかもわからないという危惧をどうしてるのかというようなご質問だったかなというふうに思うわけでございますけれども、最大限、我々としては、今、課長のほうからも答弁ありましたように、猟友会との協力の下、対策というものは当然取っていかねばならないと思っておりますし、午前中の答弁にもあったかと思っておりますけれども、この施設に関しまして、鳥獣害の問題というものは、防護柵、フェンスであったり、また監視カメラであったりといった部分で対応を最大限していかねばならないというのは、市長の答弁にもあったかと思っておりますので、その辺でご理解を賜れたらと思っております。

以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 2次的と言うてええんか、防御、何かあったときに防犯カメラをつけるとかいうのは、確かに有効やと思う。ああいうところに柵をする。でも、ああいう獣、熊とか、イノシシとか、鹿もあの辺は出てますよね。鹿も出てんねんから、今。嗅覚というのはすごいものがある。今日も行ってきて、先ほどあそこへ何しに行ったんですかというご意見をいただいた方もあるけども、我々の嗅覚と違うわけやね。そこへば一と来る。網であろうと、ナイロンかぶさってる。でも、やっぱり臭いがするの事実やから、それを嗅ぎつけて来るわけやん。

言おうとしてるのは、出やすい山麓地域というのはそうなるわけやん。葛城市は、よく市長が言うてはんのかな、山麓のすばらしさもあって、うちは山麓しかないんやったらまた話は別やけど、そうでもない地域もあるわけやんか。あるわけですやん。だから、今、市長が言わはったことはええことやと思う。それに対して最大限対応していきますというんやったら、今現時点で最大限対応したらどうでしょう。ちょっとでも確率は高いでしょう。現時点で。思いませんか。私、さっき歴史博物館と言わはったから、歴史博物館を出すけども、あそこにかて、まあまあ広場あって、歴史博物館よりもあっちのほうが確率高いじゃないですか。それが、最大限という、私、いい言葉やと思う。最大限努力すんのやったら、もう一回、ゆっくり議論しましょうよ。さっきの総論的に考えて言うてはるように、いろいろ議員さんも考えてくれますよ。防犯カメラをつけるとか、何か出たときの対応をどうするとか。でも、何かあってからやったら遅いやんか。最大限というのは、何かなる前に、確率の少ないところに、それであったとしてもあるか分からん。

このNPOさんがやってはる、これも市長が言うてる。市長は、地球規模でやってる。それは私はほんま同じ考え方やから、やってもらったらええと思う。平岡の方もそれについてはやってもらいたいと言うてはるわけですやん。何もかもええような形にするというのが、ここは市長の腕の見せどころですやんか。長く時間かかって申し訳ないけども。私も20年余り議員させてもらってるけども、丸1日かかってこんなんやったのは、まだ2回目か3回目

ぐらいですわ。なかったこともないけどもね。でも、もむとこはもまなあかんで。何かあったからやったら、また言わんなんことになんねんや。市長、答えてくださいよ。だから、時間をかけて考えましょうよ。議論しましょうよ、もうちょっと。

杉本委員長 何か分かってますか。

(「分からへん。答えますやん」の声あり)

杉本委員長 質問が……。ちょっと待ってください。僕が分かんないんで。明確に一言で、市長に何を聞きたいのか。熊とか対策せえ。どういうこと。

藤井本委員 そうそう。鳥獣害のことを心配してるわけやんか。でもそれを、何か出たときに、何か出たら対応しますわという答えをしてるわけやん。文書でもしてますやんか。それがかなんねん。そこを何とかしてということやんか。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 全国的に熊が出ていて、子どもが引っかけたとか、いろんな事象があるように聞いております。それに伴って奈良県でも一部地域で熊が出るということで、通達みたいなものが出てるように確認はいたしてるんですけども、これ、例えば熊が出るということに対してやれというんだったら、山麓全部あるんですよ。それで、山麓だけじゃなくて、また下へ降りてくるかもわからない。そやから、それに対する対応を最大限やりなさいと言われても、これは、今、実際に目撃情報もない状態で注意喚起が一番のベストなのかなという気はいたします。葛城市は特に山麓公園も含めて、しあわせの森公園や、二上山のふるさと公園や、割合と山麓に子どもたちが楽しめるような施設というのは置いております。屋敷山公園も、どちらかという山麓からも近いところにありますので、それを、ツキノワグマが出る可能性がゼロではないから準備しなさいというのは、何か考え方が違うのかなという思いがいたします。まずは注意喚起から入っていきたいなと思います。

それと、熊の話は多分、余分な話で出されたんやと思うんで、あれなんですけども、イノシシとか、特にアライグマですとか、特に害獣と言われる動物に対しての対策というのは、多分設置してその後どんな状況になるのかというのを確認しないと、その地区に合った防御の方法ですとか、駆除の方法というのを考えないと、一律にベルリンの壁のように全部壁で覆いかぶさってやりましょうというような話には、私はならないのかなと思っておりますので、いろんな状況を確認しながら対応を進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私の質問の仕方が悪いのか分かってないんですけども、葛城市ってそんな大きなまちじゃないですけども、私は、もう今、鳥獣害の話になると、山麓は、今おっしゃったように、通達が出てなくても、イノシシや鹿、猿、いろいろ出てるわけですから、山麓でというのはやっぱりしんどいと思います。でも、山麓だけじゃないじゃないですか。今日見てきた中で市長は、おひさま堆肥、堆肥化というのは地球規模でやっていかんなん、大切なことであれば、その理解を求めて、みんなが安心のできるような、そういう確率の低い、市街化でもそういうとこへ出てるというのはありますよ。しかし、今現状、イノシシを見たかて、この

間、イノシシの発生状況をちらっと見てましたけども、やっぱり山麓ですよんか。あえてそこへ持っていくというのが、今、何かあったときのことを考えると、先に考えておいたほうがいいんじゃないですかと。なってから副市長が最大限対応するというのであれば、今、事前にやっておくべきじゃないですかということを言ってるんです。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

藤井本委員 答えてへん。

杉本委員長 何を答えたらいいんですか。

(発言する者あり)

杉本委員長 駄目です。委員会なんで。藤井本さん、言ってくださいよ。

藤井本委員 駄目ですよ。

(発言する者あり)

杉本委員長 駄目ですって。止めやなあかんくなるんですよ、委員会。

(「それなら後で文書で書かせてもうていいですか。参考になると思たさかい」の声あり)

杉本委員長 藤井本さん、今、堆肥の寺口のこの対策を今せえと言ってるんですか。山麓地域の熊対策を全部やれと言ってるんですかね。質問を明確にすばつと聞いてください。

藤井本委員 明確にというより、なってから対応するというんでしょう、最大限の。それやったら今対応したらどうですかということ言うてんねん。

杉本委員長 どこのことを言うてるんですか。

藤井本委員 今つくって、何かあったときには鳥獣害の、副市長が言うように、対応は最大限すると言うてるやん。それやったら、そういう確率の少ないところでいったほうが金銭的にもいろんなところでええんちゃうかということ言うてるんです。鳥獣害のことを心配してるわけやろう。ほんで、それについては、何かあれば対応を最大限するというわけやん。そうなってから最大限にするんやったら……。

(発言する者あり)

杉本委員長 ごめんなさい。こういう退室命令とかしたくないんで、秩序よく、お願いします。話は後で聞きますので。

藤井本委員 それのほう地域にとっても、またこのNPOさんにとっても仕事がしやすく、拡大していけるのと違いますか。なったらなつたでちゃんとしますわと、金使うても何かしますわというのであれば、場所は私はあると思う。そっちのほう長い目で見たら、短期的に見たら、それは今、設備されてんから、それはそれで今後のことを考えなあかんけども、何かあったときって、ほんまにそれはどうするん。最大限するって、けがしたとか、農業被害だつて、農業の耕作されない……。

西川委員 委員長、議事進行いいですか。

杉本委員長 どうぞ。

西川委員。

西川委員 持論ばかり今述べられてて、質問になってないんですよ。僕らはずっとそれを聞かされてて、本来、じゃあ、そこがどこがいいですか。あこへ持っていったらよろしいやん。これ

は全然質問にはなってません。議事進行。

杉本委員長 取りあえず、今の藤井本委員の質問を僕なりにまとめると、熊が出るかもしれません。

ほんで、熊の臭いをおびき寄せるところがあそこに来るかもわかりません。それに対して、熊に対する、どこの地域か分からないですけど、最大限やるのは副市長が最大限やります。やけど、何か起こってからやったら遅いから、今のうちに最大限にやれ。これがあそこのことなんやけど、最大限にということですよ。今のうちに対処せえということですよ。

藤井本委員 するんやったら、お金も、確率の低いところでやったほうがええやろうと。場所をね。

杉本委員長 ここを変えろということですか。場所を変えろと聞いてます。どうですか。向こうやったら確率高いから、やめて、もっとまちなかにせえという……。

藤井本委員 まちなかじゃない。まちなかはやっぱり似合わないというか、そぐわないから。

杉本委員長 まちなかは似合わん。

藤井本委員 もうちょっと山麓から離れるということやね。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 答弁になるかどうか分からないんですけども、先ほど藤井本委員のほうから、県の通達があるというようなお話を聞かせていただきました。私も勉強不足で、その通達は今、見ておらないわけですけども、その中で、ごみをどかせというようなことをおっしゃっておられたと思うんです。その通達の中で。ほんなら、言うたら、堆肥場については一次発酵したやつで、ごみというたらごみなわけですけども、私、それ聞かせていただいたときに、それよりも、山麓地域の方が毎週2回出されてるごみの対策を、何か被害状況とかも調査して講じていかなければならないのかなというように思いました。答えになってるかどうか分からないんですけども、先ほど通達の中で、ごみをもうなくせというような通達が出てるといように私は理解させていただいたんですけども、家庭から出されてるごみについても、獣は嗅覚がすごいんで、それに対して寄ってくるという可能性も否めないのかなというようにも思っておりますので、その辺の通達もしっかり見させていただいて、家庭ごみの対策というのを取っていかな駄目なのかなというようには感じさせていただいたんで、答弁させていただきました。

杉本委員長 場所を変えろという質問なんですよ。あその対応は別としても、山手で熊が出るかどうか、僕、知らないですけど、可能性をもっと低くするために場所を変えろというご質問やと思います。

西川部長。

西川市民生活部長 場所につきましても、3月、6月等でも答弁させていただいておるんですけども、いろんな場所を選定させていただいて、あの場所が一番いい場所だというようなことで判断をさせていただきましたので、場所について、次どこということは考えておらないのが現状でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 これを、先ほど言うてるように、国道事務所にここへ決めましたというのは、令和6年の7月ということはおっしゃってました。そこで決めてるわけですよ。そこからやっぱり

鳥獣害というのは大きく変わってきてると思うねん。熊の話なんかそのときなかったですから、私らも知らなかったし。で、県下で通達が出てるわけやん。我々も3月議会のとき、私もそなん一言も言ってないし、県がこうやって出してきた。やっぱりそれは重く検討、一旦進んでしまったから、このまま進まなしゃあないねんという考えなのか。いや、進んだけども、今、県のほうからこういう注意喚起が出てる。今までから熊とか出てないけども、山麓地域についてはそういうふうな通達が出てるということになれば、ここはやっぱり重きを置かないと、副市長がええこと言うてるというのは、最大限に何かあったときは努力するというのであれば、大きなことがあったとしたら、それやったら、今の間に場所を変えて、確率の低いところへ検討するという話をしたらどうですかということ言ってるんです。そうでないと、何かあったらほんまに責任というのはすごいと思いますよ。

何遍も言うけど、あそこ、子どもらも多いわけやん。遊んでんの。何かあったときの話をよく考えたときに、何もなかったらいいけど、熊の話なんか、今年の3月も出てなかったし、でも新しく出てきたから、今言うように、何かあったときはちゃんと対応しますねんというのであれば、何でも一緒やん。何かになる前に対応せえよと。だから場所を変えるしかないねんけども、葛城市にはそういう場所はないのかというたら、あると思うねん。そこを今しっかりともんでおかないと、ほんまに何かあったときはどうするんですか。最大限努力するという、そこはええ言葉やけども、それやったら今やっときゃいいやん。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 これ、教育長の答弁のほうかええのかなと思って聞いてたんですけど、熊の被害といえますか、それについては、もうしばらく注視する必要があるのかなと思います。葛城市がそのエリアに本当に入ってるのかどうかというのが1つ大きな問題です。もし、これ、最大限に熊の対策せえと言われるんでしたら、通学の子どもたちどうするんやとか、学校の場所どうなんやろうとか、いろんな施設、全て山麓にあるものがどうやとか、そんなことは現実としてあり得ない話なので、委員の質問の意味が分からないというのは実はそこなんです。ですから、まずは注意喚起は私は必要やと思ってます。熊が絶対にいないというような感覚ではないんだというような注意喚起は、私は必要やと思いますけども、それに対して今から最大限何らかの対策を取れというのは、またちょっと飛躍されてるような考え方のかなと私は考えてるところなんです。

副市長が最大限というのは、例えばイノシシであつたりとか、今現在、山麓エリアにとって獣害被害が出る可能性の高いものについては、それなりの対応をしていきたいという話の中での言葉であって、熊に対して最大限対応しますという話ではないと、私は返答の中でそのように理解しておるところなんです。

以上です。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 県からの注意喚起の、市長、読まはりましたか。こういうのは無視というか、読まないんですか。何て書いてあるかというのと、そういった鳥獣を誘引するようなものについては、管理、撤去しなさいと。これは葛城市だけと違って、やっぱり呼び込むというのは、奈良県

全体にとってもやっぱりええことじゃないわけです。これは最近になって出たからね。7月に。そやから、ここのところ、誰も熊対策で通学がどうのこうのなんて載ってないよ。載ってるのが今該当するから、除去しなさいって載ってるんですよ。そこを言ってるだけで、誰が通学がどうのこうのって言いました。これについてそれが載ってるんで、このことについてどう考えるかということ言ってるんです。それ載ってるでしょう、農林課。

杉本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

ただいまの藤井本委員のお知らせと、正式に私どもで把握をしておりますのは、ツキノワグマの出没に係る適切な対応についてお願いというところで、奈良県の農業水産振興課長から各市町村長、鳥獣行政担当課長宛てに出てる文書でございます。一応担当課のほうでは、昨今、報道の中で熊等々で取り上げられてるところもありますので、担当課としては、注視していかなければならない事象とは考えておりますが、まだ目撃情報もない、また、葛城山麓でいるかどうか分かりませんが、まだ注意喚起することが今の時点で必要なかどうかというところ辺も考えていかなければならない状況なのかなと思っております。

以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 中身の、誘引するようなものについては撤去しなさいと載ってるでしょうということを言ってるんです。そこと逆行するでしょうと。私は事業も大切だと思うんですよ。だから、それにはあまり離れたとこですべきではないかと。すべきやと思います、私は。それ載ってるでしょう。

杉本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 文章を読ませていただきます。次の事項について留意いただくよう、よろしくお願ひしますというところで、該当する部分は、住民や観光客等と熊との不慮の遭遇を避けるためにも、出没や被害防止に関する情報共有を行うとともに、誘引物の管理、除去について積極的な注意喚起をお願いいたしますというようなどころになってくるかと思ひます。

以上でございます。

杉本委員長 一旦、藤井本さん、切っていいですか。何回目か分からなくなってきた。

藤井本委員 そうやね。分かりました。

杉本委員長 どうぞ。

奥本委員。

奥本委員 委員長にお願いします。議長として。

委員会の今現状の議場での議事整理権、発動してください。一括質疑で3回というのはやっぱり守っていただかないと、延々と一問一答みたいなやり方で、1人の意見をやり取りしたら終わらない。

それともう一つお願い。秩序保持に関しまして、地方自治法130条のところでありまして、傍聴者の扱いについても、目を覆うような行動ありますので、ここは毅然と議事進行をお願いします。

杉本委員長 藤井本委員はまだ質問ございますか。一応途中でほかの質疑割って入れてるんで、3回は数えてたんですけど、一旦なしで。

傍聴者の方、毅然としてやれという議長のご意見もごもっともなんですけども、皆さん、興味あって来られてると思うんで、僕はできるだけ退室命令したくないんで、ご静粛にお願いできますか。次はもう退室してもらいますので、お願いします。オーケーです。

(発言する者あり)

杉本委員長 それやめてください。退室しやなあかん、言いたくないんで。

ほかに質疑ございませんか。

1回の質問で3つとかできるんで、ちゃんとまとめてやってくださいね。

藤井本委員。

藤井本委員 もう最後になります。私は、これはまだまだもう少し議論をしなくてはならないので、後ほど継続審査の申入れをしようというふうに考えております。その中で、これ、なぜ継続審査せなあかんて、議論が不足してると思うんですよ。最後に今の流れについて聞くんですけども、さっきから言ってるように、国道事務所には令和6年の7月に場所が決まりましたというふうに出してはる。さっき聞いてたら、寺口のほうで、去年の秋から冬について同意をもらったと。どこでどういう形でそうされたのか。同意をもらってない間から、去年の6月に出したはるという中で、なぜ、例えば11月でもいいわ、秋から冬、12月のときに……。

杉本委員長 藤井本委員、端的に質問、僕も分かりにくくなるんです。

藤井本委員 12月になぜこれを議案として補正でも出してこなかったのか。3月のばたばた劇じゃないですか。私、そこだけは反省もしていただきたいし、議論をするいとまがなかったと。だから今になってこんなことになるんですよ。去年から決まってる話を、補正や何やというていろいろ出すのに、私は去年の12月にでも出せたと思いますよ。条例にしたかて。それを委員会にしたかて、ここらはなぜこういう議論する、私は議論不足やと思ってる、これについては。だから継続審査を申出するけども、それをどうされるかは別としても、なぜこういう形にされたかという、出せたでしょう。去年の7月に国道事務所に言ってるというのであれば。

杉本委員長 12月補正で出せるんじゃないかねえのって話ですね。なぜ本予算に持ってきた……。

西川部長。

西川市民生活部長 国道事務所のほうには、もう来年で切れるということもあるんで、候補地的にそこに決めますというような形のお話はさせていただいております。そやから国道事務所のほうには、ここで決まりましたということは申し上げておらないかなというようには思います。それについても、それと同時期ぐらいに寺口のほうとも話合いがついておったので、そのやり取りの途中もありましたので、大体そこで決まるであろうというような形で話したんかもわかりませんが、あくまでもうちとしては候補地というようなことでさせていただいております。

12月補正ということなんですけども、通常12月補正上げさせていただいたときに、補正の予算委員会で議論になるのが、これ、3月で終わんのということを委員の皆様と言われると

思うんです。これ今出して繰り越すの違うのというお話があるので、あえて、ほんまは12月でも出せたかどうかは、それは分かりませんが、新年度のほうで新年度予算で協議していただいたというのが経緯でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だから、いつに出せとかいう、いろんな出し方をされてるんですけど、この件については、私は初めから、3月の、私が予算の委員長してましたけど、ぱっと出てきた。もう9月、半年しかない。だからみんな焦るといふか、議論せなあかん。大事なお話やねんから、なぜその議論というものに時間を与えてもらえなかったのかということところは1つの反省点として持っていますので、もう時間が時間になってきましたから、私はまだまだ議論をしなくてはならないと考えておりますので、継続審査の申出というのを後ほどさせていただきます。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

もういきなり、もう正式に申し込まれました、僕、今。

藤井本委員 後でね。

杉本委員長 いや、やるんやったら今です。採決採ったらもう終わりですもん。

藤井本委員 今申し込むの。

杉本委員長 継続審査と正式に申し込んでもらわんと、後でって言わはったから、後はないんです。

藤井本委員 討論の後じゃないの。今ですか。

杉本委員長 先、継続です。討論行ったら、採決したらそのまま終わりですよ。

藤井本委員 そうか。私はこれ、市民の方も大事、この事業も大事というところで、もう少し議論をする時間が必要であろうかと思えます。ということで継続審査の申出を行います。

杉本委員長 ただいま継続審査についてご意見が出ましたが、皆様のご意見をお聞きしたいと思えます。ただ、継続審査となった場合、理事者側の状況に変更がなく、この9月定例会中に判断が行えない場合は、市議会議員の任期満了の10月31日までに臨時会を開催いただいて審議しないといけなくなります。もし、任期を過ぎますと、この議案は審議未了で廃案となり、もし、改めて審査するとなると、再度市長から条例の提案をいただくこととなります。このことも意識いただいた上でご意見をいただきたいと思えますけれども、ご意見いかがでしょうか。

ご意見ない場合は、いきなり採決でもよろしいですよ。

(「暫時休憩をお願いします」の声あり)

杉本委員長 暫時休憩いたします。再開は追ってお知らせします。

休 憩 午後4時58分

再 開 午後6時27分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど地域の方々と私と議長と副委員長と副議長とお話しさせてもらいまして、いろいろな意見等々ございまして、細かいことはもうちょっと省略しますが、やっぱり市長を先頭に説明、先ほどもちらっとおっしゃられたかもわかりませんが、配慮に欠けてたんじゃないかなというのが僕の印象であって、これからのことを考えると、後戻りできませんの

で、後戻りというのは、時間は巻き戻せませんので、これから先のことで理事者の方々、市長を先頭に平岡の方々と対話して、少しでも前向いてできるようになって感じました。細かいことは今はもう省略させていただきます。

何かご意見等ございませんか。

継続の話聞きますか。今の話で大丈夫ですか。

西川委員。

西川委員 先ほど藤井本委員からも継続審査ということをおっしゃられましたけども、先ほど委員長からもありましたけど、平岡の区民の皆さんといろいろ対話を重ねさせていただきました。本当に昔からの歴史的な思いも重々感じはさせていただいたところはあります。ただ、議論というのも、結構この委員会でもう朝からもやらせていただいた。何やったら3月のときの委員会でもさせてもいただいております。3月の議会のときに予算の議決を行っております。これは議会人として、言うたら、かなり重い決断をさせていただいております。市民の皆様の税金をしっかりとやっぱりそこに、市のこれから進むであろう道のところに投資をさせていただくための議決をさせていただいてるところもある。やはりここは、いろいろと今、おひさま堆肥の件も含めて、平岡の皆様にも心配をかけてるところあるので、やっぱりここは午前中にもお話しさせていただいたように、しっかりと市が対話をして、市長が自ら対話をして、いろんな要望もきっちり聞いて、前に進めていっていただきたいなというふうに今感じておるところです。

継続審査については、議論はかなり、もう8時間ぐらい、休憩中いろいろありますけど、それも全部議論やと思っておりますので、させていただいたので、継続審査ということは、私は今この場ではしないでもいいかなというところでございます。

杉本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 先ほど事前に申出をしたように、継続審査の申出をしたいと思っております。それは何かというと、一言で言うならば、地域も大事、この事業も大事というところで、私はもう少し議論する時間が必要やという認識の下で、今かなり確かに、今日の朝からこんだけ時間、両方の方にご理解いただきたいと思っておりますけども、やっています。議会も頑張っているという姿は感じていただきたいですけども、私はまだ不足していると思うので、継続審査の申出をしたいと思っております。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 この継続についての意思表示というものもあるんですが、まだ1点だけ質疑お願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

杉本委員長 どうぞ。

川村委員 本当に長時間、私たちもこれをこれまでに議論をする機会というのが意外となかったというのは、本当に平岡の皆様には申し訳ないと思っております。ただ、ここに来て何が理解し

てもらえなかったという部分につきましては、午前中も言いましたように、臭気そして鳥獣害というところなんです、臭気については、現地に出向きまして、いろいろとどういう状況かというのは把握させていただいた。そして、そのこともずっとご一緒もさせていただいて、平岡の皆様とも一緒に現場にもいささせていただきました。その後に鳥獣害についての議論になりましたけれども、鳥獣害につきましては、本来、これはそんな状況も想定されるというような内容でもあるのかなと。はっきり確定のしない部分でありますので、そこはこれからの状況、また熊という話まで出ましたけれども、堆肥施設が熊を誘引する物質なのかどうかというところ、報道でしたら、熊は、大体耕作してる、そういう耕作物に寄ってきてというような報道を我々も耳にするわけですが、一体それが、熊を誘引するものは何なのかということもはっきりしてないというような状況であったと思います。そして実際に、最終的には、現地、今現在行われている高架下の施設の現場がどのような状況であるか、国交省との話合いがどのようなものであるかということについても、お話、中身は深く議論できたと思っています。

ただ、このことが将来的に高架下で継続できるのかできないのかということになってきますと、今、葛城市は逆に1つ踏み出してこの事業を進めていくために、大字寺口に理解を求めてやっていこうという姿勢を持って、我々は、近隣の平岡の皆様の住民理解がとれてるかとれてないかというところの部分が、最終的に残った議論のところだと思います。最終的に残った議論でご理解をいただける、いただけないという部分について、また暫時休憩をいたしまして、委員長に、皆様の本音の部分、今日傍聴していただいて、やっぱりいろいろと途中でご意見もいただいたりして、議会は傍聴者の意見がいただけないということになっておりますので、なかなかストレスのたまったお時間を本当に長時間経験していただいた中で、その方たちの言い分、今日の議会の議論を見ていただいてどのように感じていただいたか。また、その内容について、将来的にはどのように思われるかということも、委員長をはじめ副委員長、そして議長も入っていただいたわけですが、そのお話を聞かせていただいた、今、内容について委員長から報告がありました。

そういつてずっと時系列で整理してみますと、今日という1日を、今日の議案の2つ目に大半をかけて議論したわけですが、これが例えば継続をして内容的にどこが変わるかとなると、内容が変わるところは1つかなと思います。それは市長がやはり平岡に出向き、住民の皆さんのご理解を賜れるような説得ができるのか、できないのかということに尽きるのかなと思います。そこで、今回の条例の規則の中で、先ほど9条のこの話が出ました。この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定めると。その内容の4条のところです。堆肥場の休養日は次のとおりとすると。1、2、3とあって、その第2番です。市長は必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、臨時に休養日を変更し、また堆肥場の施設の一部を休止することができる。これは、この内容は、やはり私たちは重く平岡の皆様に対してお約束をしていかないといけない部分かなというふうに思います。

市長にお尋ねをいたしますけれども、もし、こういう必要があると認めるときの対応も含め、市長が今これから、平岡の皆様にご理解を賜れるその思いというのを、もう一回、答弁

をいただきたいと思います。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 大きくは午前中のほうで答弁を入れさせていただいてるところでございます。平岡区の皆さん方がご心配をされている件につきましては、その対応について随時、理事者側のほうで、行政側のほうで対応させていただきたいと考えております。議員皆様方にも、本日、堆肥場のほうをご覧いただきましたが、ご心配のある臭気の問題、それと鳥獣害の問題、非常に大きな問題であると考えております。その辺の工夫といいますか、その辺の確認の仕方も含めまして、これから対応を進めてまいりたいと思います。今の規則の中で、それを含めて対応ができない場合には休止という形も考えていくということでございます。

それと冒頭にも申し上げましたが、近隣の平岡区の皆様方には最大限ご理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 一番大事な部分であるのかなというふうに私は思います。平岡区の皆様は、これが当初からこのような流れであれば、今日このようなお怒りがなかったと思います。これに対して議会も、それを早急に求めなかったことについてもおわびを申し上げます。ただ、今日のこの時間、皆様にとってどのように映ったか分かりませんが、私たちはやっぱり市民の皆様の声を丁寧に聞いていくという姿勢は、今日は、この委員会はある程度、それは議論は尽くせたのではないのかなというふうに思います。これはこれから市長の、行政側の腕にもかかっておりますが、私たちはそれを最後まで監視、監督していく所存でございますので、私は、これは今回は継続をしないで、ある一定の議決をしていけばいいのかなというふうに思います。

以上です。

杉本委員長 ほかがございませんか。

奥本委員。

奥本委員 先ほど来、平岡区の役員の皆様と話をさせていただきました。3月に遡って我々が予算の議決をしたときに、やはりもう少し歴史的な背景を勉強すべきだったなということだけは反省いたしました。時間を、時計の針を戻すということではできませんけども、それらを踏まえて今日、長時間かけてこの委員会で議論をしていただきました。川村委員おっしゃるように、議論は取りあえず今日の段階では、できるところは尽くしたのではないかという判断を私はしたいと思います。

今回、条例の改正に当たりまして、この条例が決まったから、そしたらこれで終わりというのだけはやめていただきたい。午前中も私申し上げましたように、せっかくこれだけの議論を尽くしたんであるから、葛城市のごみの減量化も含めて、これは17年間あまり進捗ありませんでしたけども、これはもう全市民挙げて、全市を挙げて旗振っていくんやというぐらいの気概でもって、こんな条例なんか要らんわというぐらいのところまで推し進めるぐらいの意気込みで続けていっていただくことをお願いしたいと思います。そのためにはやはり、

特に平岡区の大字の協力というのは絶対必須条件ですんで、そのところ、市長に改めて、先ほどもお願いしましたけども、これからも丁寧な対応をお願いしておきたいと思います。

杉本委員長 ほかにございませんか。

坂本副委員長。

坂本副委員長 先ほどの市長のお言葉にもありましたように、今後、行政の皆さんの平岡区の皆さんへの丁寧なご説明をお願いをいたしまして、私は、朝9時半からずっとこの点に関して議論を尽くしてきましたので、行政の皆さんが丁寧に説明していただくということを条件に、継続審査はなしでよろしいかと私は判断いたします。

杉本委員長 ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 朝から平岡区の皆様のいろんなご要望をお聞きして、ずっと今まで論議してきたわけなんですけれども、本当に今後、この段に至りまして、今までずっと論議してきたわけなんですけれども、平岡区のいろんな思いも含めて、今後、議長が合意形成に向けてしっかりと説明していただくということが非常に大事ではないかなと、このように思います。

そしてまた、地元の方々の思いも受け止めまして、我々もしっかりと論議してまいったわけなんですけれども、条例の中にも第9条に、今後、規則にあるように、市長がもし、継続ではなしに進めてまいられる場合には、やっぱり対処していただけるということを条件といたしまして、私はやっぱり継続はいかがなものかなと、このように思います。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 市長の説明というか、市長の誠意にかけるといことで皆さんはもう継続しないということですけども、本当にもう一度考えていただきたいのは、私は、この作業をされてる方、気分よく仕事をしていただけるように、少なからずも、今、看板とか立ってるわけです。だから継続にして、そこら辺の話合いが終わるまでしないと、このままやっちゃって、そんなところで作業できますか。ええ作業、地球に優しくする作業を、そういう看板というんですか、いわゆる、まだ理解をされてないという人の、ここをもう短期でもいいから、市長が折衝してきて、それでこのNPOの方にも、これを進めるというねんから、その間、やっぱりもう一度皆さん方にお考えいただいて、議論を尽くしてきたからもう終わろうというんじゃないかと、そこは私はもう一度お考えをいただきたいということをあえて皆さん方をお願いしたい。何も長期にどんと行くという話もしてないわけで、何もかも、する人も大変じゃないですか。市長に行ってくれと言わはるわけやけど、その辺の、もうほんまにねきのとこに看板、そんなところでほんまに仕事してもらいにくい。やっぱり気持ちよくやってもらおうという、そういうところをご理解ください。

以上です。もうそれでいいです。

杉本委員長 それも何回も聞いた上での皆さんの判断やと思うんで、もう切りますね。

継続審査はなしでという声のほうが多いと思いますので、議第61号については、継続審査としないことと決定いたしました。

この件については以上といたします。

引き続き本案の審査を続けます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第61号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員 ちょっと待ってよ。

杉本委員長 いや、進行でいってるから、さんざん討論……。

藤井本委員 ちょっと戻って。ごめん。

杉本委員長 そんなん、戻れるんですか。そんなん聞いたことないですよ。

(「そんなことありますか」の声あり)

杉本委員長 ない。

藤井本委員 ちょっと待って。私も混乱してたから、ぱっぱっと進められるのは……。

杉本委員長 ぱっぱっと行ってないですよ。いつもどおりですよ。

藤井本委員 ごめん。申し訳ない。ちょっと戻ってくれませんか。

杉本委員長 戻れるか、戻られへんか、まずは。聞いたことない、俺。討論終結したんで、終結って僕言っちゃったんですよ。僕、ほんで一瞬止まりましたよ。あると思ったから。見ましたよね。ないと思ったから進めました。僕が悪いんじゃないですよ。

採決、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に1つだけ。丁寧にやらせていただいたつもりですけども、これ、ひもといていったら、やっぱり理事者の皆さんが最初から大字の方とかに説明、こんなもんやろう、今までこうやったもん、でやらなかったのが多分発端やと思うんですよ。ほんで前の、僕、専決も言いましたし、次の小学校の設備もそうやけど、やっぱり配慮して言ったほうがいいんじゃないのという声を皆さんでやって、できるだけ、そんなん言うたらどこにでも言わなあかんやんけってなるかもわからないですけども、目の前に通る道があったりしたら、一応声かけたほうがいいんじゃないのというのは、これから、副市長、先頭切って配慮してもうて、議会に言ったほうがいいんじゃないのとか、一言言うだけでいいわけじゃないですか。それを

かたくなに今までこうやからというのは一旦なしにして、これから幅広い方にそういう配慮できるようにお願いしておきます。

次に、議第66号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第66号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてご説明をさせていただきます。議案書の40ページをお願いいたします。奈良県葛城地区清掃事務組合は、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、河合町、広陵町の4市4町が、し尿及び浄化槽汚泥を共同して処理する目的で平成15年4月1日に設立をされました。現在、御所市を除く3市3町で、各市町で収集されましたし尿を、し尿貯留中継基地からアクアセンターまで組合が10トン車で運搬をしております。今回この共同処理をする事務のうち、香芝市が単独の事務として委託を予定されていることから、規約の一部を変更するものでございます。

お手元の新旧対照表をお願いいたします。規約第3条、共同処理をする事務の1号、し尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬に関する事務の規定を、香芝市を除く大和高田市、葛城市、上牧町、王寺町、河合町、広陵町の2市4町とするものでございます。2号、3号につきましては、これまでどおり、事務内容で共同処理する市町に変更はございませんので、香芝市が入っているというものでございます。

最後に附則の部分でございます。この規約は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 これ、4市4町でしたか。ほかでも同じように議案として上がっておると思うんです。これ、まだやられてるところやられてないところかあると思うんですけど、その情報というのを、分かる範囲でいいんですけど、教えていただくことはできますか。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 各市町に確認はさせていただいておりますが、香芝市さんはもう終わっております。可決ということで終わっております。この次に葛城市が協議していただくということになっておまして、ほかの市町については、明日以降の協議ということになっております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 香芝市は自分とこで出されてるから、これはもちろん可決で通ってるということですね。あとはまだこれからやというところで分からないということなんですけど、葛城市にとっては、し尿処理の運搬に関しては、葛城市は比較的少ないほうやというふうには聞いておまして、前の協議会のほうでも、御所市の市長のほうからも、運搬処理の配送料、運搬費、そ

れについては、基本的には上がらないように汗をかく努力をするというふうに聞いてるところでございます。ですので、香芝市さん抜けることに対して、それほど負担が、努力をしておっしゃってるので、今のところ、私のほうはそういうふうには認識しておるんですけど、実際、情報としてはどういう形かというのをお聞かせ願いたいと思います。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 私のほうも、令和7年8月19日に開催をされました組合議会のほうの傍聴をさせていただいております。その中で議員さんの中で何名かの議員さんは、今後抜けることによって負担金はどうなるのかという質問をされておられました。その中で理事者の答弁は、先ほど西川委員がおっしゃっていただいたとおり、議会終了後に極力負担が増えないよう、発注体制も考えながら、令和8年度の入札に向けて努力をしていくというような答弁をさせていただきます。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 努力をすると。それは確かに決まらんと交渉もできないなというところもあると思います。その運搬の業者と。ただ、御所の市長が汗をかいて努力をされると言うておられるというところは理解させていただきました。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

議第54号から議第58号までの指定管理者の指定についての5議案につきましては、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第54号から議第58号までの5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案者の内容説明を求めます。

勝眞部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第54号から議第58号の5議案につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書は15ページから22ページになります。よろしくお願いたします。初めに、議案書15ページから18ページ、議第54号、葛城市公民館の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、葛城市公民館条例に記載の地区公民館2館、分館23館、地域コミュニティセンター21館の、合わせて46館の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日に満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議案書19ページ、議第55号、葛城市老人憩の家の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、南今市老人憩の家、兵家老人憩の家の2館の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日に満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議案書20ページ、議第56号、葛城市集落センターの指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、竹内集落センター、太田集落センター、大畑集落センター、木戸集落センターの、合わせて4館の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日に満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議案書21ページ、議第57号、葛城市農事集会所の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、山田集会所、笛吹集会所の2館の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日に満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議案書22ページ、議第58号、葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、寺口ふれあい集会所の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日に満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

以上の5議案につきましては、地域住民が施設を管理、運営することで地域コミュニティの醸成に資するため、当該地域の運営委員会または自治会を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。指定期間はいずれも令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年

間を予定しております。

説明は以上となります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本5議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この案件、賛成でいきますけども、これ、説明を受けてて、今回の本会議の中で宅監査委員さんがおっしゃったことを思い出したんです。というのは、公園がいろんな部署に分かれています。公園やったかな。公園やね。屋敷山公園と山麓公園とふれあい公園、それぞれの所管が違うねんと。ここをもうちょっと一体化して合理的に運営すべきやというお話を、これを聞いて思い出したんですけども、どちらにしる、地区にとってはこれは公民館やと。公民館というか、コミセンというか、何らかの形で公民館として使われてるんだけど、今申し上げてる、公園をばらばらに管理してるんですね、部署が、市当局は。これについてはどうなんでしょう。管理してる担当部署というのは、どうなんだろうということを……。

杉本委員長 公園のことを聞いてますか。

藤井本委員 いや、だから公園のときに話をされたように、一括で管理をすればええねんけど、これも公民館もあれば、ふれあい集会所と分かれてるわけで……。

杉本委員長 これは名前が違うだけ。

藤井本委員 それはどうなってるの。

杉本委員長 補助金の関係でしょう。

藤井本委員 補助金の関係で分かれてるねんけど、管理のほうをどうやってるかということ。

杉本委員長 石橋課長。

石橋生涯学習課長 生涯学習課、石橋です。

今回、指定管理に関しましては、他条例の施設でありましても、公民館類似施設として利用していただいているため、生涯学習課が担当させていただいております。なお、各条例ごとに所管する課がございまして、公民館条例につきましては生涯学習課、老人憩の家条例につきましては地域包括支援課、集落センター条例及び農事集会所条例につきましては農林課、ふれあい集会所条例につきましては生涯学習課がそれぞれ所管をしております。

以上です。

藤井本委員 だから、さっきは例にとって、宅さんが公園について一括で管理するという方法にしたほうが合理的じゃないかという話をされた中で、公園とまた違うとは思いますが、市民の方にとっては、公民館で何か補助金をもらうとか、いろんなことはもう生涯学習課で一本化でやってるということでもいいんですか。それとも管理が違うとおっしゃるから、これは昔からこないなって、補助金の関係でこういう分け方してるし、名前も違うんですよ。これは分かってるんです。でも、市民にとっては公民館は一緒やから、だから、宅さんがおっしゃった公園だって、公園というのは市民にとっては一緒やん。一緒やけども、これを管理する部署が違うという中で、これを一元化することのほうがええのちゃうかということをおっしゃったのを思い出して、これについてもどうですかということをお尋ねしてるんです。

杉本委員長 石橋課長。

石橋生涯学習課長 公民館の維持管理につきましては、指定管理のほうで皆さんにお願いしておるんですけども、修繕とかの補助につきましては、生涯学習課のほうで一元化してさせていただいております。

以上です。

藤井本委員 一元化してるんやね。

石橋生涯学習課長 はい。

杉本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 だから、今、藤井本委員おっしゃった、僕も気になってるのは、要は、蛍光灯とか何か、例えば照明器具とか壊れたときには、半分は負担はしていただくと。でも半分は市から補助を出してもらおうようなことがあったと。これはそやから、どこの課でも一緒ですよということをおっしゃったということですよ。それをはっきり教えてほしい。

杉本委員長 石橋課長。

石橋生涯学習課長 公民館に関する備品等につきましては、生涯学習に必要な備品等につきましては、生涯学習課のほうで一括しまして補助の申請をいただきまして、補助を出させていただいております。金額につきましては、先ほど委員さん言われたように、2分の1というふうになっております。

以上です。

杉本委員長 ほかに。

川村委員。

川村委員 ちょっとお尋ねしますけれども、今、公民館、いろいろと老朽化してるところも見受けられて、それぞれの大字も耐震という部分で危惧されてるとい実情もあると思いますけれども、建替えに関していろんな条件あると思います。土地は準備していて、建替えに対して負担する基準ですよ。これ、坪、結構安い、坪当たりの単価、市が補助する。それってどのぐらいに設定されてるのかな。そこをお聞きしたいと思います。

杉本委員長 石橋課長。

石橋生涯学習課長 公民館の建替えというお話なんですけども、基本的に土地代につきましては市のほうでの補助対象にはならないと。建物を建替えされる場合につきましては、一般財団法人自治総合センターからの宝くじ社会貢献広報事業内のコミュニティ助成事業というのがございまして、こちらのほうで、今現在でしたら上限2,000万というのが適用される可能性がございまして、また、生涯学習課のほうの分館等施設整備事業補助金より、先ほどの補助額を差し引いた2分の1を補助できる可能性がございまして、いずれにいたしましても、建替え等を考えておられる場合は、生涯学習課のほうにまずご相談いただきたいと思っております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 今、建築の業界として、上限2,000万という金額が、規模にもよるんですけども、これは

ずっと変わってないんですかね。要するに、この物価高騰に、時代の背景に伴って、過去から全然変わってないのか。それから、市もその補助に対して2分の1という部分なんですけれども、その辺りは今どのようになってるのかなど。上限が2,000万、今、宝くじのほうは2,000万。今、全体の建替え費用が高額な場合、それなりに高額になると思うんですよ、今、坪単価がね。20万、30万ではできませんし、その単価というのは見直していくような方向でいるのかどうかというのを、そこを教えてくださいたいんです。

杉本委員長 石橋課長。

石橋生涯学習課長 まず、宝くじ助成のほうにつきましては、令和6年度で、当時は1,500万の上限でありました。今、最新の令和8年度の要綱を見させていただきましたら、上限が2,000万に増えております。市のほうの2分の1の補助というのは、現在のところ、特に上限というのは決めておりません。負担される分の2分の1。ただ、こちらにつきましても、予算規模、こちらの財政状況というのもございますので、先ほど言いましたように、事前に生涯学習課のほうにご相談をいただきたいというふうな形になっております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 だから、宝くじのほうは500万アップしたということですね。そこは理解させていただきましたけれども、これ、実際問題になってくると、建替えするところが、毎年、1大字だけとかというような状況でいったら、なかなかそれに順番が回ってこないような、みんな建替えもせなあかんというようなことが、今、たくさん聞きますので、そんな中で、今後、市としての対応というのはどうなんかなど。大字としても、地域の住民から大字費として徴収していった、ためていくということも努力されてるようなんですけれども、市の助成に対してどのような考え方かということだけ確認させていただきました。結構です。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まずは議第54号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結します。

これより議第54号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決することに決定いたします。

した。

次に、議第55号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第56号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第56号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第57号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第58号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、(1)部活動の地域展開に関する事項についてを議題といたします。

本件について、理事者より報告願います。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日は、令和7年度及び令和8年度以降に向けました部活動の地域展開の6月議会以降の進捗及び今後の予定についてご報告いたします。

まずは資料の1、部活動だより第5号をご覧ください。こちらは小・中学校の保護者に配信予定をしているものでございます。まず、8月に開かれまして近畿中学校総合体育大会には、両中合わせまして8つの部活動と1つの地域クラブ、総勢46名の生徒が出場をしております。特に新庄中学校の男子バスケットボール部、白鳳中学校のバトミントン部、地域クラブのソフトボール部は、県大会で優勝しております。

本市の部活動の地域展開については、原則としては、今あるクラブを廃部することなく、できる限り学校単位で活動ができるように取組を進めているところでございます。今後も子どもたちの活躍の場を保障していきたいと考えております。

今年度10月からは、新たに2つの部活動を地域展開いたします。新庄中学校のバトミントン部、それから新庄中学校の卓球部、この2つの部活動については、指導者の確保、学校との連絡調整ができており、来月より地域クラブ活動を実施してまいります予定でございます。なお、新庄中学校のバトミントン部につきましては、これまで女子生徒のみの受入れとしておりましたが、指導者とも打合せの上、休日については、男子生徒の活動についても可能とする予定でございます。

今年度、ここまで6つのクラブを地域展開し、現在8つのクラブが活動をしております。これまで何度も地域の指導者や教員と打合せを重ねたことで、現時点ではスムーズに地域クラブ活動の実施が進んでいると感じております。平日と休日の連携がこれからも重要となってきますので、しっかりと連携を図ることができるよう体制の整備を進めてまいります。

続いて、資料の2、令和8年度部活動地域展開指導候補者数をご覧ください。表には、地域展開の対象となる両中学校の部活動及び指導候補者の数を記載しております。教員については、8月末に実施しました意向調査の結果、それから地域人材については、市の人材バンクへの登録状況を反映しております。ご覧のとおり、両中学校合わせまして25のクラブに対して、指導の候補者数は53名となっております。クラブごとに見ますと、指導者が十分に確保できている種目もあれば、現状、複数体制で指導することができない種目もございます。今年の5月から運用を開始いたしました奈良県のスポーツ文化芸術指導者人材バンクの活用も視野に入れながら、不足する種目を中心に、引き続き指導者の確保に努めたいと思っております。

報告は以上となります。

杉本委員長 ただいま説明いただきました件につきまして、何か質問等ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点だけ確認させてください。

地域移行のところ、従来、スポーツクラブは指導者の確保でいけたんですけども、以前、私、質問した、文科系の、特にこの欄では吹奏楽部、場所と楽器の都合があって学校内でしか指導できないという条件があって、かなり地域移行は難しいという話でしたけども、これももう地域移行に向けて何かその辺の解決策はできたんでしょうか。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

指導候補者の数を見ていただきましたら、新庄中学校のほうは2名、それから白鳳中学校のほうは1名ということで、まだ複数の体制が整っていない。それから教員の方しか今おられないというところで、引き続きまだ課題はあると考えております。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 ということは、これまでと一緒に、担当の先生がやっていただいて、学校での活動ということで理解してよろしいですね。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 おっしゃっていただきましたとおり、基本的には学校での活動を想定しております。

杉本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 いろんな方からも聞いてるんですけど、今、バスケットに関して課題、なかなか、今、運びにくいという状況があると聞いてるんですけども、1つ1つのクラブを取り上げていくのはどうかと思うんですけども、今、どれが地域展開に向かって苦勞されてるところ、指導者の確保も含めてなんですけど、そういうのを教えていただけたらいいかなと思います。僕が聞いているのは、何かバスケットのほうは、これ、近畿大会も優勝されておるんですけど、その辺も何か苦勞されているというふうに聞いておりますので、ここが今、なかなか前向いて進みにくいよなというところがあれば聞きたいです。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

先ほど申し上げましたとおり、クラブによりまして、指導者の確保ができているところと不足しているところ、そこが偏りがあるというところで、特におっしゃっていただいたバスケット、それから白鳳中学校のソフトテニス、この辺のところ不足しているというふうに認識をしております。その辺、今、また、スポーツクラブ葛城さん、それからスポーツ少年団、そういうところにもお声がけをさせていただいて、それから体育協会の競技団体、そこにもお声がけをさせていただきながら、指導者の確保に努めておるところでございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 体育協会のほうも含めて、前、視察行かせてもらったところもそうでしたけど、そういう人材はやっぱりいらっしゃると思います。ミニバスも強いですし、スポーツ少年団のね。やっ

ぱりそういうところもご協力をいただきながら進めていく必要があるのかなと思うところでございます。もう目の前に迫ってますので、引き続き努力していただきたいというところでございます。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これで(1)部活動の地域展開に関する事項については以上といたします。

次に、(2)熱中症対策用備品の購入に関する事項についてを議題といたします。

本件について理事者より報告願います。

勝眞部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

熱中症対策用備品の購入につきまして、お時間をいただきましてご報告をさせていただきまします。今回の熱中症対策に係る備品購入につきましては、議員の皆様へのご報告が、学校等が、2学期が始まるぎりぎりのタイミングとなりまして、遅くなりましたことについて深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

経緯といたしましては、今年度は梅雨明けが早く、昨年よりも早い時期から暑さの厳しい日々が始まりました。この状況を受けまして、市立の保育所、幼稚園、小・中学校での子どもたちの熱中症対策として、保育所、幼稚園にはミストアーチを、小学校には冷凍庫、中学校には製氷機をそれぞれ購入し、対応させていただきましました。対応に当たりましては、7月には既に酷暑となっている状況から、8月、9月以降も更に厳しい暑さとなることが想定されまして、熱中症対策については、災害対応であること、また、スピード感を持って対応することが重要であるとの認識の下、できる限り早い時期に設置できるよう、幼稚園、小・中学校では2学期が始まるまでに、保育所では更に早い時期に設置できるように対応させていただいたものでございます。

今回の対応に当たっての経緯、また購入備品等につきまして、改めまして担当課長よりご説明をさせていただいた後、予算執行の基本的な考え方につきまして財務部のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

お手元には、資料1から4をお配りさせていただきました。資料1は、熱中症対策時系列と書かれたもの、資料2から4は備品カタログですので、それぞれご覧いただきたいと思っております。最初に資料1、熱中症対策時系列をご覧いただきたいと思っております。縦には時系列、左側は学校教育課、右側はこども未来課の内容となっております。まずはこども未来課より、この資料1に沿ってご説明させていただきます。

こども未来課におきましては、災害級の危険な暑さへの喫緊の対策として、公立保育園2園、認定こども園1園におきまして、お手元の資料4にございます、細霧冷房、ミストアーチを各園に1台、合計3台を設置させていただきました。設置に至る経緯についてでござい

ます。ミストアーチの購入きっかけとなったのは、初夏に開催した運動会でございます。公立保育園におきましては、例年、秋に運動会を開催しておりましたが、近年では、熱中症警戒アラートが頻繁に発表され、外に出られないことが多く、練習がままならない状態が続いていたことや、園児への影響を考慮し、運動会の季節を早め、初夏に運動会を開催してはどうかとの先生方からのご意見から、本年度は試行的な試みとして、暑さ対策を入念に心がけながら、6月末から7月初旬の開催とさせていただきました。

6月21日の磐城第2保育所の運動会では、前日に梅雨前線が消えるといった異常な状況の中、当日、先生方が手動ポンプ式の噴霧器を使って、園児や参観に来られた保護者の方々にミストをかけて回り、水分補給や休憩を十分にとりながら運動会を実施いたしました。翌週6月28日には、當麻第1保育所において運動会を実施した際は、体育協会よりミスト扇風機をお借りし、テントで日陰をつくり、園児にはスポーツドリンクを配るなど、先生方が様々な工夫を凝らし、運動会は無事終了となりました。前日の27日には、関西地方の梅雨明けが発表される異常な気象と暑さとなりました。

週が明けた30日の月曜日でございます。副市長から部長に、市長が暑さ対策として細霧冷房、いわゆるミストの設置を急ぎ検討するよう指示がございました。予算は、各施設20万円程度でできるもの、予備費の活用も検討するようにとのこととございました。翌日には、水道事業者や園の先生方の意見も聞きながら、工事等の必要がなく、急ぎ対応可能なミストアーチの備品購入を検討し、メーカーに問い合わせたところ、受注生産ではあるものの、二、三週間で納品可能とのことと、県内の卸業者から7月の3日に、44万9,790円、1基当たり14万9,930円の見積りの提示をいただきました。翌日の4日には、ミストアーチの購入を進める旨、市長、副市長に報告させていただきました。

備品購入に係る予算につきましては、当初予算において、保育所費、認定こども園費の備品購入で予算計上しておりました、園児たちが使用したおもちゃを消毒する消毒機能付保管庫が執行済みであったこと、契約差金があったことを確認した上で、予備費は活用せず、7月4日には備品購入の着手伺、少額であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により、4者から見積りをいただき、最低価格を提示した業者と契約を行うことといたしました。

7月の16日には開札を行い、4者のうち3者が参加、最低価格32万2,872円、1基当たり10万7,624円を提示していただいた業者と7月の17日に契約、8月19日に納品、翌日の20日には3園全てに設置を完了し、その旨、市長にご報告させていただいております。

以上がこども未来課における設置までの経緯でございます。よろしくお願いたします。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本です。よろしくお願いたします。

私からは、学校教育課でのスケジュールについてご報告いたします。学校教育課では、各幼稚園に1台、計4台のミストアーチ、小学校の各クラスに計76台の冷凍庫、各中学校に1台、計2台の製氷機を熱中症対策として購入をしております。きっかけといたしましては、こども未来課と同じように、梅雨が早く開けまして、7月初旬から気温が非常に高い状況と

なっていたことによるものでございます。その中で7月7日から9日頃と思いますが、市長から、異常な暑さは災害であるので、学校施設等にミストアーチ、各クラスに冷凍庫の設置など、予備費を使ってでも災害対策熱中症対策として2学期までに整備を検討するように指示がありました。

指示を受けまして、7月10日には幼稚園、小・中学校へ熱中症対策として必要とするものは何かという投げかけ、問いかけをさせていただいております。7月11日には、冷凍庫を導入した先進地へ予算や購入した品番、参考商品などの聞き取りをしております。また、この頃には財政課と予算執行について相談をし、予備費については現計予算がない、または流用ができない場合になるとのことで、先に備品購入費に予算がある場合にはそこから執行することを確認しております。

7月14日頃には、小学校から冷凍庫の希望をいただいております。これにより指名登録のある市内電気業者2者へ、2学期までに全小学校の各クラス76台分の納品が可能か、また金額について見積りを依頼しております。7月15日頃には、幼稚園から保育所、こども園と同じミストアーチの希望をいただいております。各園1台ずつ購入することとし、ミストアーチについてはこども未来課が見積り合わせを実施されておりました、受注生産で納品もお盆明けになるということを知りましたので、今から見積り合わせをすることは2学期に間に合わない判断し、同額で購入ができるのか業者へ聞き取りを行い、確認がとれましたので同じ業者で実施することとしております。

幼稚園の備品購入費の執行残が18万5,132円、不足額24万6,000円を幼稚園管理費内で流用し、7月17日に着手伺を行っております。7月18日頃には、中学校から製氷機の要望がありましたけれども、サイズや台数、また設置場所等についてはまだ未定でしたので、再度検討を依頼しております。7月22日には、ミストアーチについて、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号、追加発注による一社随意契約を行っております。1台当たりの金額はこども未来課と同額でございます。冷凍庫についてでございますが、当初、見積りを依頼した2者のうち1者は納期が秋になることからお断りがありました。また、もう1者については、金額の提示はあったものの、納期が未定という状況でした。そのため、追加で更に1者に見積りを依頼し、2学期までに納品ができる回答がありましたので、7月24日に着手伺を、28日には契約伺を行っております。

小学校の備品購入費については、小学校6年生の机、椅子を新JIS規格のものに更新する予算761万7,000円を計上し、事務用調度品で指名登録している市内5者による指名競争入札の結果、契約金額463万7,050円で契約し、契約差金が約298万円ございましたので、差金からの執行としております。地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による、緊急による一社随意契約で1台当たり2万5,696円、合計195万2,896円での契約でございます。

製氷機については、中学校からの意向を踏まえまして、各中学校1台ずつの購入とすることとし、8月4日に着手伺、8月8日に契約伺をしております。中学校の備品購入費については、未執行分を合わせまして65万7,000円の残額からの執行とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、緊急による一社随意契約で、新庄中が26万8,400円、白鳳中が27万

3,900円、計54万2,300円での契約となっております。その後、8月20日には、全小学校に冷凍庫の設置が完了となり、翌21日には、幼稚園4園にミストアーチの設置と、中学校2校に製氷機の設置を完了しております。同日、市長に磐城小学校と磐城認定こども園の視察をしていただきまして、午後には市議会にも熱中症対策の報告をさせていただいております。続いて、翌22日午前中に報道機関へプレスを行い、夕方には保護者の方へも熱中症対策について配信をしております。今回の熱中症対策により、子どもたちには学校生活等をより安全に快適に過ごしてもらいたいと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 内蔵部長。

内蔵財務部長 財務部の内蔵です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま、こども未来課と学校教育課のほうから、それぞれ今回の対応に当たっての経緯等について説明がありましたが、それぞれの課から財政課のほうには、予備費を使うに当たっての相談がございましたので、その際、財政課から説明いたしましたその内容につきまして、少し重なる部分もあるかもわかりませんが、申し上げさせていただきます。

予備費には執行に当たっての幾つかのルールがございますので、その際にはその説明をしております。まず、その中の1つといたしまして、予備費を使う場合は、葛城市の場合は、予備費は歳出予算の12款、歳出予算の一番最後なんですけれども、12款のほうに計上しておくんですけれども、執行する際は、12款の予備費から直接支払い、支出するのではなく、予備費から本来の予算執行科目に移してから、予算を移してから執行することとなっております。ですので、今回予備費を使っていないんですけれども、仮に予備費を使うとなれば、例えば3款の民生費の何々事業の備品購入費であったり、8款の教育費の何々事業の備品購入費と、ここに12款の予備費からそれぞれ予算を移してから執行するというふうにルールではなっております。

そして担当課のほうで執行予定の予算科目の現在の執行状況等を確認後、予備費を使う場合は、予備費を充用する先の予算科目に現時点で予算がある場合は、予備費は充用できませんと説明しております。その根拠を申しますと、予備費につきましてはこのように規定されております。一度充用した予備費は繰り戻すことができないため、充用先の予算科目の支出残額は不用額となり、そのまま残ることになります。充用する際は、充用といたしますのは、予備費を流用ではなく、予備費の場合は充用という言葉を用います。充用する際は、必要経費の算定を十分に行わなければならないとなっております。このようにございまして、つまりは、予備費の充用というのは必要最小限に行うべきであり、不用額の生ずる予備費の充用はすべきでないとされているからでございます。ですので、予備費を使うということであれば、充用先に予算がある場合は、その既定予算の中からまずは執行していただくというのがルールですとお伝えしております。

また、予備費を使用するに当たって充用先の既定予算では足りないという場合は、こちらでもルール上、まず流用できる場合は流用で対処し、法律で禁止されている流用は駄目ですけれども、款から款、項から項というのは流用は駄目なんですけれども、目以下については、

法律上は禁止事項というのはございません。ですので、流用できる場合は流用で対処し、それができない場合に予備費を充てるのが適当であると、このように記載されております。

以上が、こども未来課と学校教育課のほうに財政課から説明した内容となっております。以上です。

杉本委員長 ただいまご説明いただいた件ですけれども、何か説明に質問等ありませんか。

奥本委員。

奥本委員 時系列の話になりますけれども、議会に連絡があったのが8月21日の、これ実は夕方5時回ってからなんです。しかもそのときも、翌日の報道の、プレス用の発表資料のコピーが回ってきただけで、説明、我々一切受けてなかったんです。今の説明の中で再三、緊急だという話出てましたけれども、6月から始まって話であれば、なぜそこで一言、議会のほうに報告なかったのか。特に予算に絡んでるところで、新たに緊急で入れたいというのであれば、一言やっぱり議会に対して報告いただかないと、我々も何のことか分からない。

もっと言えば、22日に報道の発表がありました。でも21日に市長が先にSNSで発表されてるんです。それをご覧になった方が、市民から問合せが、複数の議員に確認の内容が来てるんですけど、誰もそれ分からない。こういった事態というのはやっぱりおかしいんじゃないかという気はするんですけど、この辺り、どうお考えなんですかね。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の熱中症対策につきましては、先ほど来、担当の課長のほうから経緯等をご説明をさせていただいたとおりでございます。また、予算執行に当たりましては、財務部長のほうからご説明をさせていただいたところがございます。市といたしましては、今年度は早い時期から、先ほど教育部長も申し上げておりましたとおり、酷暑ということで、昨年よりもかなり暑いということから、更に市としてはギアをアップしまして、暑さ対策については災害対応であるという認識の下、各部署において必要な対策を検討し、早急に対応するよう指示をしたというのが経緯でございます。

今回の保育所また幼稚園、小・中学校での子どもたちへの熱中症対策といたしましては、一刻も早く対応する必要がある中、各担当課におきましては、予算を増額することなく、現状ある予算の中でどのように対応できるのかというのを、最大限の速度をもって対応していただいたというのが経緯でございます。これによりまして、保育施設、幼稚園、そして小・中学校におきましては、現時点での一定の対応ができたものと思っております。

今後は、年を増すごとに更に暑さが厳しくなるということを想定した上で、当初予算の段階から想定できる対策につきましては、予算を計上してまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、今回のように緊急に対応する必要がある場合には、今、奥本委員からご指摘ありましたように、今回報告が若干遅れて大変申し訳ございませんけれども、議会のほうへできるだけ早い時期に報告をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。今回議員からご指摘をいただいております議会への事前報告というところ

につきましては、ご審査をいただかない軽微なものもございます。そのような場合でありましても、どうやってどの時期に議員の皆さんにお知らせ、ご報告できるのかということ、今後、各部長また課長等も含めまして検討して、いい時期に報告できるよう努力をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 災害と位置づけられるんだったら、議会に連絡してくださいよ。災害対策というぐらいやったら。議会もBCP制定して災害対応を待ち構えてるわけなんですよ。なおかつ、そこまで災害で緊急、緊急っておっしゃるんやったら、何で専決にしないんですか、これ。専決にすべき内容だと思いますよ、逆に。それだけ緊急って、議会を開く間もないというんであれば。だからその判断が解せないんです、我々は。そこまでおっしゃるんやったら、議会に連絡する余裕もいとまもないんやったら、もう専決でやってくださいよ。専決しなかった理由って逆に教えてほしいです。

杉本委員長 ついでに、専決、ほかにも方法あるじゃないですか。災害復旧費もあるわけじゃないですか。わざわざそれを行った理由。スピード感とかでもあると思うんですけども、そこを詳しく教えてもうてええですか。

東副市長。

東 副市長 なぜ専決しなかったのかというところでございますけれども、委員おっしゃるとおりでございます。我々は災害級ということで指示を出しましたし、職員一同、市民の生命を守るという観点から、やはり早くしなくてはいけないというのを考えたときに、財務部とも話しまして、どれが一番早いんやということで、今回このような形をとらせていただいたというところで、専決はしなかったということでございます。

以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 3回目なんで言いつ放しになりますけども、でも、これ、副市長の最初の指示は6月30日ですよ。専決じゃなくても、それだけ急ぎ、急ぎというんやったら、一言、これ、議会に対して連絡、一報でも入れる余裕あったんじゃないんですか、これって。議会は蚊帳の外ですよ、これやったら。災害というのは、やっぱり行政だけじゃなく、議会も立ち向かおうとしてるわけなんです。我々も。それに対して、特に子どものことだったらなおさら、我々も話聞いた上で、それやったらもう早めにゴーしてくれと言うじゃないですか。その対応が、その考えに何で至らんかったんかなって、もう残念で仕方ないですわ。とりあえず今はここまでしか言えない。

杉本委員長 ほか。

川村委員。

川村委員 今、奥本委員のほうから、災害というフレーズ、私、ここ明確にしておかないといけないと思うんですけども、考え方ですよ。災害っていう形で、今回は中学生までの子どもだけを対象にしている。これを災害と捉えた。災害というのは、さっき副市長が言われた、市民

全体が熱中症という、今回の気象条件の中で対応していく全市民を対象にしたときに、これを一部だけ捉えて災害というくりは、なかなか捉えにくいんじゃないかなと。ここはつきりしとかなないと、これから何でも災害、災害って言って、それを議会にやっぱり明示していただいて、そして今回は、いろいろと熱中症対策、災害とするならば、その対応について広く考えていくという議論があつてよかったんじゃないのかなと。これは私、求めておきたいと思います。やっぱり災害って言われるんだったら、市民全体を考えてやっていただきたいということを強くお願いをしておきたい。ここは明確にしとかなないと、事務手続がどうこうという、予備費について、そしたら、これ、今回も補正予算に入れてもいいと思いますよ。

専決について、今回はある程度の一定の期間があつたので、やっぱりそれに対しては補正を組むということもできたんじゃないのかなと。そしたら、当初予算、こんな差金があるさかいにっていうて、それ使っていくというたら、当初予算は何だったのかなということになるじゃないですか。だから、こんな災害に至るような状況であれば、我々議会も十分理解します。ですから、今回の時系列というか、その手続について、やっぱり我々、蚊帳の外やったのかなというふうに思うんです。こういうことはやっぱり相談していただきたいと思います。これからね。だから、災害というならば、ほんまに私は全体として考えていくべきやと思いますので、そこの考え方については、今後こういう、市長は多分運動会に行つて、子どもたち、まだ小さい体で、大人ではない子どもたちが、熱を受けて運動会をやっている姿を見て大変やとお思いになつたと思うんですけれども、でも、そしたら高齢者、熱中症というのをどういうふうに対応、クーリングシェルターとかもありますけれども、そこはまたもう少し幅広く考えていただいてもよかったんじゃないのかなというふうに思います。

今回、先ほど言われた専決という形もありますけど、私は、丁寧に補正予算として計上していただくという、いとまがなかつたのかどうかは分からない。十分あつたと思うんですけど、その手続について、今後、予備費という形を使うのか。これから、これで予備費、市長は予備費と言われたと思います。最初、予備費と言われたと。そやけど、その予備費はこういう事情があつて使えないと。だから、いろいろと工夫なさつたと思うんですけども、これからの考え方について、これは予算執行をしていただく中で、財務としての考え方は先ほど聞かせていただいたんですけども、原課として、これから、いろんな課がありますから、広く、庁内全てに熱中症対策、これを災害とするならばということ考えていただかないといけないんですけども、今回はそういう考え方にならなかつたのかどうかというのを確認だけさせていただきます。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 ご指摘ありがとうございます。子どもたちに対する熱中症対策と同時期に、実は弱者全般に対しての熱中症対策という指示を部長会の段階でしております。ですので、各部署、部署が必要である熱中症対策を挙げてくださいますようお願いいたしました。たまたま今回は子どもたちに対する部門だけを取り上げて列記をさせていただいておりますので、誤解のないようよろしくお願いいたしますと存じます。

例えばプールなんかでも、今年の場合はテントを、本当にお金の要らないことなんですけ

ども、体育祭に使うテントをプールサイドに置いたというのも1つの例ではございました。いろんなところで部署の熱中症対策は、先ほどおっしゃっていただいたクーリングシェルターも、民間事業者さんのほうにまた新たに協力もいただいておりますし、全体を通じての検討をさせていただいたということでございます。

財務上の事務処理といたしまして、行政としては多分間違いではないのであろうと。ただ、分かりにくいなというのは、過日もお答えさせていただきました。私は予備費対応が一番いいのかと、分かりやすいのかなという気はしたんですけども、やはり過去の事象から、財務部の会計処理に当たっては、一定のルールを持っておりますので、ですので、そのルールに従ったというところでございます。

正直申しますと、子どもたちに対する熱中症対策の冷凍庫とミストシャワーについては、非常に衝撃的に全国ネットのニュースでも取り上げられた事象もございまして、非常にインパクトが強うございました。ですので正直驚いてるところなんですけども、行政としては当然のことをしたのかなと思うんですけども、委員ご指摘のように、これから、過去にも多分ご指摘をいただいたんですけども、議員皆様方に対する予算の執行の在り方につきましては、徹底して、どのタイミングでお伝えするのがいいのかというのは、再度、厳しく検討したいと存じます。その辺は改めて、不手際があったということをおわびしたいと存じます。

以上でございます。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 今、市長の答弁で、今回は幼稚園、保育所、小学校、中学校ということでしたけど、やっぱり熱中症対策となったら、低所得者の例えばクーラーの助成とか、いろんな形で今されてますよね。だから、私の思いというのは、そこに至っては市民全体を指していただきたいということを、今回はその部分についてご指摘をさせていただいた。そしてまた、市長も、これからの手続についても、やっぱり災害となったら特に議会のほうには相談をしていただいとということをお願いをいたしまして、私のほうはもうこれで質疑としては終わります。

杉本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 奥本委員、あと川村委員もおっしゃってるとおりなんですけど、やっぱり議会に対して話がなかったというところに関しましては、僕も本当に何で話してくれへんのかなというところが率直なところでございます。これだけ時系列でやられてるときに、やっぱり議会も絶対そんなん、質問はするかもしれんけど、反対できるような内容じゃないですから、はっきり言って、これね。そやったら、そんなに議会に言うたからいうて遅くなるとか、そういうふうには思わったんかどうかわかんけど、やっぱりこれはちゃんと情報共有していただきたい、これからも、やっぱり。それは強く思うところでございました。

質問としては、今、2週間ちょっとたちましたけど、先生方がちゃんと管理できてるかどうかということですよ。その辺やっぱり負担かかると思うんです。また、冬場になったら、今の冷凍庫どうすんねん問題とかも出てくると思うんですけども、そやから、その辺とか、先生らの理解というのもきっちりできてるのかということ、教育長のほうから状況

を教えていただけたらなと思うところです。

それと、ずれてたら、委員長、止めてほしいんですけど、これ、今回梅雨明けがかなり早くて、暑さもピークに達してから結構ずっと長いこと暑くなったといふところなんですけど、葛城市、夏休み1週間ほど登校が早いんですよ。これ、そやから、ほかのところやったら、例えばもうちょっと9月にずらして、暑さ対策といふところも兼ねてやられてるところもありますし、授業時数といふことも聞いたんですけど、ただ、そうやって戻されているところもあるし、あと、もうついでに言わせてもらいますけど、創立記念日ないんですよ、葛城市ね。僕らのときはありましたよ、もちろん、創立記念日ね。そやから、創立記念日という休みがない。そやから、それも授業時数で多分とられてるのかと思うんですけど、教育長にどうせお答えしていただくんやから、その辺も含めて聞かせていただきたいなといふところがございますけど、創立記念日とこれ、関係あるかといふところがあるんですけど。

杉本委員長 それは夏休みが早い理由と、なぜ創立記念日は休まさないの、クエスチョンでいいですか。

西川委員 そうですね。

杉本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 ご質問2ついただいたのかなと思います。まず1つ目の、今回、特に冷凍庫を配置させていただいた中での、今2週間ほどたって、教員の様子も含めてお話しさせていただきたいと思います。

冷凍庫を配置するに当たりまして、教員のほうからも聞き取りはかなりさせていただきました。今の学校現場のほうは、教員の働き方改革という中で教員にこれ以上負担をかけたくないというのが当然ありましたので、冷凍庫を入れることによって先生方の負担感を増すということはないようにしたいというふうに初めから考えておりました。そういった中で今回、冷凍庫を各教室に1個ずつ置いたというのは、その先生方の意見もいただいた中での配置というふうに考えています。これが例えば学年に1個とか、廊下、フロアに1台というようなことになると、いろんな子がその冷凍庫を使うことになり、管理が非常に煩雑になるということがありましたので、各学級に1個配置をさせていただき、しかも、管理上、特にあってはいけないことなんですけど、例えばいたずらとか、なくなるとかというようなことのないように、鍵もつけれるように今しておるところでございます。

そして管理につきましては、朝、子どもたちが登校したときに冷凍庫に保管し、帰りの終わりの会のときに子どもたちが自分たちで取りに行くというようなことをさせていただく中で、先生方の一番負担のない形でやらせていただいておりますので、特に今、学校のほうから負担感という話は一切ありませんし、逆に保護者のほうからは、学校のほうに帰りまで冷やすようなものは学校にはないですかという問合せが1学期からもあったというような学校も多くありましたので、そういった面では非常に喜んでいただいているというようなところかなというふうに思っています。

あと2つ目の、夏休みが短いということと、創立記念日は各学校にあるんですけど、それを休業日としていないといふところなんですけれども、これは12年前ぐらいになるんですかね。

今の学習指導要領の改訂の際に、前々教育長のほうで、これ、議会ともかなりすり合わせする中で決められたのかなというふうに思ってるんですが、授業時数を確保するために夏休みを5日間早めると。その際に、5日間、半日早めることによって15時間、15こまの授業時数が確保できるんですけども、それだけでは今の学習指導要領の授業時数が足りないということで、創立記念日を休業日にしていたというのもやめて、創立記念日であっても授業するというふうに管理運営規則を変えられています。夏休みであったり、また創立記念日を休業日にできるというのは学校管理運営規則で決めるものでありますので、それがその当時決められて、今そのままやっているという状況であります。

これを、なぜ、もし、あれでしたら、変えないのかって聞いていただいているのであれば、今の学習指導要領が変わらないうちは授業時数の確保が難しいというふうにも判断していますので、今、国のほうでも学習指導要領の改訂、また授業時数の削減等も今検討されてるところでありますので、その状況を見ながら、本市においても、夏休みまた創立記念日の休業日への変更というのは、変えるタイミングはあるのかなというふうにも思っていますが、現状は、今そのまま進めているというところでございます。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 導入されてから先生からの不満というか、そういうことは聞こえてきてないという回答でございました。鍵をつけてしっかりと管理をされているというところで話も聞かせていただきましたし、これからまだ続くと思うんで、先生らの対応というのもまた注視をしながら、しっかりと聞き取りをしていただきたいなというところでございます。

あと、夏休みですよ。授業時数のことも教育長おっしゃって、分かりましたけども、こんだけ暑くて、やっぱりもうちょっと遅らせてもいいんじゃないかというところも考えれんことはないかなと思います。今、でもちょっとましになってきてるところがあるので、日中、朝とかやったらましになってきてたりもしますので、温度、気温に関しては、そやから、その辺は考えていただきたいなというのと、やっぱり夏休み、子どもたちは何で葛城市、夏休みが早く終わるのみたいな、ほかの市町は戻されていってるところ結構多いので、葛城市は何でなんみたいなのところが、やっぱり実際聞くところでございますし、創立記念日、何で休みじゃないのというところもよく聞きます。

創立記念日に関しても、昔は當麻連座のときも何か新庄中学校も休みやっとな。その文化に触れていただくみたいなこともあったらしいです。

(「昼からや」の声あり)

西川委員 昼からですかね。半日ですね。何かそういうのも聞いたことがありますし、僕らのちっちゃいときも、創立記念日は休みで、学校愛といいますか、そういうことをめでる日でもあってもいいんじゃないかなというふうに思います。授業時数のこともよく分かるんですけども、葛城市としても、その辺も何かいろいろと考慮していただきながら、普通に創立記念日を過ぎすんじゃないかと、例えば何かあるとかいうことも必要やと思いますし、夏休みのこともそうですし、何か、しんどい思いばかりじゃなくて、やっぱり郷土愛とかいうところも含め

て、教育長にはそういうところも考えていただいて、子どもたちにしっかりとそういう教育をしていただきたいなということも併せてお願いはしたいなと思います。また検討していただいていただきたい項目かなと思ってますので、よろしくお願いします。

杉本委員長 これ、教育長、息子に夏休みが終わるときに、何で葛城市、夏休み終わるの早いねんと言われたときに、何て答えたらええんですか。勉強を頑張んねんと。何でほかの小学校は遅いねんと言われて、もうその後は「うるさい」で終わるねんけど、何かうまいこと子どもらに、だって現に僕の子どもの友達とかは、高田とかの子と遊んで、「あんた、明日から学校やで」となるわけですよ。でも、ほかの子らは、「いえい、まだ1週間」みたいな。これをうまいこと何て言ったらええんかなって、いつも思うんですけども、皆さん、どないしたはるんですか。皆さんというか。ええことやと思うんですけども、子どもらからしたら、やっぱり何でなんて。勉強足らんと言えへんですよ、別に。でも、ほかのとは夏休み31まであって、葛城市はこま数の関係で早いわけですよ。でも、ほかが悪いわけでもないと思うんですけど、何て答えたらええのかなって。後でもええっちゃええけど、素朴な疑問。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 よろしいですか。

なかったら、僕、最後、1個だけ。僕、専決のときも、これ、さんざん言ったんですけど、ええことやってはと思うんですよ、この事業ね。ほかの議員から電話あって、「めっちゃええやん。何ぼかかったん」、「知らん」、「何個入れたん」、「知らん」という状態なんです。それを避けてほしいんですよ、僕は。ほんで、ええことやってんねんから素直に喜びたいのに、「もう」ってなるわけじゃないですか。僕、せんど専決のときに言ったんですけど、いろんな方が絡んで、部長も課長もおられて、予算の使い方も、今、市長がおっしゃったみたいに、ややこしいじゃないですか。これ、誰ひとり、「委員長に言うとかんでいいっすか」とか、「議長に言わんでいいっすか」とかってならないんですか。

僕、これ初めてやったら別に言わないんですけど、前、専決のときにさんざん言ったと思うんです。次から気づけていただけるって話なんですけども、これは前も言ったしという話で、何でそうなるのかが分かんないんですよ。例えばこれ、委員長なり、議長なりに言っとったら、もう逃げれるわけですよ、部長でも。委員長に言いましたよみたいな。委員長が止めてるだけですやんみたいな。いや、議長に言いましたよ。議長判断でしょう。私、知りませんよって逃げれるわけじゃないですか。そっちのほうが楽じゃないですか。ややこしいものに関しては。という発想に何でならんのかなと思うし、聞いても答えられへんと思うんで、部長と課長とかにお願いしたいんですけど、次からこういうのは、うっかりしてたとかじゃなくて、取りあえず声かければこっちで判断しますよって話なので、市長、副市長、教育長はもうお忙しいと思うんで、現場レベルで、これは面倒くさそうやなというのは、議会に声かけて判断してもらってください。これから、できるだけ。それは、判断はこっちでやったらええと思うんで、ただ、こういうふうに報告なかって、テレビで見たり、ツイッターで見たりしたら、こっちもあんまり喜べないじゃないですか。その辺やっていたら

ことなんで、しっかりとやっていただきたいです。前言ったから、もう一回あえて言わせてもらいますね。

質問がないのであれば、熱中症対策備品の購入に関する事項については以上といたします。休憩いたします。暫時休憩。再開は8時15分で。

休 憩 午後8時04分

再 開 午後8時15分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、(3) 保育施設の入所に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、9月定例会中に開催いたしました厚生文教常任委員会の中で調査等を依頼しておりました事項でございます。兄弟で別々の保育施設に通っている家庭について、同じ施設への入所を希望しているにもかかわらず、そのような状況が2年以上連続で続いているご家庭はないか。また、入所申込みの受付について市で一元的に管理できないかについてご報告をお願いしたいと思います。

それでは、理事者より報告願います。

西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。よろしくお願いたします。

まず1つ目の、兄弟で別々の保育施設に通っているご家庭について、同じ施設へ入所を希望しているにもかかわらず、そのような状況が2年以上連続で続いているご家庭についてでございます。令和6年度から令和7年度にかけては、2年以上連続する事例はございませんでした。保護者の方が、兄弟で別々ではあるけれども、転園を希望せず、継続をあえて選択したことで、結果、別々の施設に通われている事例はございました。利便性ではなく、慣れ親しんだ施設を継続して選ばれた。また、転園に係る新たな準備等も必要となりますので、そのようなことも検討した結果、別々を選ばれたのではないかと考えております。

令和7年度にかけては、ご質問のようなケースはございませんでしたが、継続児の持ち上がりを優先した上で、入所希望施設の偏りや、年齢区分によって定員を超える場合もございます。保育を必要とする理由やその状況に応じて算定した指数によっては、2年目においても兄弟入所のご案内ができないことがあります。選考において、兄弟入所に対する加点を設け対応しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続いて2点目の、入所申込みの受付について市で一元管理できないかについてでございます。現在は、民間保育施設のご利用を希望する方は民間施設において、公立保育施設のご利用を希望される方については子ども未来課において、入所の受付を行っております。施設の利用割合は、令和7年度4月において、入所しておりますのは1,161人ございますが、うち公立施設を利用されておられる方が34%、民間施設が66%となっており、従来から民間保育施設において、市が示した基準に基づき入所受付と選考を行っていただいているということもあり、民間施設から受け取った報告をもって市で確認した上で、早い時期の12月には内定通知を送付できるというメリットもございます。

前回6月に一元管理についてご質問いただいた後、6月の23日に保育協議会を開催し、こ

の件につきまして民間保育施設の園長にもご意見をお伺いしたところ、受付や入所選考については従来どおり民間保育施設において行いたいのご意見でしたので、このことについてはご了承させていただいております。ただし、定員を超過する年齢区分の入所選考につきましては、入所選考において、民間保育施設はもとより、こども未来課においても内容の確認をさせていただきたいと考えております。その件につきましては民間保育施設長からも了解を得ておりますので、ご報告とさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、この保育協議会開催の際、年度途中の入所の受付に関して、従来ならば、12月には令和8年5月から令和9年3月の入所を一括して受付させていただいておるところですが、従来どおりの受付方法では、仮に令和9年3月の入所受付をすると、令和9年2月までのこの児童が入所できるよう、入所枠を空席としておく必要が生じていること。また、令和9年3月の入所に当たり、保育士が確保できているかといったリスクも生じておること。内定から入所までに時間が空くことで、保護者の就労状態や家庭環境に変化が生じることもあり、対応に苦慮するケースが見受けられる旨のご意見をいただきました。このことから協議させていただきました結果、入所を希望する月の3か月前の月初から月末までを受付期間とさせていただき、毎月受け付けるような体制をとる方向で現在調整を進めさせていただいております。このことにつきましては、11月以降の広報やホームページでご案内できればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、来年、令和8年4月の入所申込み受付に関しましては、例年どおり10月の初旬、今年2、3、4の共通日を設けて行う旨を今月の広報に掲載しておりますので、よろしくお願いたします。

私からは以上がご報告となりますよ。どうぞよろしくお願いたします。

杉本委員長 ただいまご説明いただいた件につきまして、何か質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、(3) 保育施設の入所に関する事項については、以上といたします。

次に、(4) 忍海小学校区学童保育所に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本です。よろしくお願いたします。

子育て支援課から、忍海小学校区学童保育所の整備事業の進捗と今後の予定についてご説明いたします。

忍海小学校区学童保育所の建築につきましては、令和7年3月の厚生文教常任委員会及び予算特別委員会でご説明させていただきましたとおり、令和7年度に設計業務を、令和8年度に建築工事を行い、令和9年度から新築の専用建物での学童保育実施を予定しております。進捗としましては、令和7年5月に契約締結しました建築事業者が現在設計業務を行っているところで、子どもたちや保護者の皆様が安心して快適にご利用いただける学童保育所の建築を目指したいと考えております。

それでは、忍海小学校学童保育所整備事業の進捗と今後のスケジュール、また、工事期間

中の学童保育事業につきまして、課長からご報告いたします。

杉本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

私のほうからは、忍海小学校区学童保育所の整備事業の進捗と今後の予定につきまして、もう少し詳細にご報告いたします。

忍海小学校区学童保育所の整備事業につきましては、先ほど部長が説明いたしましたとおり、令和7年度に設計業務を、令和8年度に建築工事を行い、令和9年度から新しい専用建物で学童保育所を実施する予定で進めております。建築の規模といたしましては、3支援120人を定員とし、軽量鉄骨二階建てで、保育室のほか、静養室、事務室、給湯室、トイレ、倉庫などを備えることとしております。

それでは、現在の進捗状況ですが、令和7年度当初予算におきまして、忍海小学校区学童保育所建築に係る設計委託業務を予算計上させていただき、現在、委託業者が設計業務を行っているところです。委託業者決定に至る経緯といたしましては、令和7年5月15日に条件付一般競争入札を実施した結果、2者が応札し、檀原市にごぞいます株式会社中和設計が落札し、令和7年5月20日に契約金額917万4,000円で設計業務委託契約を締結いたしました。期間は、令和7年5月20日から令和7年12月22日でございます。

その後、業者との打合せの中で、平成3年に忍海小学校附属幼稚園新築工事、また、平成18年に忍海小学校校舎改築工事の際にボーリング地盤調査をされている記録を確認していただいたところ、当時の調査結果では少し地盤強度が軟弱である可能性があり、当初予定しておりましたサウンディング地盤調査では地盤の安全性を担保することが困難であると指摘されたことから、より詳細な地盤調査が可能なボーリング地盤調査へ変更するため、令和7年7月11日に変更契約を行いました。変更契約金額は89万2,000円で、変更後の契約金額合計は1,006万6,000円となっております。

現在は用地測量、地質調査及びアスベスト等の有害物質調査などを実施し、関係各所と協議しております。また、それらと並行して、現存の学童保育施設を参考に支援員等の意見も伺いながら、建物の平面計画について協議している最中です。それがほぼ確定いたしましたら立面計画について協議する予定です。

次に、建築場所につきましては、学童保育を利用する子どもたちの安全を最優先し、学校敷地を出ることなく学童保育所に行ける現在の場所が最適と考え、現在の学童保育施設を取り壊しまして、同じ場所に建築いたします。なお、建築面積が現状より広がりますので、西側にあります小学校のキュービクルに影響のないよう、駐車場のあります南側へ少し大きくなります。ただ、南側には大きな松、時計台、銅像、植栽等があり、測量及び地質調査の結果、大きな松は残すことができるのですが、時計台、銅像、植栽等は移動または撤去する方向で、忍海小学校及び教育委員会と調整させていただいております。

続いて、今後の大枠のスケジュールといたしましては、令和9年度から新しい専用建物で学童保育を実施するために、入札の仕様書に示していたとおり、令和7年10月をめどに業者に予算用の建築費、概算書の提出を求め、これを基に、令和7年12月議会において、令和8

年度の建築費用予算について債務負担行為を議会に上程する予定としております。これは国や県の子ども・子育て支援施設整備交付金の内示決定が令和8年4月上旬に予定されており、交付金の内示決定後すぐに契約締結、そして着工を行えるよう、業者選定まで年度内に進めたいと考えているためお願いするものでございます。

最後に、建築工事期間中の学童保育場所については、忍海小学校及び教育委員会ともご相談させていただき、現在校舎内で使用させていただいております学習室と、新たに会議室をお借りして実施させていただくことで協議済みでございます。ただ、利用人数にもよりますが、現在の保育環境より手狭な状況での保育になることが予想され、大変ご不便をおかけすることもあるかと思っておりますので、学童を利用される児童及び保護者の皆様には丁寧にご説明させていただき、ご理解、ご協力をお願いしていきたく思っております。今後、更に詳細な打合せ等を行いながら、建築工事期間中は小学校、幼稚園、学童利用者、その保護者の安全についても十分な配慮を求めながら進めていきたいと思っております。

以上、忍海小学校区学童保育所の整備事業に係る進捗と今後の予定でございます。よろしく申し上げます。

杉本委員長 ただいまご説明いただいた件につきまして、何か質問等ございませんか。

なお、本件は未定の部分が多く、詳細に答弁できる状態ではございませんので、確認や施設をよりよくするためのご提案などにとどめていただくようお願いいたします。

何かご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 なければ、僕、先に言うてなかったんですけど、学童で、僕、これ、最後の委員会で任期を迎えますので、今1つ残ってる課題で、学童のお弁当、前向いていただいているってお聞きしてるんです。ほんで、僕の知り合いの方でも、お子さんがもう高校生になられた方でも、もっと早うせんかい、杉本ちゃんと、もっとやってくれたらよかったのにと、匿名のメールでも、本当に応援してますという人もおられます。ぐらい期待を背負っちゃってるんです。今の段階でも分かる範囲でいいんで、何かアンケートとられてる云々というのをお聞きしたんで、僕もそれ気になってるんで、言えるのであれば発表していただきたいなと思っております。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

委員長おっしゃるとおり、今、夏休み期間中を利用してアンケート調査を実施しました。今、その結果について持ち合わせてはいてないんですけども、その結果を確認しながら、何ができるのか、どのようなことで対応できるのかも含めまして、今、研究してまいりたいと思っております。

杉本委員長 一応、アンケートを集計というか、集まったのは集まったんですか。

新澤子育て支援課長 はい。

杉本委員長 感想的にはどんな感想ですかね。いや、全然要らんという声ばかりですよとか、何か大体、まだ全然見れてない感じなんですかね。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 集計とか詳細まで見てないので、まだその辺りは分かりかねるところもあるんですけども、今後、それを見ていきたいなという段階でございます。

杉本委員長 いつぐらい分かります。すみません、めっちゃ詰め出したね、僕。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 議会のほうに注力しておりまして、申し訳ございません。終わってから確認させていただきます。

杉本委員長 よろしくお願ひしますとだけ、ほんまに伝えておきます。急に言って申し訳ないんですけど、もし、この件で何かほかに、皆さん、ご意見ございましたら。

川村委員。

川村委員 アンケートをしていただいて、ありがとうございます。私は、これからの新しい保護者が求めるニーズですよね。それはやっぱり聞いておきたいなと思います。初めてやることですので、なかなかいろんなことの調整は難しいと思うんですけども、他市でもやってることですので、前向きに検討していただきたいと思います。もう答弁は結構です。まだできないんでね。お願いします。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、(4) 忍海小学校区学童保育所に関する事項については、以上いたします。

次に、(5) こども・若者サポートセンターに属する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、3点報告事項がございます。まず1点目として、先日の本会議初日にも報告させていただきましたとおり、7月に本委員会の視察研修として大分県竹田市を訪問し、その調査案件でも何度も取り上げております発達障がい早期発見に関して、先進地の取組を勉強してまいりました。その際には、理事者側からこども未来創造部の葛本部長もご参加いただきましたので、視察研修を受けて本市への取組についてどのように生かしていくのか等、ご検討状況についてお聞かせ願ひたいと思います。

それでは、理事者より報告願ひます。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願ひいたします。

今、委員長のお言葉にもございましたとおり、去る令和7年7月1日から2日にかけて、熊本県大津町と大分県竹田市に厚生文教常任委員会の視察研修に随行いたしました。2日目に訪問しました竹田市では、平成19年度から実施されている5歳児健診について、今の形になるまでの試行錯誤と現在の実施状況、5歳児健診を実施することによる成果と今後の課題をお聞きいたしました。議会初日の委員の皆様様の研修報告で詳しく述べられておりますので詳細は控えますが、竹田市は高齢化率が49.7%、年間出生数は、令和4年度は66人、令和5年度は59人、令和6年度は46人という状況で、高齢化と子どもの数の減少に危機感を持っておられました。

5歳児健診をはじめとする子育て支援では、減少傾向にある子どもと保護者に対し、市役

所内外部から様々な職種の関係者が、それぞれの視点での役割をきちんと果たしておられる印象を受けました。ご説明くださったのは、保健師として5歳児健診を精力的に実施している市の職員の方で、健診についての紆余曲折と関係部署、関係専門職の連携について、非常に高い熱量を持って丁寧にご説明いただきました。

今回随行させていただき、厚生文教常任委員会の委員の皆様と同じ場で話を聞いたことで知見を広げることができたと感謝しております。それぞれがそれぞれの自治体にふさわしい方法を模索しながら試行錯誤し、住民を最優先に考えた事業展開をされていることに感銘し、共鳴もいたしました。葛城市は葛城市の市民を第一にこれからも事業展開を進めていかなければならないと感じたところでございます。

以上です。

杉本委員長 ただいまの件で何かご質問等ございませんか。

川村委員。

川村委員 報告いただきまして、竹田市は葛城市と比べると人口規模の小さいまちですので、出生数ですか、人数的には少ない中での手厚い支援状況やということも私たちも感じさせていただきました。ここで人数が多いからとか、人数が少ないからとかという問題は置いといて、やっぱり支援の在り方、情熱、支援をする情熱というのをとても肌感で感じられたというか、委員の皆さんも同じ思いやと思いますけども、非常に発達障がいということを行政の中で早期発見をされたときに、いろいろと保護者が難色を示していかれるという経緯というものも、葛城市同様、同じような状況であるなど思ってる部分もありました。しかしながら、竹田市の参考にしたいなと思ったところは、保護者さんに早期療育が必要やでということの理解を求めていかれる支援の積極性、これは本当に手厚い。そのまま市役所には音信不通という状況になっても、また連絡を取って、その後どうですかというふうに丁寧な支援の仕方を、要するに行政側から働きかけるということを積極的になさってる。この部分は見て非常に手厚いなというふうに思いました。ですから、私は、これから竹田市は5歳児健診というところは、就学前に、学校に行く前にそういった発達障がいを丁寧に見ていくということ、学校に行ってからどんな学校生活が送れるかということを前提として、非常に5歳児健診の必要性というのを市全体で、いろんな関係者全体で取り組まれてるなというふうに思いましたので、これはまた葛城市にもぜひとも参考にさせていただきたい案件であるなというふうに思いましたので、またこれから行政側も検討していられるかどうかは分かりませんが、共に、一緒に、理事者と共にそういった内容を学習させていただいたことについては、非常に有意義だったというふうに思います。私の意見としては。

杉本委員長 ほかがございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、次、2点目として、6月定例会中に行いました厚生文教常任委員会において、西川委員からのご質問で後日報告をお願いしてました、医療機関の診断書で受給者証を発行している方の受診された医療機関の内訳を調べていただいておりますので、理事者よりご説明願いたいと思います。

それでは、理事者より報告をお願いいたします。

中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

6月の委員会のごときにご質問ありましたが、内訳のほうをお答えできませんでしたので、本日お答えさせていただきます。各年度の新規の受給者証、発行者の添付書類が診断書となっている方の病院の内訳になります、全体の中の奈良県リハビリテーションセンターの件数をお示しさせていただきます。令和4年度につきましては、27件中18件がリハビリテーションセンターです。次に、令和5年度につきましては、24件中15件がリハビリテーションセンターです。令和6年度が、22件中9件がリハビリテーションセンターでございました。それ以外は、総合病院の小児科や精神科、また、地域の小児科やメンタルクリニックなどとなっております。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 ただいまご説明いただきましたけども、何かご質問等ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 リハビリセンターが多いわけですね。聞いてたら、ここで診断を受けるのはかなり待たなあかんというお話をよく聞くんですけど、これは、待たなあかんにこれだけ多いという、私はあんまり深くは分かってないけど、待たなあかんに多いわけですね。これはそれだけちゃんと診断できるという、優秀やというふうな受け止め方をしたらええのか。普通待たなあかんところは少なくなると思うんですけど、私の質問、分かっていますか。リハビリセンターは多いわけでしょう。それ以外は総合病院やというお話をされたわけですか。でも、このリハビリセンターが人気があって、本当に長く待たなあかんという実態、その辺を教えてくださいんですけど。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。ただいまの藤井本委員のご質問にお答えいたします。

基本的に、奈良県の総合リハビリテーションセンター病院につきましては、特に障がい等に関しての専門の病院でありまして、その病院を希望される方がどうしても多い状況にあるということやと理解しております。

以上です。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だから、ええ病院やということだけでも、それ以外のことは、今、部長がおっしゃった、総合病院でもできますよ。病院でそれぐらい差があるものなのか。それともみんなここへ行かなあかんからということで集中してるのか。いい病院やから、かなり待たなんんという、そこがどないか解消できないのかなというのが私の質問の意図なんだけども、その辺教えてくださいませんか。これは保護者の方が選ばれることやから、それ以上のことに入っていないんですけども。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。ただいまの藤

井本委員のご質問にお答えいたします。

もともとリハビリテーションセンター病院のほうで十分対応のほうが可能で状況が続いていた時期があると感じておりますが、どうしてもその対応数が増えてきて、現状のような状況になりまして、特に各地域での所見等もそれ以来求められるようになりまして、対応のほうは今あふれてる状況にあるのは確かかなという印象を持っております。もともとの流れから今の状況が生まれてきているというふうに感じております。

杉本委員長 今のでいいですか。

藤井本委員 でも、保護者の方が選ばれてるんですね。それ以上入っていけない。

杉本委員長 ほかがございませんか。

西川委員。

西川委員 数字のほうを出していただきまして、ありがとうございます。これ、今、藤井本委員もおっしゃったんですけど、リハ専、例えば令和4年度だと、27件中18件とか、言うたら、病院で受けられてる方も行っていらっしゃる。これはリハビリセンターで待つのがなかなかという方が、早く受給者証をいただきたいとおっしゃられる方が、保護者の方がその病院に行かれてるのか。それか、あえてリハビリセンターを通り越して、すぐに、要はこども・若者センターに相談もなく、そのまま病院に行って受給者証をもらわれてるのか。多分こども・若者センターさんに関してはリハ専を勧められるわけじゃないですか。それがどうかなというのを教えていただきたいと思います。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。ただいまの西川委員のご質問にお答えいたします。

リハビリテーションセンターは、先ほど申し上げましたように、障がいに関する専門病院ですので、まず第1選択肢としては、皆さん、リハビリテーションセンターをお選びになると思いますが、実際に地域の中でも発達障がいに関しまして診断をしてくださる医療機関に関して、県のほうもリストを公表しておられまして、症状、症状に応じまして、その中から、例えば待ち時間が長いということも実際に課題としてはあるからかとは思いますが、そのリストの中から病院のほうをご自分で選ばれて行かれるというような状況に現在はあると思っております。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 そやから、こども・若者サポートセンターに一旦、リハ専のほうを勧めるけども、そこで待ち時間が長いから、自分で調べられて行かれているというケースがということで理解したらいいのか。そもそも、言うたら、病院のほうに自分で見つけられて行かれてる方が多いとか、その方がほとんどなのかというところを聞きたいなと思ったんです。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

医療機関の選択に関しましては、基本的に保護者の方に選んでいただいているというのが現

実の状況です。当然、その際には、先ほど申し上げましたように、県の資料等も提示させていただきますし、その中から、例えば葛城市から行っておられる病院とか、もし、相談がありましたら、そのときにはやはりリハビリテーションセンター病院が多いですねというお話をさせてもらうこともあるかもしれないですけども、基本的に医療機関の選択に関しましては、保護者の方を中心に相談のほう対応をとらせていただいています。

それともう1点、西川委員からご質問ありましたように、こども・若者サポートセンターを通らずに医療機関に行っておられる保護者の方がおられるかということなんですけども、そちらにつきましては、こども・若者サポートセンターのほうで把握しきれていないところもあるんですけども、おられるだろう、おられてもおかしくないなとは思っています。やはりその辺りは乳幼児健診等でしっかりと相談対応しながら、その上でつなげていくような形に持っていきたいなというふうには考えております。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 そこなんです。こども・若者サポートセンターに相談せずにそのまま行かれてる方というところがこの数字なんかかなと思ったわけなんです。医療機関にすぐというところがね。そこが分からなかったんです。そやから、リハビリセンターで待たれてて、仕方なしに選ばれてるのか。要は、こども・若者サポートセンターに相談なしに医療機関に行かれてるのかというところが、この数字の中では分からなかったんで聞いたんですけど。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 リハビリテーションセンター病院以外の医療機関にも、こども・若者サポートセンター等での相談の内容等に関しましては、所見としてお持ちいただくようにしております。ですので、リハビリテーションセンター病院の件数を上げていただいています。それ以外の医療機関に関しましても、保護者の要望に応じまして所見をつくって持って行っていただくようにしております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 そやから、そういう方もおられるし、この中には、リハビリセンターはもちろんそうなんですけど、医療機関にかかれたときは、所見を持って行かれて、医療のところへ行かれる方もいらっしゃるし、直接行っておられる方もおるとのことやから、その辺の数字は分からんということですよ、恐らく、ここのやつではね。分かりました。できるだけ、健診も含めて、こども・若者サポートセンターを頼りにしていただいて、そこでリハビリセンターなり、医療機関につなげるなりできたら、受給者証の話で言うたら、こども・若者サポートセンターか保健福祉センターで受給者証の発行もできるようなことも、選択肢を広げるという意味で、考えていくことも必要なんかかなというふうには、僕は今考えを持ってるところです。

以上です。

杉本委員長 それ、所長、ダイレクトで医療機関にかかっている人らというのは、もう全然人数分らないやうがない。じゃあ、僕、今考えとって、そこって結構市というか、サポートセンターで把

握しといたほうがええ人たちでもあるような気が今したんですけど、調べようがないというのと、もう一つは、なぜ、こ若に一つの連絡もないということですよ、直接。どうなんですかね。その辺がよく分からないんですけど、頼りにしてないんかとか、何でやという。逆にどんなぐらいの人数か、全然分からないんですか。

川崎所長。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 まず、こ若を通らずに、こ若に相談をされずに医療機関等へ行って受給者証につながっておられる方というのは、本当に申し訳ありませんけども、数のほうを把握のほうは、うちではしようがないかなというふうに思っております。

先ほど西川委員からもお話いただきましたように、本当に子ども・若者サポートセンターを頼っていただけるといいますか、しっかりと相談をしてみようというふうに市民の皆様にも思っていただけるように、鋭意努力のほうはしていきたいというふうに、今、お話聞きながら感じてるところです。

杉本委員長 直接医療機関に行かれる方のメリットって何なんですか。何でそうなるのかがよく分からないというか、それしかないと思ったはるのかな。どうなんやろう。こ若のことを知らない。分からん、そこは。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 いや、私も、申し訳ありません。

杉本委員長 本気出したら分かるような気がするねんけどな。何か本気出したら分かるような。誰か追撃を。

川村委員。

川村委員 今の関連で、4年、5年、6年のデータなんですけども、これは数字で出せて言われたらお答えにくいと思うんですけど、以前から見て、この受給者証全体の発行は減ってるのか、増えてるのか。その傾向的なことをお答えいただければありがたい。それが1点と、それから、この、今言う、4年27件、5年24件、6年22件、この方たちは一度でもこ若の相談をされたというふうに考えていいのか。さっき言われたみたいに、全く通さずにとということなのか。これ、こ若は把握できませんの、全然。例えば一度行かれて、順番を経て、今言うてる、すくすく相談から、今やっておられる療育教室じゃないけども、今、実施されてるきりりキッズ、それから、かがやきキッズですかね。そういうのを経過して、その成果というのが人によって違うと思うんですけども、聞いていただいていますか。質問聞いていただいていますか。

きりりキッズ、かがやきキッズに行かれて、何年か経過されて、そして新規で受給者証を発行したいと希望されてると。それぞれ違うと思うんですけども、申込みの年齢にもよるんですけども、それが全くこ若と関係ないところでいきなりという方も、私、そんなたくさんおられないのかなとは思いますが、やっぱり入り口はこ若なので、そのところの傾向を私たちは知りたいんです。だから、今言う、療育の教室では先生ないと言われた。今、市のフォローアップ教室、ここで満足してない方が療育を受けたいから受給者証をもらいたいという手を踏まれた。こういう傾向なのか。それとも、その時期が全く受給者証というのが発行手続に至ってないのか。その期間というのはそれぞれ違うと思うんですけども、成果がないと親御さんが思われて次に進まれたのか。それとも、早い段階でこ若の言うとお

りに、今言うてるフォローアップ教室にも行かずにこんなふうにしたのかというような傾向は分かりませんか。これを把握して、同一人物かというチェックはできないのかな。27人は全く知らない人ですということはないと思うんですよ。だから、プロセスがあると思うんですよね。そこが一番大事であって、早期のうちに一旦こ若に相談しました。フォローアップ教室行きました。療育ではないので、やっぱり言語聴覚士に見てもらいたいから受給者証をとって、そっちの方向に行きたい。受給者証をもらって療育を受けたいと思われて新規で申込みされてるのかというところを、それは把握できないもんなんですかね。そこを聞いたいんですよ。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

少なくとも、令和4年度で言いましたら、27件中18件リハビリテーションセンターへ行かれてるということで、この18件のリハビリテーションセンターに関しましては、基本的にこ若の所見を持って行っていただいておりますので、この方々に関しましては、ほぼ間違いなく、こども・若者サポートセンターのほうを通過して行っておられると考えております。それ以外のクリニック、病院等につきましては、基本的にこ若を通ってる方に関しましては、先ほどご説明しましたように、所見のほうを持って行っていただいておりますけども、クリニック、医療機関によっては、特に地域の所見を必要とされないところもございますので、そちらに関しましては、こども・若者サポートセンターのほうでは把握しきれないという状況にあります。よろしいでしょうか。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 そしたら、今、27引く18、24引く15、22引く9、要するにその数字の方は、こ若を通ってないということ。そこを教えてほしいんです。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 例えば、ほかのA病院とかB病院でいきますという方に関しましては、全て所見のほうはつくらせてもうてます。ですので、丸々全てがこ若を通っていないということはありません。そのうちのいくらかは、ひよっとしたら、所見を必要としないクリニックで診断のほうを受けておられることがあるかもしれないですけども、ほぼこ若を通って行っておられる方につきましては、全て所見のほうをつくらせていただいております。

杉本委員長 受給者証ってどこが発行するんですか。

中井部長。

中井保健福祉部長 社会福祉課のほうで発行しております。

杉本委員長 じゃあ、全体像は把握できてるんじゃないですか。

中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部、中井です。

全体像というのは、このお方がどこからつながって病院に行かれたかというお話かと思うんですけども、私どもは、診断書があれば、あとその後のその方の支援について、基本サービス決定をするに至っていくこととなりますので、実際その人の個別にどこからどうつな

がったかというのは、支援の相談の中でお話は出てくることもあろうかと思えますけれども、それを全て把握はしきれてなくて、ちなみに、めくっての話で、例えば令和6年度の22件のお医者様、診断書を出した件数の中で、こちらで把握してる、でも多分漏れてると思うんですけども、13件、14件あたりは、こ若のほうも通じてるというのは聞いてはいるんですけど、ひょっとしたらそれ以外の方も、私どもの聞き取りの中で聞けてなくて、こども・若者サポートセンターに関わっておられる中もあると思うので、全てを毎回窓口で統計はとっていないところがありますので、所長言ったように、どれだけの方が必ずこ若につながってるかというのは、すいません、今の時点では分からないような状態です。

杉本委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、最後に3点目として、こちらも前回、厚生文教常任委員会において藤井本委員からご質問があり、後日の報告をお願いしておりました、蓮花のAI相談に関するアンケート結果等に関しまして、理事者より報告をお願いいたします。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。相談についてのアンケートについての報告書につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料の1ページをご覧ください。このアンケートの目的としましては、葛城市では、2022年5月より、GIGAスクール構想により全児童・生徒に配布されているiPad及びChromebookを利用して、AIによる相談活動を開始しております。2024年、令和6年の7月に1回目の相談に関するアンケート調査を実施し、12月に2回目のアンケート調査を行いました。複数回アンケート調査を行い、結果の比較をすることでAI相談の改善点を発見するとともに、よりよい相談環境を整えることを目的としております。

概要としましては、期間につきましては、1回目は2024年、令和6年7月19日から8月18日まで、第2回は2024年、令和6年12月6日から12月13日までを期間といたしまして、対象としましては、新庄中学校、白鳳中学校の全生徒を対象といたしました。方法としましては、グーグルフォームを利用して実施いたしました。先ほど申し上げました期間のうちのホームルームの時間を活用し、全生徒にアンケート調査を行いました。期間中に回答していただいたものを集計の対象としております。また、匿名性を保つために、個人情報に関わる質問項目としては、所属学校、性別、名前などの情報は収集しておりません。学年を入力する項目につきましては設定させていただきました。

質問項目につきましては、資料の一番最後、17ページの別添1に示させていただいております。2ページから13ページまでは、第2回、12月に実施しましたアンケート結果の集計を、14ページから15ページは、第1回と第2回の結果の比較を載せております。また、16ページには考察を、17ページには、先ほどご説明しました、実際の質問項目を載せさせていただいております。順を追ってご説明させていただきます。2ページをご覧ください。クエスチョン1としまして、学年につきましてご質問させていただいております。1年生が全回答数に対して31.9%、2年生が33.3%、3年生が34.8%の割合となりまして、回答に学年による偏

りがないこととなっております。

続きまして、3ページをご覧ください。今日のスタートの使用頻度を教えてくださいという項目です。クエスチョン2です。今日のスタートを知らないという生徒は、残念ながら1.5%、使わないという生徒が10.9%、週に1回くらいが17.0%、週に3回くらいが28.6%、毎日使用しているというのが42.1%の割合でした。週5日のうち3日以上使用している子どもの割合が70%となっております。クエスチョン3以降は、子どもたちの相談についての実態と、蓮花のA I相談室の利用状況について聞くものでございます。

4ページをご覧ください。新庄中学校、白鳳中学校、両校の生徒さんにクエスチョン3としまして、「人に相談したいと思うことがある」を聞きました。「はい」と答えた生徒が31.7%、「いいえ」と答えた生徒が68.3%の割合でございました。

続きまして、5ページをご覧ください。クエスチョン4、「人に相談したことがある」では、「はい」と答えた生徒が71.1%、「いいえ」と答えた生徒が28.9%の割合でございました。

続きまして、6ページをご覧ください。クエスチョン5としまして、「相談をしたいがすることができない」では、「はい」と答えた生徒が11.2%、「いいえ」と答えた生徒が88.8%の割合でございました。

続けて7ページをご覧ください。クエスチョン6としまして、蓮花のA I相談室の心のあしあと、人気機能でございすが、を利用することがあるでは、「はい」と答えた生徒が66.8%、「いいえ」と答えた生徒が33.2%でございました。

続きまして、8ページをご覧ください。クエスチョン7、蓮花のA I相談室の蓮花に相談を利用することがあると答えた生徒は、「はい」が16.5%、「いいえ」が83.5%の割合でございました。

続けて9ページをご覧ください。クエスチョン8としまして、「相談したい内容は」につきまして、複数回答可でお聞きしました。自分のことが36.1%、学校のことが31.0%、友達のことが26.7%、家族のことが11.6%の割合でございました。

続きまして、10ページをご覧ください。クエスチョン9としまして、「A I相談室以外の相談相手は」ということで、複数回答可で答えていただきました。答えといたしまして、選択肢、親と答えた生徒が57.3%、友達と答えた生徒が69.5%、先生を選んだ生徒が23.4%、そのほかが12.8%、相談相手はいないが11.6%の割合でございました。

続きまして、11ページをご覧ください。クエスチョン10としまして、「蓮花のA I相談室を中学校卒業後も使えることを知っている」では、「はい」は7.5%、「いいえ」が92.5%の割合でございました。

続きまして、12ページ、クエスチョン11では、「蓮花のA I相談室を総合的に評価すると」では、「とてもよい」が15.9%、「よい」が56.4%、「悪い」が22.5%、「とても悪い」が5.3%の割合となっております。

13ページをご覧ください。自由記述を求めたのですが、そこに書き込まれている内容を、よい内容、悪い内容、分類不可能な内容、3つで分類をいたしましたところ、よい書き込みについて72.6%、悪いに分類しましたものが10.2%、分類不可能であったものが17.2%とい

う割合でございました。

14ページ、15ページにつきましては、それぞれの質問項目につきまして、7月と12月のアンケートの結果の比較を載せさせていただいております。それを基に16ページに考察をまとめさせていただいております。考察としましては、14ページと15ページの1回目のアンケートと2回目のアンケートの結果の比較で太字にしているところをご説明いたします。

14ページをご覧ください。クエスチョン2、「今日のスタートの使用頻度を教えてください」では、利用頻度が大幅に増加していることが分かります。太字にしているところがございます。また、クエスチョン4の「人に相談したことがある」が67.6%から71.1%と増加しております。また、クエスチョン5「相談をしたいがすることができない」が13.5%から11.2%に減少しております。

続きまして、15ページをご覧ください。15ページでは、クエスチョン9、「A I 相談室以外の相談相手は」複数回答可も、全ての項目で増加していることが分かっております。逆に「相談相手はいない」と答えている件数が減少しております。というふうに、多くの項目でポジティブな方向にシフトしてるという点は、このシステムが目指している方向と一致しているものと考えております。すなわち、相談システムでは、相談事が完結してしまうのではなく、人と人をつなぐための相談システムという目的に一致していると考えております。また、より詳細な分析の結果、1年生では、1回目と2回目の間でクエスチョン5の「相談をしたいがすることができない」と感じている生徒、学生の割合が減少した可能性がございます。3年生では、1回目と2回目の間でクエスチョン3「人に相談をしたいと思うことがある」と回答した学生の割合が、クエスチョン4「人に相談をしたことがある」と回答した学生の割合、この両方が有意に増加した可能性が認められております。

以上のことから、少しずつではありますが、子どもの中に、人に頼る、人に助けてもらえるという感覚が育ち始めているのではないかと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

杉本委員長 ただいまご説明いただいた件で、何かご質問等ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 一番最初のページで、こういったアンケートをされて分析をされるというのは、そちらにお任せしたいと思います。私として聞いところと思ったのは、この結果で回答率が87.9%というふうに出てます。88%としても12%は答えていない。学校なんかの場合、いろんな試験というか、紙でやるアンケートにしる、1割以上が答えていないという、これはA I だからそれも許したという部分があるのか。この辺の12%の方がなぜ答えなかったのかというのをどのように分析されてるのか。分析というんですか、どういうふうに考えてええのか。学校でいろんな先生からアンケートをしなさいよと言われてやってないというのを認めたはるんやと思うけども、答えたくないということで、でも、例えば、聞きたいのは、こんなに答えない人は何も使っていないのかというふうにも受け止めれるし、そこらをどういうふうにご考えられてるのかというのと、最後のアンケートの中で、蓮花のA I 相談室を総合的に評価すると、クエスチョン11でいくと、「とてもよい」と「よい」が70%を超えてるわけで、先

進的に導入されて、それを結果出されてるんやろうなというふうにも思える反面、残りの28%、3割弱の方が、「悪い」、「とても悪い」というところも出てるわけですね。ここらを、誰に相談するとか、そういうんじゃないくて、AI相談そのものの評価やと思うんですけど、これをどのように分析されてるのかな、考えられてるのかな、受け止められてるのかなということだけお聞きしておきたいと思います。

杉本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 私のほうから、1つ目のご質問であります、回答率の件でお答えさせていただきます。

第1回、第2回、期間を設けておりますけれども、基本的には学級で、担任のほうでこのアンケートをするように指示をして受けています。この期間いつでもいいよというようなアンケートをしているものではありませんので、そのときに、実施したときに欠席している、または遅刻している子どもたちが受験していないというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの藤井本委員の2つ目のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます、クエスチョン11で評価すると、「悪い」、「とても悪い」という評価が27.7%ございます。これにつきましては、蓮花のAI相談室を継続的に使っていただくことでこの割合が少なくなっていくように、例えばSNS相談をもっと活用してもらえるように回答していくでありますとか、この数字が少なくなっていくように運用上努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私、このシステム、ほかからの、他市からの視察等も多くて、これはほかからも興味があるんだらうなというふうには認識してるんですけども、今言われたように、悪いという人、とても悪いという人、この人らがちゃんと使っていただけるように努力していくということですけど、システムが分かってないんで、システム的に教えていただきたい。悪いとか、アンケートに答えられた方を特定して、その方らに何かをするという、そこまではしないんですよ。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの藤井本委員のご質問にお答えいたします。

匿名性を担保するために、学年以外の個人情報につきましては収集しておりませんので、その回答をしたのが誰というところまでは特定できない状況になっております。

以上です。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 せっかくアンケートというのをとられています。アンケートというのは、結果としていいものになるようにという1つの指標としてとられてるわけで、今の話によると、個人特定せず、全体として底上げしていくということですので、それにご期待をして、終わりたいと

思います。

杉本委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 今の藤井本委員の関連になりますけども、Qの11の、悪い、とても悪い、その次なんです、気になるのが。自由記述の評価で、よい、悪い、分類不可というのは、どういう内容で、どういう判断でよいとか悪いとか分けてらっしゃるのか、全然分からないんです。数字的に見ると、自由記述評価の悪いと分類不可が、その1つ前の11の、悪いととても悪いところのほぼ足した数字が一緒なんですよね。ということは、この2つのところの理由を自由記述評価で書かれてる可能性があるかなと読み取れるんですよ。その内容が知りたいんです。そうしないと、このシステムの改善の方向性というのが見えないじゃないですか。ここが何でこれ、中身がないのか。その辺を教えてください。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、自由記述につきましては、その1つずつを全て、よい書き込み、悪い書き込み、分類不可の項目に分類してカウントしております。具体的に子どもの自由記述で「よい」と判断したものの例としましては、毎週自分が思っていることを言えていい感じ、というような書き込みでありますとか、普段相談できないことが相談できる、悩みが人に言えなかったり、言いにくかったりするときによさそう、ちょっと心が楽になったりした、心のあしあとは昔の心情が分かるので、よい思い出づくりになっています、など肯定的に書き込みされてる分につきましては、よい書き込みということでカウントさせていただいております。

悪いと評価しましたものは、具体的には、邪魔くさい、面倒くさい、という書き込みになっております。分類不可と判断しましたものは、「ふぁー」であったり、あるいは「・・・」というような書き込みに関しましては、分類不可ということでカウントをさせていただいております。

以上です。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 ということは、言語として成り立たないような書き込みというのも含めて、このシステムをあんまり重要視してないという判断になるんじゃないかと思うんです。面倒くさいというのもそうやと思う。やっぱりそれだけ、これを大事に育てていこうとするなら、活用したいと子どもに気持ちを向けさせるのであれば、そこがもっと分析要るんじゃないですか。先ほどの11のところでは、使っていただくにつれてこれが低くなるというふうな期待を述べられましたけども、今のそのお答えを聞いてると、この数字変わらないか、逆にこれ増えていくような気がしませんか。私、そういうふうを感じるんですけども、面倒くさい理由は一体何なんかな。毎日強制的に書かされるためなんかな。あるいはこのシステムが使いづらいんか。その辺の分析全くできてないじゃないですか。そこをやらないとこの改善というのにはつながらないと思うんですけども、その辺りは分析されてるんですか。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。

現段階としまして、よい、悪いに関しての数字の変化をアンケートでは追跡をしているんですけども、面倒っちい、とか、邪魔くさいという書き込みをされた生徒さんの背景等について追跡して分析するということはできていないという状況です。

以上です。

杉本委員長 奥本委員おっしゃってるのは、システムとかも見直すべきなんじゃないのという観点からも言われてるんですけど、そこも教えてください。使いにくいであったり、見栄えが悪いとかであったり、進化してるじゃないですか、何でも。これ、いつのやつでしたっけ、AI、でしょう。その辺の見直しもしてますかというのを教えてください。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの奥本委員並びに杉本委員長のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、運用を始めまして3年が経過しております。これまでもバージョンアップ等のご質問等も受けておまして、実際にこの議会の後になるんですけども、この結果も踏まえまして、実際にこれの運用を委託している事業者にも来てもらって、次のステップの可能性はあるのかなのか、そこも含めて、実際に検討のほうをしてみたいというふうに考えている次第です。

以上です。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 言いつ放しになりますけども、もう皆さんご存じのように、こういった携帯のアプリケーションも含めて、このかわいというのは、もう日進月歩で技術革新組んで、どんどん使いやすいやつというのが出てきてるんです。今やもう中学生、小学生でもですけど、スマホでそういうのに接する方が多いんですよ。やっぱりこれ比較して使いにくいって感じる子がいてるんじゃないかという気はするんですよ。インターフェースが悪いんやったら、そこを改善していかないと駄目やし、設問の中のそれを書き込んでも、それが自分ところの本当に役に立たないというふうに感じてらっしゃる子がいてるんかもしれない。その分析していかないと、どんどん陳腐化して行って、いや、こっちは期待してるけど、実際子どもの心に響いてないというようなシステムになってしまいますので、そこはやっぱり細かく分析してシステムの改善に役立てていかないと、お金もつたいない、正直言うて。だから、このシステムをつくるというのはそういうとこなんです。常にバージョンアップですけども、改善、改善というのをやっていかないと自己満足で終わってしまう可能性があるんで、そこはもっと詳細に、今、これ、ずっと同じ事業者さんがやってらっしゃいますけども、もしかすると、ほかの事業者でもっといいのがあるか分からないという、その辺の調査も踏まえて並行してやっておかないと、あまりにも頼りきると、これ、危険かなという気はします。もう言いつ放しで。

杉本委員長 僕、個人的に思うんが、アンケートが、次の答えをもらわんとあかん手前で終わってる

と思うんですよ。面倒くさい。なぜ面倒くさいのか。なぜ悪いのか。どこを変えたらいいの
かって、次につながっていくアンケートじゃなくて、1個目で終わってるじゃないですか。
それを次、もう1個加えることによって、例えば仮に面倒くさいって書かれた人はその理由
を教えてくださいって書いたときに、面倒くさいから、これやったらもうアンケートの意味
ないんで、本当にちゃんと面倒くさい理由を書ける子とか、見た目が悪いとか書く人がおる
かもわからないので、そういうアンケートにしたほうがいいんじゃないかなと思います。

ついでにもう1個だけ。数字上のことはいいんですけど、結局、蓮花のA I相談室で、8
ページの、蓮花に相談を利用したことがあるという人が159人いてるわけじゃないですか。
ここを僕、評価したいんです。ここの内容が一番ゲットしたい内容なんじゃないですか、多
分。この内容というのは、言える範囲、相談してどうなっていたのか。相談がただのいた
ずらの相談だったのか、深刻な相談でこういう解決したとか、言える範囲でいいんですけ
ども、結局、はい、いいえの話じゃなくて、ここの僕は内容を知りたいんです。どうせ、これ、
A I蓮花ちゃん、やらはるんやったらね。この159人のうち、冷やかしかもおられると思いま
すけども、その中の何%かは真剣なご相談もあったと思うんですよ。それについてどうされ
たのが僕は重要やと思ってるんですけども、今、答えれますか。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの杉本委員長のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、ここで答えている159人、16.5%の回答につきましては、これは恐ら
く、本当に蓮花に相談を利用して相談をされた方の数だと考えています。今までからご説明
してきましたように、最初は日常会話でありますとか、1年目であれば、足し算を聞いてく
るのであるとか、しりとりをしてくるなどで、実際に相談に入るまでに相手を確認する活動を
される生徒さんもおられたんですが、その数というのは、成果報告書のほうには、蓮花に相
談を実際に利用したことがある、1回でも書き込んだことがある人の数は、357人が書き込
んでるんです。ところが、その中で生徒さんに聞きましたところ、159人、ここの差とい
うのは、日常会話から実際に具体的な相談に入った方の数が159人というふうに考えておりま
す。相談内容につきましては、やはり多岐にわたりまして、それこそ家族関係もあれば、友
達関係もあればというところで対応のほうをしていっております。

以上です。

杉本委員長 あんま言えないとしても、その159人か分からないですけども、相談された方とい
うのは、大なり小なり困ってはる方という認識で話させてもらおうと、その中でも大で困って
る人、僕、ここ、例えばいじめられてますねん、とかっていうとこの声を拾うためにこれがある
と思ってるんですよ。相談する相手がおる人やと相談しますから。ここに聞きたいという人
が、僕はそこの声を、個人的に言ったらあかんと思えますけども、そういう声もあるっちゃ
あるんですかというのと、そういうのを解決するためにどういう動きされてるのか。ここが
一番これを使うネックやと思うんですよ、僕。それを言ってもらわないと、数はええとして。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 具体的なお説明に関してはご容赦いただきたいと思うんで

すが、杉本委員長おっしゃるように、やはりいろんな相談はございますが、最初のページにもありましたように、このシステム自体が、近くの大人につなげる、周りの人を信頼できるために、まずはその人につなげるために、自分もやもやとしているところを言語化する。言葉にして近くの信頼できる友達なり、大人、親御さんなり、学校の先生なりにつなげるためのシステムとして運用しております、SNS相談につきましても、そういう流れで全て対応のほうをしております。具体的に今まで話ができなかったんやけども、することができましたというような返事があったり、先生に相談することができましたというような返信も、実際に返ってきている状況にあります。

以上です。

杉本委員長 ほか、よろしいですか。ございませんか、何か。

アンケートについては、以上でよろしいですか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、ここに挙がってるのは以上なんですけども、こども・若者サポートセンターについて、何かございましたら、どうぞ。

川村委員。

川村委員 今日、AI相談についてアンケート、結果が出て、こういう結果が出て、私たちもこの事業についての成果、傾向、今、どういう状況にあるかということがこういうところでよく分かってくるといことについては、今日ご説明ありがとうございました。同じように、発達障がい、これまで調査案件の中で議論をしてきた内容、今回で恐らく最後の委員会になりますので、これまで話してきたことをストップすることはできないと思ってるんですが、何せ、もう改選に入りましたので、改選時期になって、次の新しい議会が始まったときに、こういったこども・若者センターについての市民からのいろんなご意見を放っとくわけにいかないって思ってるんですよ。

今、私たちに、議会のほうにいろいろと訴えてこられた方たちが、今、何かアンケートをされてるようです。今もAIについてのアンケートもこういう傾向がよく分かってきましたし、これは本当は議会でやりたかったんですけども、委員の方の、まだ調査案件にしてじっくりやろうということの意見もありましたので、私はアンケートをすべきだということを提案しましたけれども、それがかなわなかった状況でありましたので、私に意見を言っていたいてる方、また議員のほうにいろいろと、その後、ご意見をいただいた方たちが有志で、そういった親の会の方たち、それから支援に当たってらっしゃる方たちも含めまして、今、アンケートをとっていただいているようです。そのアンケートが、要するに、私は、福祉に対しては、1人でもそういう支援に対しての不満というのがあれば、これはやっぱり丁寧に聞いて、行政としてはそこに対しての対策を講じるべきだという考えは持っています。福祉の域ですのでね。ところが、市長のほうにも陳情に行かれて、市長はどのくらいそんな方がいらっしゃるのかというような数も知りたいというふうなご意見をいただいたということ聞き及んでおりますので、その方たちは、今、グーグルフォームでアンケートをとっていただいています。今もう110ぐらいか何かできたんですけど、これは私たちの選挙がある間ははず

とアンケートをとり続けますということですので、恐らくそれ以上の人数のアンケートの答えが出てくるかなと思います。

私はそういった、実際にそんな方たちがどのようにこの支援について考えているかということの詳細にそこで知り得たいというふうに思います。ですから、それを受けて、今、この間、石田先生もいろいろとご自分の臨床心理士としての考え方等を私たち議会のほうにお示しいただいたんですけれども、行政というのは、川崎先生をはじめ石田先生も、このたびは職員としてこの委員会に出席していただいております。職員であるという部分については私はこだわるわけなんです、先生が臨床心理士で、いろんな大学でいろんな講義をして、いろんな考え方をお示しいただいてることについては、これはもう全然自由にやっていただければいいんですが、行政の職員として、この間、先生は葛城市の職員として臨床心理士としてのお役目をしていただいている中ですから、やはりそういった行政としての使命というものをしっかり受けていただいて、今後、この支援に当たって、また、その意見を聞いて、支援に対して少しご意見のある保護者さんに納得をしていただいて、きっちりした支援の形をとっていただくということをしていただけるのかどうかというのは、これからまだまだ話合いの中でやっていってもらわないといけないと思います。ですから、今回はもうこの委員会で私もアンケートの結果を待つというふうな形で、一市民になるかもしれませんが、ずっとこれは見守っていききたいなというふうに思いますので、今回はもうあえて質疑はしませんけれども、この案件については、非常に市民さんにとって大きく反響があるということはこの委員会で捉えていただいて、調査案件にさせていただいたことは感謝を申し上げて、そしてまた引き続き、この案件については議会として議論をしていくべき点であるということをあえて申し上げて、この委員会の私の締めのご感想とさせていただきます。よろしく願いいたします。

杉本委員長 ほかがございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、(5) こども・若者サポートセンターに属する事項については、以上といたします。

最後に、(6) 葛城市社会福祉協議会に関する事項についてを議題といたします。

本件では、令和6年3月定例会におきまして附帯決議を行いました。葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況の報告について、理事者より報告をいただきます。

なお、前回同様に、委員会で説明いただくのは主に指定管理の部分とさせていただきますので、委員の皆様にはご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは理事者より説明願います。

能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告ということで、福祉総合ステーションの施設利用者数並びに事業収入等について、前回の委員会でご要望がありましたコロナ禍前との比較において、1、令和元年度と令和6年度の比較をご報告した後に、2、

令和7年度の状況報告をさせていただきたいと思います。

お手元の葛城市社会福祉協議会事業報告の資料①をご覧くださいと思います。こちらに福祉総合ステーション指定管理事業関係の実績を示しております。それぞれ令和元年度の月別の実績と令和6年度の月別の実績を示したものとなっております。令和元年度との比較ということで、それぞれの年度の4月分から翌3月分までの12か月分をご説明させていただきます。各施設利用者数一覧表から12か月分の合計についてご説明させていただきます。数値については、一番右の数値、合計（元年度比）をご覧ください。全体の入館者数でございますが、令和元年度12万5,527人に対し令和6年度は10万8,269人となっております、13.7%の減となっております。

次に、プールの利用者数でございますが、令和元年度4万4,491人に対し令和6年度は3万6,482人となっております、18.0%の減となっております。

次に、お風呂の利用者数でございますが、令和元年度6万3,796人に対し令和6年度は4万3,562人となっております、31.7%の減となっております。

次に、パターゴルフの利用者数でございますが、令和元年度826人に対し令和6年度は382人となっております、53.8%の減となっております。

次に、卓球の利用者数でございますが、令和元年度1万785人に対して令和6年度は7,301人となっております、32.3%の減となっております。

次に、カラオケの利用者数でございますが、令和元年度769人に対し令和6年度は317人となっております、58.8%の減となっております。

続きまして、各指定管理者事業関係収入一覧表から12か月分の合計についてご説明させていただきます。数値については、一番右の数値、合計（元年度比）をご覧ください。各施設利用料収入ということで、これは主にお風呂、プール等の施設利用料となりますが、令和元年度1,988万8,080円に対し令和6年度は1,541万8,510円となっております、22.5%の減となっております。

次に、各教室利用料収入ということで、これは主に水泳教室の利用料となりますが、令和元年度は1,466万290円に対し令和6年度は1,309万3,370円となっております、10.7%の減となっております。

次に、食堂収入ですが、令和元年度1,544万4,575円に対して令和6年度1,931万1,220円となっております、25.0%の増となっております。

次に、その他ということで、これは自動販売機の売上げ等となりますが、令和元年度65万4,096円に対し令和6年度は112万7,483円となっております、72.4%の増となっております。12か月分の収入合計といたしまして、令和元年度合計5,064万7,041円に対して令和6年度合計4,895万583円となっております、3.3%の減まで回復しております。

次に、令和7年度の葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告ということで、福祉総合ステーションの利用者数並びに事業収入について、令和6年度と令和7年度の比較を数値でご報告をさせていただきたいと思います。お手元の葛城市社会福祉協議会事業報告の資料②をご覧くださいと思います。こちらに福祉総合ステーション指定管理事業関係

の実績を示しております。それぞれ令和6年度の月別の実績と令和7年度の7月分までの実績を示したものとなっておりますが、前年度との比較ということで、それぞれ年度の4月分から7月分までの4か月分を比較いたしました。

各施設利用者数一覧表から4か月分の合計について説明させていただきます。数値については、一番右の数値、4か月合計（前年度比）をご覧ください。全体の入館者数でございますが、令和6年度3万7,440人に対し令和7年度は4万2,017人となっております、12.2%の増となっております。

次に、プールの利用者数ですが、令和6年度1万3,269人に対し令和7年度は1万4,082人となっております、6.1%の増となっております。

次に、お風呂の利用者数ですが、令和6年度1万4,942人に対し令和7年度は1万6,809人となっております、12.5%の増となっております。

次に、パターゴルフの利用者数ですが、令和6年度140人に対し令和7年度は96人となっております、31.4%の減となっております。

次に、卓球の利用者数ですが、令和6年度2,566人に対して令和7年度は2,716人となっております、5.8%の増となっております。

次に、カラオケの利用者数ですが、令和6年度104人に対して令和7年度81人となっております、22.1%の減となっております。

続きまして、各指定管理者事業関係収入一覧表から4か月分の合計について説明させていただきます。数値については、一番右の数値、4か月合計（前年度比）をご覧ください。各施設利用料収入ということで、これは主にお風呂、プール等の施設利用料となりますが、令和6年度533万8,700円に対して令和7年度は588万8,360円となっております、10.3%の増となっております。

次に、各教室利用料収入ということで、これは主に水泳教室の利用料となりますが、令和6年度は488万7,350円に対して令和7年度は455万2,780円となっております、6.8%の減となっております。

次に、食堂収入ですが、令和6年度597万5,890円に対して令和7年度779万1,460円となっております、30.4%の増となっております。

次に、その他ということで、これは自動販売機の売上げ等となりますが、令和6年度36万8,299円に対して令和7年度は40万1,345円となっております、9.0%の増となっております。

次に、収入合計ですが、令和6年度1,657万239円に対して令和7年度1,863万3,945円となっております、12.5%の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

杉本委員長 ただいまご説明いただいた件について、何かご質問等ございませんか。

坂本副委員長。

坂本副委員長 資料①もそうなんですけど、資料②も見ますと、食堂収入が両方上がっておる数字が出ておりますけれども、これは何か工夫された、そういう点があるのでしょうか。

杉本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。

こちらのほうは、事業改善計画にもよるんですけども、お弁当の積極的な受注、また、季節限定メニューやイベント限定メニューの販売など、メニューのマンネリ化を防ぐことで利用者の満足度向上が売上げ増につながったということを確認させていただいております。

以上です。

杉本委員長 坂本副委員長。

坂本副委員長 お弁当というのは結局、お持ち帰りということになるんでしょうか。利用者数が増えたということですね、結局は。

杉本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 いろんな要因はあると思うんですけども、行事とかでお弁当を頼まれる場合や、また食堂等でお食事される方もおられると思っております。

以上です。

杉本委員長 坂本副委員長。

坂本副委員長 増えているのはとても結構なことだと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

杉本委員長 ほかございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 もうどこがどうやというのじゃないんですけど、分析したいなと思いつつ、もう今教えたいもらいたいのは、1枚目の先のほうの事業報告の中で、入場者数と収入、上段が入場者数で下のほうが収入というところで、人数は増えてるのに収入のほうでバランスがちゃうなというふうに見てるんですけど、こんなん、今から細かくはいいんだけど、令和元年度から5年、6年と比較されてる。令和元年度、コロナ前に戻そうということの努力はよく分かるんですけど、料金改定とかあったのかどうかだけ聞いておきたいなと。世の中、料金はいろいろ上がってもいってるし、その辺を教えてください。

杉本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 料金改定については、大きな変更はないというふうに聞いております。

以上です。

藤井本委員 分かりました。

杉本委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 元年がベースとしてというふうに僕言って、上げてもうてありがとうございます。数値を見る限り、日々努力されてるのが分かる。結果も出てきてると思うんですけども、引き続きしっかりと報告いただいて、数字を上げてもらえるよう、努力はしっかり見えてると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

質問ないようですので、(6)葛城市社会福祉協議会に関する事項については、以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

遅くまでありがとうございます。多分、本日で今期のラストの委員会で、こんな時間に

なるとは夢にも思わなかったんですけども、その分しっかりといろんなことを解決できて、僕もいろいろ聞いたこともありますし、皆さんも聞いたこともあったと思いますけども、いろんな意見を皆さんに引き続き、部長、理事者の方々、しっかりと聞いて、1つ1つ解決して行って、市民の皆様のためにしっかりやっていただきたいなと思います。今日1日、拙い委員長で申し訳なかったですけども、ありがとうございました。

以上をもちまして厚生文教常任委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後9時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 杉本 訓規